

令和三年

第7回大津町議会定例会会議録

開会 令和三年12月8日

閉会 令和三年12月16日

大津町議会

令和3年第7回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 8 日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由説明 議案審議、委員会付託	
1 2 月 9 日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2 月 1 0 日	金		休会	議案等整理	
1 2 月 1 1 日	土		休会	議案等整理	
1 2 月 1 2 日	日		休会	議案等整理	
1 2 月 1 3 日	月	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 4 日	火	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 5 日	水		休会	議案等整理	
1 2 月 1 6 日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				9 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 請願書（1件）
- 陳情書（2件）
- 専決事項の報告（2件）
- 令和3年9月例月出納検査の結果について
- 令和3年10月例月出納検査の結果について
- 令和3年11月例月出納検査の結果について
- 大津町財政事情公表
- 令和3年度大津町教育委員会点検・評価報告書
- 令和3年度定期監査報告書

会 議 に 付 し た 事 件

承認第11号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和3年度大津町一般会計補正予算(第7号))
承認第12号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和3年度大津町一般会計補正予算(第8号))
議案第54号	大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第55号	大津町保育所条例の一部を改正する条例について
議案第56号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第57号	大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
議案第58号	令和3年度大津町一般会計補正予算(第9号)について
議案第59号	令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第60号	令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第61号	令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について
議案第62号	令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
議案第63号	令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について

令和3年第7回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令和3年 10月1日 請 願 第 2 号	県道山西大津線白川に架かる森橋の 架け替えに関する請願	熊本県菊池郡大津町錦野525 番地 鳥子川区長 中山純秀	経済建設 常任委員会

議案第54号から議案第63号まで
請願第2号

午前10時17分 開会

開議

○議長（桐原則雄君） おはようございます。ただいまから令和3年第7回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

面川秀貢議員より欠席の届出がっておりますので報告します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番永田和彦議員、14番津田桂伸議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。津田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、11月30日午前10時から役場委員会室において、桐原議長にも出席願ひ、令和3年第7回大津町議会定例会について、審議いたしました。

まず、町長提出議案の12件について、執行部から説明を求め協議をいたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。

なお、一般質問については、10名ですので、1日目は通告書の1番から5番まで、2日目が6番から10番までの順で行うことになりました。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から12月6日までの9日間といたしました。

なお、今回もマスクの着用や室内の換気など新型コロナウイルス感染予防のため措置を行うことを申し合わせております。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しま

した会期日程（案）のとおり、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員会委員長から所管事務調査報告の申出がっておりますので、この際、これを許します。

豊瀬文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（豊瀬和久君） 皆様、おはようございます。ただいまから令和3年度の文教厚生常任委員会の行政調査について報告をいたします。

当委員会は、令和3年11月10日、合志市において分離新設された合志市立楓の森小中学校について行政調査を行いました。

はじめに、合志市役所で建設についての説明を受け、質疑・応答、意見交換等を行い、その後、楓の森小中学校を訪問して、説明を受けながら校舎や体育館などを視察しました。合志市では、増加する児童生徒数に対し、教育環境の充実を図るため、合志南小学校と西合志東小学校から分離新設する合志楓の森小学校と、合志中学校と西合志南中学校から分離新設する合志楓の森中学校を、合志市では初めて同じ建物内に設置した合志市立楓の森小中学校を本年4月に開校されました。総事業費約6億7千700万円で、施設一体型の小中学校として学校や学年を超えた交流が生まれる施設となるような設計となっているそうです。別々の学校ですが、施設の利点を生かし、合志市が全ての学校で取り組まれている小中一貫教育をさらに推進されるとともに、2つの学校を別々の場所につくるのではなく、一体型の施設にすることにより、建設費を1.5倍から1.7倍に抑えられています。校舎は3階建てで、1階が小学1、2年生、2階が小学3、4、5年生、3階が小学6年生と中学1年生から3年生となっており、小学6年生と中学生を同じ階にすることで、スムーズに小学校から中学校へ移行できるよう配慮されています。

また、通常では、小学校にはない武道場があるほか、運動場は、大津小学校の約3倍、体育館は約2倍の大きさがあり、多目的教室や図書館もおおむね2校分の広さがあるため、様々な活動に広

く利用されているとのことでした。

その他、施設が一体であることにより、教職員についても小中学校の先生が同じ建物にいうことで、授業の相互交流ができやすく、より一層一貫教育の推進が図られているそうです。

給食については、自校式で、調理場の運営を市では初めて業務委託方式を導入されています。

学校建設による校区の変化や今後の見通しについては、校区内の住宅開発の問合せが多くあっており、引き続き、児童生徒の増加状況が継続する可能性があるとのことでした。

最後になりますが、合志楓の森小中学校は、日本唯一のハンセン病専門の刑務所跡地に建つことから、人権教育のモデル校として、東門には、差別や偏見の解消を願う石碑が設置されています。

小中連携、一貫教育の実施により、これからの変化の激しい時代においてコミュニケーション力や課題を見つけ出す力を育てていくための教育を推進されていることに対しまして、感銘を受けた行政調査でございました。

以上で、文教厚生常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議 長（桐原則雄君） これで、文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

日程第5 承認第11号から日程第6号 承認第12号まで一括上程、提案理由の説明、 質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5 承認第11号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第7号））」及び日程第6 承認第12号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第8号））」2件を一括して議題とします。

お諮りします。

承認第11号及び承認第12号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号及び承認第12号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まず、承認第11号「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第7号））」につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億805万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を169億5千517万4千円としたものでございます。

次に、承認第12号「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第8号））」につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補正でございまして、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億5千823万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億1千341万2千円としたものでございます。

以上、承認第11号から承認第12号までの事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第11号の令和3年度大津町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。合わせて別紙の補正予算の概要も御覧いただきたいと思っております。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億805万8千円を追加し、予算の総額を169億5千517万4千円とするものです。この補正は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種、都市対抗野球ホンダ熊本の応援の旅費、ワクチン接種負担軽減事業の対象者の増に伴う増額補正でございまして、急施を要したため、11月の4日付けで専決処分をしました予算を報告し、議会の承認を願うものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

款1、項1、目1議会費、節の8旅費は、都市対抗野球大会の応援に係る費用弁償でございます。

款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費は、3回目のワクチン接種に係るものになります。

節の1報酬は、新型コロナワクチン接種による健康被害が生じた事例を医学的な見地から調査を行う予防接種健康被害調査委員会の委員報酬でございます。

節8の旅費につきましては、費用弁償になります。

節の10需用費、印刷製本費は、3回目接種の接種券、予診票などの印刷等に係る費用になります。

節の11役務費の通信運搬費は、3回目接種券の郵送費、手数料は職域接種など、町外接種の増加による増額と、3回目接種に係る国保連合会事務手数料になります。

その下の節の12委託料は、3回目のワクチン接種対応等に係ります新型コロナワクチン対応コールセンター委託、それから、予防接種の委託関係になります。

13ページをお願いいたします。

節の13 使用料及び賃借料は、ワクチン管理に伴います作業場等の使用料になります。

款の7、項1、目の3 観光費は、節の8 旅費につきましては、都市対抗野球大会の応援に係る旅費になります。

目の6 新型コロナウイルス感染症対策費、節の12 委託料は、ワクチンを接種した町民に対し、ワクチン接種にあたり発生します経費の個人負担軽減を行うため、1人当たり2千円の町内商品券を交付いたします、ワクチン接種負担軽減に係るもので、接種率が当初の想定を上回ったため、増額補正をするものでございます。

14ページの款の13 予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款の15、項1、目2 衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金で、今回のワクチン接種費用に係る増額になります。

項2、目2 衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金で、今回の接種準備費用に係る増になります。

款の16、項2、目1 総務費県補助金、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、ワクチン接種の負担軽減事業の増額に係る補助金になります。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、承認第12号の令和3年度の一般会計補正予算（第8号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。合わせまして別紙補正予算の概要も御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5千823万8千円を追加し、予算の総額を173億1千341万2千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、国の子育て世帯への臨時特別給付の先行給付金5万円の支給に係る補正でございまして、急施を要したために11月の26日付けで専決処分をしたところでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款の3、項2、目7 新型コロナウイルス感染症対策費、節1 報酬、それから節の8 旅費につきましては、国の子育て世帯への臨時特別給付の先行給付金の支給事務に係ります会計年度職員1名分の報酬、それから費用弁償になります。

次に、節の10 需用費は、今回の給付金支給事務に伴いますコピー代、事務用品、それから返信用封筒等の印刷製本費になります。

節の11 役務費は、先行給付費に係ります給付対象者への通知等の郵送代、それから、給付対象者への給付金の口座振込の手数料になります。

節の12委託料につきましては、ただいま御説明いたしました、子育て世帯への臨時特別給付金システム改修への業務委託、それから、給付対象者への通知等に係る印刷関係の業務委託になります。

節の19扶助費ですが、子育て世帯への臨時特別給付先行給付金につきまして、今回、国が実施いたします子育て世帯の生活支援のための一時支給として、児童手当の支給基準以下の子育て世帯の保護者に対しまして、先行給付金として、高校生以下の子ども1当たり5万円を支給するものがございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款15、項2、目1民生費国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、子育て世帯への臨時特別給付の先行給付金に係るものになります。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 承認第11号について質疑を行います。

予算書の12ページ、委託料として新型コロナワクチン対応コールセンター委託ということで3千381万円あがっております。説明資料見てみますれば、増員及び3回目接種による増額としてありますけれども、コールセンターにつきましては、最初の接種のときからえらく混乱があったと思われませんが、改善というのは見込まれているのかどうかということですね。想定できるそういった今までの混乱を起こした、それが改善がどういうふうにできる予定なのか。恐らくそういった想定をきちんと積み上げてこの予算はできていると思いますので、この点について質疑をいたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の承認第11号に関する質疑にお答えさせていただきます。

新型コロナワクチンのコールセンターの改善をどう図ったかというところです。今回、3千381万円の増額を計上させていただいておりますが、4月から11月までに一番混乱した時期ですけども、この時期、オペレーター数が当初の見込みよりも回線がふさがったということで、回線数を増やしております。そのときの増額分が1千600万円、それが11月分までです。3回目接種による増額分を12月から1千700万円計上しております。今回のコールセンターの改善につきましては、オペレーター室につきましては9名で変わらないところで今考えております。前回は65歳以上の高齢者8千人分の接種券を送りまして、接種の予約の受付を行ったんですが、非常にこう集中して、早めにとろうという方が集中して、非常に回線がふさがってとれなかったということで混乱を招きました。

今度行われます追加接種につきましては、おおむね2月の下旬から対象の、今で言います8か月

経過者が出てきますので、大体週当たり900人程度の対象になります。これを小分けにして、接種券を大体週単位ぐらいで送っていきたくと思いますので、前回のような混乱は防げるものというふうに考えております。

また、電話番号のほうもですね、ナビダイヤルを使用しておりましたので、利用者の方に負担をかけるということで、今回は通常ダイヤルにさせていただきます。その分で利用者の方の負担も軽減されるというふうに考えております。

また、Web予約のほうを中心にさせていただきますが、Web予約につきましても、前回も地域の皆様方、御家族の方々等の御協力をいただきまして、当初の混乱を経過したあとは円滑に進めさせていただきます。今回も簡易郵便局などでの御協力もいただきながらですね、御支援をいただくようなところで進めていきたいというふうに考えております。

今回のワクチン接種、追加接種につきましては、来年の9月末までを臨時接種の期間ということを進める計画になっておりますので、長期に渡りますが、そのような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

確かに、電話対応ということ、Webのそういった予約も進めるという形があるということをおっしゃいましたが、すでに2回接種しているんですね。恐らくこの2回接種したという方は同じところで受けていると思います。要はですね、この考え方自体がその電話予約を取って、そこを介して病院を紹介するというようなシステム自体が、もうすでにもう陳腐化しているんですよ、私から言うならば。もう前回打ったところで打ってくださいますのほうが一番簡単だと思いますね。そういった促しをチラシ配るだけで終わりはしないですか。もうちゃんとデータは出ているわけですから、あなたは毎月何日に8か月、6か月经ちますよっていうのをすれば済むことじゃないですか。これは確かにですね、国庫支出金から出ます。ところが、国税も我々は払っているわけですから、やはりこう簡素化できる、わかりやすいというのはどこか。町民の立場、受ける人の立場というのはそこじゃないでしょうか。そういった選択肢はなかったのか、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

追加接種を割当て式で接種者の方に、希望者の方に振ったらどうかというような御質疑だったかと思っております。

今回の追加接種につきましては、今、承認されていますファイザー製のワクチン、それと今後承認されるモデルナ社製のワクチン、その2種類が基になってまいります。誤接種を防ぐためには、個別接種、町内の医療機関で接種をお願いする場合には、医療機関を分けるというような対応が必要であるというふうに考えております。

よって、かかりつけ医のところかファイザー製なのか、モデルナ社製のワクチンを使うのかを今

ちょっと協議をさせていただいております。モデルナ社製のワクチンにつきましては、通常の量の今のところは2分の1の量で接種という形ではありますが、1、2回目接種も9月末までは続けていきますので、その方々につきましては、通常の量を打つというような形になります。ちょっとワクチンの配分関係が非常にこう難しくなっておりますので、誤接種を防ぐためには、医療機関ごとにワクチンを変えるという形をとらせていただきたいというふうに考えております。それで、御高齢の方、私も御近所の方とか聞いたんですが、やっぱりファイザー社製のワクチンを打たれておりますが、やはり同じものを打ちたいという御希望の方が非常に多くあります。ただ、供給につきましては、ファイザー社製が約6割、モデルナ社が約4割というふうに国のほうから示されておりますので、町内の医療機関も約半分半分ぐらいの医療機関で分けていただくというような形になるかというふうに考えております。できるだけ早く打ちたい方につきましては、予約枠の空いている医療機関で打っていただくというような形になるかと思ひますし、同じワクチンを打ちたいという方につきましては、少しやっぱり空いているときを見計らって予約していただくというような配慮が必要かと思ひますので、どうしても割り付けということができませんでした、できないんじゃないかというふうに考えました。ファイザーを希望されてモデルナの医療機関を指定された場合、変更するというような手続きがかなりの量が出てくるかと思ひますので、ここは本人の御希望でまず予約を取っていただくという形にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

最近の情報によりますと、国のほうが接種証明、そういったものをスマホあたりで提示できるように、ということは、開いてる医療機関があればですね、それをお見せすればもうすぐ打てることのできるんじゃないでしょうか。例えば、その開き情報というのを流せば、自分は仕事の都合でこの日はだめだねって、ここは開いてるね、じゃあ予約を入れようというようなですね、そういった想定さえできるんですよ。ということは、それ宣伝はほぼ要らないんですよ。ですから、租税原則じゃないですけども、税を納めるのに一番納める方々のいうなら便宜を図るといのがありますよね。それと一緒にんですよ。町民一人一人の方の便宜を図ってやらなきゃ、そのときに、こっちがこういった枠組みにしました、こういった仕組みにしましたというのは、それは1つの方法ですけども、想定が甘いんじゃないかなということですよ。その点はですね、先々変化していくかというのを考えなきゃ、じゃないと余分な経費が掛かるということですよ。もう少し想定の中で、幾つかあってその中でベストな方法はこれなんだっていったようには感じないんですよ。ここで、問題は。ですから、そこをきちんと煮詰めて、専決処分ですからね、専決処分というのは、そこを煮詰めて煮詰めて文句が言われないようにするのが専決処分ですよ。だから、そういったところをですね、ちゃんと説明できるようにですね、想定は様々やりましたと。その時に情報を集めたのはこれだけだったんですっていうような説明がほしいということですよ。ですから、そういったところをもう少し煮詰めて専決処分に値すると言わなければ、本当にそのちゃんとした支出なのかという、予算執行なのかということになりかねんということですよ。それ以上の何かこ

うこういったことも想定しました。そういったものがありますか。それがあれば答えてください。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の3度目の質疑にお答えさせていただきます。

11月当初、この専決のほうは専決処分させていただいて、今システムの改修とか、接種券の準備のほうを進めさせていただいております。医療従事者にはすでに接種券のほうを送付させていただいております。国の情報を基に進めておりますが、薬事承認のこととか、3回目接種の期間をどうするかというのはまだ国のほうでも議論されている中で今進めておりますので、私どもとしては、報道の中で、あるいは国から出される情報をもとに進めているところです。

予約システムにつきましては、永田議員の御提案のとおりですね、今回の場合は、先ほど言いましたとおり、いろんなワクチンがいろんな医療機関で3回目も1回目も2回目もあるというような状況になりますので、Web予約サイトのほうで見るのが一番わかりやすい予約方法だというふうに考えております。コールセンターだといちいち聞かなければならないというような状況になりますので、どの医療機関がどのワクチンでどの時間帯で空いているというのがわかるというような予約サイトにしたいというふうに今考えております。その辺につきましては、ぜひこちらのほうとしてもWeb予約での勧奨を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 承認第12号についてお伺いをいたします。

補正予算の概要4ページ、新型コロナウイルス感染症対策費の節19扶助費についてお伺いをいたします。

子育て世帯への臨時特別給付金のうち、今回、現金5万円が先行給付され、来年2回目を実施される予定となりますが、その給付方法について、地方自治体の実情に応じて現金給付も可能となっていますので、迅速な給付をするためにも、そして、経費の削減や事務負担を軽減させるためにも、そして、また何よりも子育て世帯の方々から使い勝手がいい現金給付を望む声が多く寄せられていますので、2回目もクーポンではなく現金給付にすべきだと思いますが、どのようにお考えになられているのかをお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 豊瀬議員の承認第12号に関する質疑に対してお答えさせていただきます。

今回の子育て世帯への給付金の件ですけれども、現在、先行給付の5万円の給付につきまして、年内での支給の準備を進めているところです。御質問の件は、年度末に給付する5万円をどうするかというようなことだったかと思います。先週、内閣府のオンラインの説明会がありまして、大体内容のほうを国から伝えていただいておりますし、昨日、官房長官談話の中でも自治体の実情によっては現金給付も可能というようなことが付け加えられているというふうになっております。当初の

説明でもそのようなことを国のほうから聞いておりますが、クーポンの給付を原則としてというのが基本になっておりますので、なかなかまだ情報が不足しているような段階です。また、先週でのですね、国の説明会のままの情報しか得ておりませんし、今後、国からどのような情報が出てくるかということもありますので、まだ役場庁舎内でもこの件につきましては議論が進んでおりませんので、クーポンにするのか、現金にするのか、できるのかできないのか、クーポンについてはどうするかということについては、今後の情報を整理しながら早急に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 来年の春には進学や入学というのもありますので、迅速な給付と使い勝手がいいということが一番重要になるかと思っておりますので、現金での給付を望む声が多くありますので、ぜひしっかりその声を受け止めていただいて考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、承認第12号について質疑をいたします。

今、御指摘ありました、その給付の話なんですけど、要はですね、これは民生費国庫補助金で半分の金額が、国庫補助が出ています。だから先行給付で5万円払いますという立て付けはわかるんですね。ただ、今御指摘があったとおりで、昨日、全員協議会がありまして、その先行給付のやり方についてと、各議員に説明がありましたと。それからですね、政府のほうで、要は基礎自治体である、これは大阪市が言っているんだと思いますが、これを一律10万円で給付できないかという話をしているということが今浮き彫りになっております。このとおりの予算書で各基礎自治体に配付をされているのであれば5万円が国庫補助、5万円を当初基礎自治体がそれを一財で払うという形になっているのかと思慮できるわけですね。先ほどその事務手続きが煩雑にならないようにということの観点でいくと、10万円を1回で配ったほうが煩雑にならないのではないかという考え方が成り立つと思うんですが、この辺りの比較検討についてどのようなお考えをお持ちか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

今回の先行給付につきましては、国の予備費で対応させていただいているというふうになっております。次の5万円の原則クーポンというのの給付につきましては、補正予算の成立後という形になりますので、今回の計上につきましては、先行給付のみの計上とさせていただきます。

給付の目的につきましては、これまでは子育て世帯への支援という形が打ち出してありましたが、今回の給付につきましては、子どもへの支援というふうに打ってあります。よって、前回の国からの説明におきましても、クーポン券の利用につきましては、子どもに直接関わる分に使用していただきたいと、これはお願いベースなんですけども、例えば、クーポンを使用する場合には、塾の分

とか、家庭教師の分とか、本に回す分とか、そういう子どもの教育、あるいは子どもの生活に係る分での使用を目的としたクーポンの立て付けをしてほしいというようなことでした。非常に難しい課題をいただいております。これにつきましては、まずは都道府県のほうで検討されると思いますので、そちらの情報もいただきながら町のほうで対応していきたいというふうに考えております。

また、大阪市のニュースは、私も今日見ましたが、どのような形で年内に10万円給付するかというのはまだちょっと調査ができておりません。申し訳ありません。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度質疑いたします。

そのような形でありますから、新聞報道とかで今なされている10万円給付という形はわからないんですね。わからないことをやっているんですよ。ただ、私はその今答弁があった中でですね、説明もあったとおりで、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点からというのが給付目的なんですね。だから、いかにですね、その世帯が10万円をもらうかというところが新聞報道とかの争点になっている。これは大間違いなんですよ。実際は、その子どもたちを力強く支援するための最善の方法を基礎自治体がそれを決めなければいけない、自主的にということがありますので、今、この専決処分で提案された内容は、子どもたちをどうやって支えていくかということについての観点が必要だと私は思っています。ですから、今の説明の中では、確かに財源の話はしました。これは町民の皆さんにしなきゃいけない。どのような支援をするかということも町民の皆さんに御理解をいただければいけない。そしてですね、先行的な報道で10万円配るのがあたたかもいい、5万円ずつ配るのは悪いんだということになってしまうと、これは目的が全く変わってくるわけなんですね。だから民意をしっかりと汲み取って、あるいは、町民の皆さんにわかりやすい説明をするためには、この立て付けはどのようにして子どもたちを支援していく施策なのかということを明らかに、つまびらかにするべきだと私は思います。その点についてはどのようなお考えをおもちか、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の再質疑にお答えさせていただきます。

私もお話ししましたとおり、その辺の目的で今回の給付金事業成り立っておりますので、住民の方々にはですね、目的の周知徹底につきまして、町から発信する様々なメディアを通じまして、住民の方にお届けしたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再度質疑いたします。

このような形で決まった話でありますので、これを住民の人たち、引いてはですね、実際、その補助をもらう子どもたちが一人一人が理解ができるような仕組みで僕は必要だと思うんですよ。だから、大人たちが決めたと、行政が決めた、あるいは保護者からの要望で決まったのではなく、子どもたちがこういうお金を、私たちは補助を受けるんだという位置づけを広く周知する必要がある

はあると思います。町長がこれを専決で決めた。町長はこのような方針で私たちを支援してくれるんだ、私たちを補助してくれるんだということがわかるようなものをつくっていただければと思いますが、そういった資料、あるいは住民に対する、特に子どもたちに対する説明というのはどのようにされるかというようなことを再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 詳細につきましては、先ほど部長からありましたとおりで、まだ国のほうの方針が固まっていないところもございます。大阪の事例もありましたけど、大阪のほうも罰則等があればまた考えるような話もあったと思います。そういったものは置いといて、一旦、先ほど部長から説明あったとおり、まずは子どもたちにとってどのようにお金が使われるかというのが一番大事だと思っています。わかりやすく住民の方に知らせるということは、対象が大人であれ子どもであれ同じことだと思っていまして、政策全般に渡ってそのように努めているところです。その点を踏まえまして、具体的な資料をつくるかどうかはちょっとどういった形になるかわかりませんが、これからより伝わる方法で検討をというか、中身を煮詰めた上で発信はしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 承認第11号のちょっと細かい点の確認になります。

このコロナのワクチン3回目接種に関してなんですけれども、3回目の接種で、ワクチン接種にこれまでかかってきた経費というものを考えると、一つ、運搬のコストというのがあったと思うんですけれども、その分がちょっと入ってないのでちょっと心配しているところなんですけど、ここについてはいかがでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） ワクチンの運搬につきましては、今、物流センターのほうで仕分けして配送をさせていただいております。大津町でなく、菊陽町、合志市で今構成させていただいております。

今回、使用料賃借料のほうで17万8千円させていただいております。補正のほうで確保させていただいております分が見込みよりも安価に済んでおりましたので、その分と合わせまして、今回3月までの分を17万8千円の増額で回していきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 承認第12号について質疑いたします。

11ページの扶助費について様々な意見が出たところではありますが、もういちいちごもっともだなどと思っておりました。それでも子どもへの支援という理解をしたときにですね、親が代理受領という形に今度はお金の流れから考えればなるわけですね。ところが、この新型コロナの影響という

のは、各世帯に対して多大な影響はあっているわけですよ。じゃあそのときに、各世帯の経済状況が非常に落ち込んでいる状況で、代理受領された親がですね、厳密に言うならばですよ、それが果たして、その子どもたちのためにとって言って使えるだろうか。それは食費ですよ、言うならば。子どもたちのために食費に使いますとか、常識的に考えてそうなりはしないかなと思うんですよ。だから、ここの整理整頓は非常に重要だと思います。下手に、例えば、子どもたちで、「いや、おれのお金だろう、お父さん、お母さん、おれにお金をくれよ」て、それもあり得ると思うんですよ。ですから、ここの国民としてのですね、これが今の総理大臣が言う適正な分配かどうか、私もわかりませんが、それを適正な分配にするためには、町の適正な、本当に理解をいただけるような説明はどうしても必要になってくると思います。ここをおろそかにしたならば、ただ国が言ったから配りましたで終わると思うんですね。ここの理解は非常に重要な点ですよ。これが本当の全体の福祉だと思いますので、この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の承認第12号に関する質疑にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、今回の給付金につきましては、子どもたちに直接支援するよう使っていただきたいという国の目的がありますので、町としましても、その件を給付者の対象者の方にはですね、十分お伝えするような、先ほどの答えともかぶりますけども、説明を果たしていきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第11号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第7号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。

本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

次に、承認第12号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第8号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。

本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 押し忘れなしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、承認第12号は承認することに決定しました。
しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時05分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第54号から日程第16号 議案第63号まで一括上程、提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第7 議案第54号、「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例について」から日程第16 議案第63号、「令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予
算（第2号）」までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹君） まず、提案いたしました承認案件につきまして御承認いただきまして、誠
にありがとうございました。

それでは、議案第54号から議案第63号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第54号「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます
が、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律及び同法の施
行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものでござ
います。

次に、議案第55号「大津町保育所条例の一部を改正する条例について」でございますが、大津
町立大津保育園分園の閉園に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第56号「大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、
健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでご
ざいます。

議案第54号から議案第56号までの、3議案につきましては、条例の一部改正でありますので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第57号「大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について」でございます
が、大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的、かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定
するものであり、指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求

めるものでございます。

次に、議案第58号「令和3年度大津町一般会計補正予算（第9号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9千894万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、174億1千236万円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金410万3千円、県支出金151万7千円、繰入金5千万円、諸収入302万8千円、町債4千30万円を、それぞれ増額するものでございます。

歳出では、議会費1万5千円、総務費304万1千円、民生費2千812万1千円、衛生費1千10万3千円、農林水産業費474万円、土木費5千503万5千円、消防費125万8千円、教育費2千963万4千円、災害復旧費395万9千円をそれぞれ増額し、商工費60万円、予備費3千635万8千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第59号「令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、29億5千524万円とするものです。

歳入で、諸支出金291万6千円を増額し、予備費291万6千円を減額するものでございます。

次に、議案第60号「令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、29億1千74万円とするものでございます。

歳入では、諸収入9万9千円を増額し、歳出では、総務費4千円、地域支援事業費20万2千円、諸支出金1千円をそれぞれ増額し、予備費10万8千円を減額するものでございます。

次に、議案第61号「令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、歳出で、収益的支出の営業費用を12万9千円減額するものでございます。

次に、議案第62号「令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、収益的収入の営業収益64万円、収益的支出の営業費用を13万7千円、資本的収入の補助金65万1千円、資本的支出の建設改良費65万1千円を、それぞれ増額し、収益的収入の営業外収益を50万3千円減額するものでございます。

次に、議案第63号「令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益46万8千円、収益的支出の営業費用46万8千円をそれぞれ増額するものでございます。

議案第58号から議案第63号までの、6議案につきましては、「令和3年度、一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算について」ですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第54号から議案

第57号まで、議案第58号から議案第63号まで分けて説明を求めます。

坂本住民生活部長。

○住民生活部長（坂本光成君） おはようございます。それでは、議案第54号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案集は3ページ、説明資料集は1ページから3ページ、説明資料の4ページから16ページまでは新旧対照表を載せております。

まず、議案集の3ページをお願いいたします。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

まず、今回の主な改正内容について説明をさせていただきます。

説明資料集の1ページをお願いします。

今回の改正は、子どもの均等割課税額の軽減に係る内容が主なものでございまして、その内容としましては、国民健康保険の保険税について、全ての国民健康保険加入世帯の子ども、未就学児でございますが、これを対象とし、その均等割保険税を5割軽減するもので、子育て世帯の経済的負担を軽減することなどを目的としております。

現在、国民健康保険の保険税は、応益の均等割と平等割、そして応能の所得割に応じて設定されておりますが、低所得者世帯につきましては、大津町国民健康保険税条例第23条第1号から第3号に規定しております、応益保険税の軽減措置として所得要件により平等割及び均等割の7割、5割、2割をそれぞれ軽減する措置を講じております。

今回の改正は、この応益保険税の軽減措置に加える形で、未就学児の均等割保険税の軽減を行うものであることから、7割軽減の該当世帯の未就学児分均等割保険税は残り3割の半分の1.5割を減額するため、合計で8.5割の軽減となりまして、同じように5割軽減の該当世帯については7.5割の軽減、2割世帯の該当世帯につきましては6割の軽減となり、減額措置のない世帯については、5割軽減となるものでございます。

なお、本改正による減額相当額につきましては、公費により負担されることになっておりまして、その負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1となる見込みでございます。

今回の改正によりまして、未就学児のいる世帯につきましては、均等割額が減額となりますので、子育て世帯の経済的負担の軽減につながるものと考えております。

次に、条例改正分について説明をさせていただきます。

議案集は4ページ、説明資料は1ページの下の方をお願いします。

順に説明させていただきます。

第3条、第4条、そして次のページの第5条、第6条、第13条につきましては、それぞれ規定の整備や法律改正にあわせた条文の整備を行っております。

次に、23条につきましては、既定の整備や法律、政令改正にあわせた条文の整備に加えまして、

同条に新たに第2項を新設し、先ほど説明させていただきました未就学児の被保険者均等割額の減額について規定をしております。

なお、同条の第2項第1号が基礎課税額、これは医療分になりますが、それについての被保険者均等割額で、第2号が後期高齢者支援金等課税額についての被保険者均等割額となっております。

次に、第23条の2と附則第2項から第3項、第4項及び第6項から第13項につきましては、法律の改正にあわせて条文の整理を行うものでございます。

最後に、附則の第1で、施行期日を規定しておりまして、施行日は、公布の日から施行するとしておりますが、第5条第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定と、附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定につきましては、令和4年4月1日から施行することとしておりますので、今回の未就学児に係る均等割課税額の減免規定につきましては、令和4年4月1日からの施行となります。

また、附則の第2項で適用区分について規定しておりまして、この条例による改正後の大津町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 改めまして、おはようございます。私のほうからは、議案第55号から57号までの3件を御説明させていただきます。

まず、議案第55号、大津町保育所条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案集は7ページから8ページ、説明資料集は17ページから18ページをお願いいたします。

今回の改正は、大津町立大津保育園分園の大津保育園本園統合にあたって、分園を閉園することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

説明は、説明資料にて行います。説明資料の17ページをお願いいたします。

1、分園の施設概要です。平成26年10月に待機児童対策として開園しております。定員は20名で、1歳児と2歳児の受け入れを行っております。

2、現状です。町中心部や幹線道路から離れていることなどの地形的条件のため、利用者は年々減少しております。

3、統合の時期は、令和4年4月1日としております。

4、今後のスケジュールです。今議会で可決いただきましたら、県に届出書の提出を行います。また、12月中に大津保育園の分園と本園の保護者へ周知をいたします。そして、令和4年4月1日、分園を本園に統合いたします。

分園の在園時につきましては、希望者の全てを本園のほうでお預かりすることとしております。周知につきましては、広報おおづやホームページのほうで行うところとしております。

説明資料の18ページをお願いいたします。

改正内容です。第2条における保育所の設置、名称及び位置において、大津町立大津保育園分園を削除いたします。

施行日です。附則において、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第55号の説明を終わります。

続きまして、議案第56号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

議案集の9ページをお願いいたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、産科医療保障制度の見直しとあわせまして、出産育児一時金42万円の支給額の内訳を見直すために条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料集の19ページをお願いいたします。

第6条第1項中、出産育児一時金の額40万4千円を健康保険法施行令等の改正を踏まえまして、40万8千円に改正するものです。

条例改正の概要としまして、健康保険法施行令第36条但し書きに規定する出産であると認める場合の加算額を通常の妊娠分娩にも関わらず、医療事故により重度脳性麻痺になった子どもの看護、介護に必要な補償金を支給する産科医療保障制度、この掛金の引き下げに伴いまして、1万6千円から1万2千円とするものです。

出産育児一時金の支給総額につきましては、少子化対策の重要性を踏まえまして、出産育児一時金の基本額を引き上げることにより、先ほどの40万8千円に引き上げた部分ですけども、加算額の総支給額につきましては42万円を維持するものとしております。

議案集の10ページをお願いいたします。

附則の第1項としまして、施行期日を規定しており、令和4年1月1日から施行することとしております。

附則の第2項には、経過措置を規定しており、施行日前の令和3年12月31日以前に出産した被保険者に係る条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、以前の条例の規定を適用することとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第57号、大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

議案集は11ページ、資料集は21ページからになります。

大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的に、かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものです。

1、対象施設は、新設する大津小学校の学童保育施設2クラブとなります。

2、目的は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、健全な育成を図るために設置した施設となります。この目的を効果的に達成するため、学童保育施設に実績があり、地域等の活

力を積極的に活用できる法人に指定管理者として指定をするものです。

3の(1)指定の期間につきましては、令和4年7月1日から令和6年3月31日までの1年9か月としております。(2)指定管理料につきましては、国の放課後児童健全育成事業の基準額を基に、事業年度前に協議の上、額を確定し、会計年度を基準として予算の範囲内で支出予定です。

なお、障がい児の受け入れが見込まれた場合には、別途の基準により支出する予定となっております。

4の(1)指定管理候補者の選定につきましては、公募を実施し、11月5日に開催されました大津町指定管理者選定委員会により、事業計画や管理運営方針、資産状況などの書類及びプレゼンテーションなどを再検し、これまでの実績なども含めて総合的に評価したものとなっております。

4の(2)②の申請者は、特定非営利活動法人NPOこどもサポート・みんなのおうち様の1者のみでした。⑥の審査結果で、NPOこどもサポート・みんなのおうち様は、総合得点100点満点換算で平均74.36点となっております。

5、指定管理候補者につきましては、審査結果を踏まえまして、申請者の特定非営利活動法人NPOこどもサポート・みんなのおうち理事長、江口竜一様となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(桐原則雄君) 次に、議案第58号から議案第63号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長(藤本聖二君) それでは、議案第58号の令和3年度大津町一般会計補正予算(第9号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、共済負担金率の確定や各種手当関係の増減などに伴います人件費の補正のほか、施設等の修繕関係、補助金等の確定に伴います過年度分の返還金、制度改正等に伴うシステム改修、それから、町道杉水水迫線の排水路の整備工事、学校関係では、空調機の使用頻度の増加、あるいは燃料費の調整費の上昇等に伴います光熱水関係の使用料の増額。それから、来年度のクラス増に対応するための費用などを新たに計上いたしております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。合わせて、別紙補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ9千894万8千円を追加し、予算の総額を174億1千236万円とするものです。第2条で、繰越明許費の追加及び変更を第2表繰越明許費補正のとおりとしております。第3条で、債務負担行為の追加を第3表債務負担行為補正のとおりとしております。また、第4条で、地方債の変更を第4表の地方債補正のとおりといたしております。

7ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の補正になります。追加の町道杉水水迫線の排水施設整備工事は、今回、杉水地内の町道杉水水迫線におきまして、調整池からの排水路の布設工事を予算計上しておりますけれども、年度内の工期の確保が困難であることから、今回、繰越明許費を設定いたしまして、今後、契約を行うことといたしております。変更のあけぼの団地の改修

事業につきましては、今回、修理工事追加の予算計上を行ったものでございます。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為補正の地域活性起業人制度負担金につきましては、健康づくりや介護予防事業の分野での課題解決のために地域活性起業人制度を利用し、企業からの人材を求めるために債務負担行為を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第4表地方債の補正ですけれども、変更8の町道整備事業につきましては、町道杉水水迫線の排水施設整備工事に係るものになります。

それでは、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

19ページをお願いいたします。

款3、項1、目3後期高齢者医療費、節18負担金後期高齢者医療広域連合負担金は、令和2年度負担金の額の確定に伴う増額になります。

それから、20ページをお願いいたします。

項2、目1児童福祉総務費、節12委託料は、児童家庭相談システム導入に伴います住基連携のためのシステム改修になります。それから、節の22償還金利子及び割引料は、過年度事業の確定に伴います教育保育給付費の負担金、子ども子育て支援交付金等の返還金になります。

21ページをお願いいたします。

目の7新型コロナウイルス感染症対策費、節18補助金、新型コロナウイルス感染症対策補助金は、学童保育施設の利用者が登園自粛を行った場合に、利用者の日割減免に係る費用等を補助するものになります。

22ページをお願いいたします。

款4、項1、目1保健衛生総務費、節の18補助金、特定不妊治療費助成事業補助金につきましては、申請件数の増加に伴います増額補正をいたしております。

目の4健康増進費、節12委託料、情報標準化整備事業に伴う健康管理システム改修業務委託は、健診結果等の様式標準化やマイナンバーの連携に伴うシステム改修になります。

目9新型コロナウイルス感染症対策費、節22償還金利子及び割引料は、令和2年度のワクチン接種体制確保事業の額の確定に伴う返還金になります。

23ページをお願いいたします。

款6、項1、目の3農業振興費、節18補助金の14、経営継承発展支援事業補助金は、地域農業の担い手が経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、計画に基づく取り組みに対する補助で、対象農家が障がい者施設向け運営コンサルの指導費、それから、作業マニュアルの作成研修費関係の導入を行うものになります。その下、16の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金は、特産物、お茶ですけれども、の産地化を図るために対象農家がインバーターの蒸し器を導入されるものでございます。

それから、26ページをお願いいたします。

款の 8、項 2、目の 3 道路新設改良費、節 1 2 委託料、それからその下、節の 1 4 工事請負費につきましては、町道杉水水迫線の排水施設整備に伴います測量設計、それから、施設整備工事になります。

款の 8、項の 3、目 2 公園緑地費、節 1 2 需用費は、電気料金の増加に伴います光熱水費と各種公園の施設の修繕対応に伴います修繕料の増額補正になります。

27 ページをお願いいたします。

項 4、目 2 住宅維持費、節 1 0 需用費は、電気料金の増加に伴います光熱水費と既存の町営住宅等の老朽化に伴います修繕料の増額補正になります。節の 1 4 工事請負費は、鍛冶の上団地の給水ポンプの故障に伴います給水ポンプの取り替え工事になります。

目の 3 住宅建設費、節 1 4 工事請負費は、あけぼの団地 7 号棟の空き家の修繕工事の追加に伴います工事請負費の増額補正になります。

28 ページをお願いいたします。

款 9、項 1、目の 3 消防設備費、節 1 0 需用費は、消防施設等の修繕の増加に伴う修繕料の補正になります。

それから、節の 1 2 委託料の学校施設管理業務委託につきましては、大津小、それから南小の学校施設等に支障を来しております高木を剪定いたすものでございます。

29 ページをお願いいたします。

項 2、目 1 小学校の学校管理費、節 1 0 需用費は、空調機の使用頻度関係、それから、燃料費の調整費の上昇等に伴う光熱水費の使用料の増額補正になります。節の 1 7 備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、児童用の机等の備品を購入するものになります。

30 ページをお願いいたします。

項の 3、目の 1 中学校の学校管理費、節 1 0 需要費は、空調機の使用関係、それから燃料費調整費の上昇等に伴う増額補正になります。節の 1 7 の備品購入費につきましても、来年度のクラス増に対応するための備品導入になります。

項の 4、目の 2 新型コロナウイルス感染症対策費、節 1 0 需用費は、町立幼稚園 2 カ所の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための消毒等の購入に伴います消耗品の増額になります。

32 ページをお願いいたします。

項 6、目 2 体育施設費、節 1 4 工事請負費は、施設利用者への利便性及び避難所施設としての安全性の向上を図るため、総合体育館の北側駐車場の階段に手すりを設けることとしております。

続きまして、目の 3 学校給食費、節 1 0 消耗品は、現在、保護者で購入をさせていただいております給食用のおぼんなんですが、これについては、新年度から順次公費で負担することといたしまして、来年の春に入学する新 1 年生分をおぼん購入費として計上いたしております。その下、節の 1 7 備品購入費は、来年度のクラス増に対応するための消毒の保管機、配送用、給食センター関係ですね、のコンテナ等を購入するものになります。

33 ページをお願いいたします。

款11、項1、目1農業用施設災害復旧費、節14工事請負費は、令和3年7月に発生いたしました豪雨災害によりまして被災しました引水地区の上井手、それから、仮宿の道路関係の災害復旧工事の分を計上しております。

款の13予備費で財源の調整をいたしております。

次に、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款15、項2、目1民生費国庫補助金、節1児童福祉費補助金、子ども子育て支援交付金は、学童保育施設の利用自粛に伴います利用料の減免、それから、児童家庭相談システム導入に伴います住基連携のためのシステム改修に伴う国庫補助分の増額補正であります。子ども子育て支援事業補助金は、児童手当の制度改正によるものになります。

目の2衛生費国庫補助金、節の2衛生費補助金は、健診結果の標準化の整備、それから、健診情報連携システムに係る感染症予防事業費の補助金になります。

款16、項2、目2民生費県補助金、節の3子ども子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症対応分は、学童保育施設の利用自粛に伴います利用料の減免等に係る県の補助になります。

14ページをお願いいたします。

目の4農林水産業費県補助金、節2農業振興費県補助金の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金は、先ほど歳出の6で御説明申し上げました、特産物の産地化を図るためのものになります。節の3幼稚園の県負担金、熊本県私立幼稚園等緊急環境整備費補助金は、公立幼稚園2カ所の新型コロナウイルス感染症対策に係るものになります。

目8災害復旧県補助金は、7月の豪雨災害におきます農業用施設災害復旧事業に係る県補助金になります。

款19、項の3、目の4財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款21、項5、目2雑入の経営継承発展支援事業補助金は、款の6で説明したとおりでございます。

目の3過年度収入は、令和2年度の未熟児養育医療費負担金と児童手当交付金に係る追加交付の国・県負担分になります。節の22地方債につきましては、第3表地方債の補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 私のほうからは、議案第59号及び議案第60号につきまして御説明させていただきます。

議案第59号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）において御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、令和2年度特別交付金の額の確定に伴う償還金となります。

予算書の1ページをお願いいたします。補正の概要は8ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5千524万円とするものです。

歳出のほうを御説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款の9、項の1、目の3償還金、節の22償還金、利子及び割引料は、令和2年度特別交付金の額の確定に伴う県への返還金291万6千円を計上するものです。特別交付金のうち、特定健診未受診者への受診勧奨や糖尿病のハイリスク者への健康指導等に対する保険者努力支援交付金分を112万6千円、40歳から74歳までの健診や生活習慣の改善が必要な方への保健指導等に対する特定健康診査保健指導負担金分179万6千円を変換するものです。

款の10、項の1、目の1の予備費で財源の調整を行っております。

歳入につきましては、予備費で財源の調整を行っておりますので、今回の補正はありません。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。。

続きまして、議案第60号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ9万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を、それぞれ29億1千74万円にするものです。

それでは、歳出のほうから説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。予算の概要は8ページになります。

款の1、項の1、目の1一般管理費、節の12委託料は、第三者行為の損害賠償額の確定に伴い、損害賠償求償事務を委託している国保連合会に対しまして、受領額の5.1%を支払うために4千円を計上するものです。この件は、介護保険の被保険者が交通事故に遭い、けがの治療後、自宅にして生活するために要した住宅改修費用を加害者に求償したものになります。

款の2、項の1、目の1介護サービス等諸費です。これは先ほどの第三者行為損害賠償金確定に伴う保険給付費9万5千円の納付金を充当するため、一般財源から特定財源へ財源組み替えを行うものとなります。

款の3、項の2、目の1一般介護予防事業費の節12委託料は、まごころ生活支援事業、いわゆるワンコインサービスの利用者の増加見込みに伴いまして、20万2千円の増額を計上するものです。

補正予算書の10ページをお願いいたします。

款の5、項の1、目の2償還金、節の22償還金利子及び割引料は、熊本地震によるサービス利用料減免額の再確定に伴う、平成29年度の介護給付費特別調整交付金の返還金1千円を計上するものです。

款の6、項の1、目の1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款の9、項の2、目の1雑入、節の1雑入は、熊本地震による介護サービス利用料減免者のうち、1名が利用していた介護施設におきまして、給付費等の請求等の誤りが判明した結果、利用料減免額にも変更が生じたため、差額の返還金4千円を計上するものです。

款の9、項の2、目の2被保険者第三者納付金です。節の1第三者納付金は、被保険者分の第三者行為損害賠償金としての保険給付費9万5千円を計上するものです。

以上で、議案第60号、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） こんにちは。議案第61号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正の概要は、8ページの下段をお願いいたします。補正予算書につきましては、別冊になりますが、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

第2条で予算に定めた収益的収入及び支出の予算額について、支出を12万9千円減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正として、職員給与費を12万9千円減額するものです。

説明書により、詳細を御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費を人事異動に伴い、12万9千円減額するものでございます。

以上、よろしく御願いたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） こんにちは。私のほうからは、議案第62号と第63号について御説明いたします。

まず、議案第62号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算の概要は9ページです。別冊の補正予算書につきましては、1ページをお願いします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1項営業収益を下水道使用料の収入実績見込みにより増額し、収入の第2項営業外収益を、4月の人事異動に伴い補助金を減額し、また、支出の第1項営業費用を増額するものです。

1ページが一番下から2ページにかけてお願いいたします。

第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第3項補助金は、4月の人事異動に伴い増額し、支出の第1項建設改良費は、4月の人事異動に伴い増額するものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を4月の人事異動等に伴い増額するものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、補正予算（第1号）第7条中の数値を改めるものでございます。

次に、説明書により詳細を御説明いたします。

説1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項1、目1下水道使用料を収入実績見込みに伴い64万円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事異動に伴い50万3千円減額するものです。

収益的収入、款1、項1、目2ポンプ場費は、室汚水中継ポンプ場防護柵の修繕費90万円を増額し、款1、項1、目3処理場費は、包括的民間委託出向見込みにより委託料を90万円減額するものです。

款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴い、職員手当を50万3千円減額し、また、天津菊陽水道企業団に徴収委託をしております公共下水道使用料徴収委託の委託料を徴収件数の増加見込みに伴い40万円増額し、下水道本管工事終了後、下水道接続のための排水設備工事の件数増加見込みに伴い補助及び交付金を24万円増額するものです。

説2ページをお願いいたします。

資本的収入、款1、項3、目2他会計補助金は資本的収支対象職員の人事異動に伴い65万1千円増額するものです。

資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、4月の人事異動に伴い資本的収支対象職員の人件費等を65万1千円増額するものです。また、補助対象事業の全体計画変更業務委託費の執行残見込みにより、委託料を550万円減額し、工事費へ550万円組み替え増を行うものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第63号、令和3年度天津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算の概要は、10ページ、別冊の予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項営業外収益で4月の人事異動に伴い補助金を増額し、また、支出の第1項営業費用を同じく4月の人事異動に伴い増額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を4月の人事異動等に伴い増額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、4月の人事異動に伴い人件費分を補正するため、補正予算第1号第4条中の数値を改めるものでございます。

説明書により、説明をいたします。

説1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の4月の人事異動に伴い46万8千円増額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、4月の人事異動等に伴い人件費を46万8千円増額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案質疑

○議 長（桐原則雄君） 日程第17 議案質疑を行います。

まず、議案第54号から議案第57号までの4件を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 議案第55号の保育所条例の一部を改正する条例に関して質疑をしたいと思えます。

今回、これが出てきましたんで、改めて、この条例の条文を確認したんですけども、第4条の中にですね、その保育所の受け入れをお断りする場合の決め事がありまして、その中の伝染病等の疾患により他の児童に悪影響を及ぼす恐れがあるときとかですね、いくつかちょっと今の時代にそぐわない記載があるなというふうに感じたところです。今回はもうこれ出てきてますけど、この条例なかなか改める機会がないと思えますので、何らかの機会ですと、このちょっと古臭いというか、時に適さない文言については改正していただけるようお願いできたらと思えます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 佐藤議員の保育所条例の全般にわたりましての質疑であったかと思えます。こちらとしましても、今回、改めまして条文のほうを確認すればよかったのですが、そこどころができておりませんで、申し訳ありませんでした。御指摘のところにつきましては、条文並びに各自治体等の状況等も精査しまして、改めまして、また上程させていただければと思えます。

よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第57号について質疑いたします。

学童保育施設の指定管理者の指定についてであります。指定管理候補者としてあがっております。審査内容、ほぼ一緒だったという話だったのですが、審査内容、また、評価基準いろいろありますよね。要は、今までも担ってこられたということであるならば、様々な監査なり何なり、会計監査なり何なりやられてきたことだろうと察します。ただ、福祉施設におきましては、第三者評価、これが努力義務だったのですかね。いろんな福祉施設においては、第三者評価が好ましい。しかしながら、第三者評価機関に依頼すれば相当なお金がかかってしまうという実情があるということなので努力義務だったろうと思います。その第三者評価という客観的な視線ですね。そういった評価は行っているのか。ここの審査とか、評価とは別にですね、別の機関が行った実績というのはありますか。質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の議案第57号に関する質疑にお答えさせていただきます。

第三者評価での審査、評価をしているかというようなことですが、町としまして第三者評価という形での評価指導はしておりませんが、町内の学童保育施設におきましては、その設備及び運営に関して国の基準に基づきまして、町が基準を定めて条例で定めた中で評価をしております。基準では、運営や施設に関すること、また、支援の配置、衛生管理、非常災害時等の対応なども含めて定めてあります。また、支援員の配置、衛生管理、非常災害時の対応などについても行っております。

今年度より大津町公の施設の指定管理者制度における運用方針に基づきまして、モニタリング調査を実施し、苦情の状況や利用者調査の結果を踏まえまして、協定書や仕様書等に定められた業務内容が適切かつ確実に実施されているか点検し、確認しております。モニタリングの結果につきましては、選定委員会のほうにも報告し、ホームページで公表させていただいているところです。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

この学童保育施設は児童福祉法に基づいてということは、国の法律なんです。ですから、町の条例とか、その範ちゅうで、もちろんこうよりよい方法を選びなさいというのはわかります。しかし、評価は違いますよ。第三者評価というのは、町外の方がするんですよ。町内の人じゃだめなんです。これは客観的視点がないということです。だから、その評価の仕方というのは非常に重要で、それが審査に影響します。特に一緒ならば特にですよ。客観的にその法律に基づいて、この第三者評価機関というのもですね、認証要件がちゃんとあるみたいなんです。そういったところにちゃんとした、もう経費はかかるかもしれませんが、1者なら特にです。比較できんわけですから。応募が1者しかないならば、それぐらいせんと、確実な、それこそ児童保護につながらないのではないかと、そういうふうに考えますが、この点について、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

町の基準に基づきまして評価審査のほうはさせていただきまして、先ほど申し上げましたとおり、選定委員会のほうに御報告させていただき、御意見も頂戴しております。この選定委員会につきましては、大学の先生、弁護士、税理士、中小企業診断士等も含まれておりますので、そういった方々からの御意見は頂戴し、また、施設のほうにお返しするようにさせていただいております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 議案第55号について質疑をいたします。

まず、公立園の統廃合ということで分園をこうして整理をしていきますというような執行部案でありますけれども、公立園の在り方を考えるワークショップというのをやっておられますよね。その中で、例えば、その意見を言うそれぞれの班の方、実際、保育士として働いておられる方、あるいは、子どもを預ける方の代表として入っておられる方もいらっしゃると思うんですが、そうした中で、公立園の在り方というのに非常に肯定的な意見が多かったように私は感じたんですね。要するに、予算の規模があるからとか、園児数があるからとあって、分園を閉鎖するとか、規模を縮小するという形よりも、今の公立園の手厚いその町がしっかりと推進していく保育、養育の在り方ということに肯定的な意見が多かったように感じました。

今回ですね、その分園をちょっと本園と統合しますという形で12月その利用者の方に広報されるということなんですが、こういったですね、要は有識者ですね、ワークショップで意見を出していただいた意見との整合性、これはどういうふうにとっていかれるのか。要は、ワークショップでは肯定的な意見、しかし、本町としては統廃合をしていきますというところの整理はどのようになっているかお尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の議案第55号に関する質疑に対してお答えさせていただきます。

9月定例会のほうで公立3園の再編委員会の設置につきまして御予算を頂戴いたしまして、計4回開催するところで、今2回開催しております。1回目から2回目の間にワークショップを2回開催しまして、議員からもお話がありましたとおり、公立園の在り方につきましては、保育の量の確保、それと幼児教育の質の向上の2つの柱ですね、整理していくというところで今進めているところです。年内に3回目のほうを開催するというところで進めております。

分園につきましては、提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、待機児童対策という形で児童館の施設を分園として、保育園として活用させていただくということで、当時の待機児童対策をさせていただきました。1歳児、2歳児をお預かりしております。ただ、最近の少子化の傾向等も含めましてですね、あと地理的な部分がありまして、今定員を割っているような状況です。よっ

て、今回、その質の確保も含めると、やっぱりこのタイミングで本園のほうに統合させていただきまして、公立保育園の組織と、それと保育の質を向上させればというふうに考えるところで、委員会のほうでも諮らせていただいているところです。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 再質疑いたします。

これを受けてですね、今度は第2回の天津町の公立保育等再編検討委員会というのが開かれています。ワークショップの中でそういった公立園の役目、役割というものは非常に重要であるというのが現場で働いておられる方からも意見があがっていると。この議事録の中に出てくるのが、セーフティーネットとして公立園を活用しましょうという話が出てきます。セーフティーネットとは、要は、養育、あるいは保育で厳しい環境に立っておられる養護者、学童そのものとかですね、あるいは親とかいうところをしっかりと守っていくのが公立園の在り方ではないかという議事録が残っております。こちら当たりについてもですね、その保育園、町立の幼稚園がこのセーフティーネットを担うということについて、どのような今感想というか、方向性を見い出しておられるのかについて再質疑します。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 時松議員の再質疑のほうにお答えさせていただきます。

セーフティーネットというのは、非常に公立園として重要な位置づけという形の意見での御意見を委員会の中でも頂戴いたしました。例えば、休日保育を実施しているのも公立保育園が今させていただいておりますし、そういった部分でも保護者の支援になっているかと思えます。

あと、障がいをお持ちのお子様方の保育につきましても、医療的ケアを施すような措置を取りながら保育をすとかいう部分で、十分な保育、並びに看護ができるような状況で保育を進めるといふ形では、やっぱり公立園が重要であるかというふうに考えております。そういった意味でも、今後、天津町の公立園のほうですね、そういった保育の質の充実というところで、今後も整備させていければというふうに考えているところです。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第60号から議案第63号までの4件を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18 請願第2号 県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する請願書

○議長（桐原則雄君） 日程第18 請願第2号、県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する請願書を議題とします。

請願第2号は、今定例会までに提出されました請願であります。その内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

日程第19 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第19 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第54号から議案第63号まで及び請願第2号を、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時15分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和3年第7回大津町議会定例会会議録

令和3年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和3年12月13日(月曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	4番 西川 秀貢
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 元田 正剛 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 坂本 光成 総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長 大塚 昌憲 健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室 長 矢野 好一 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 兼 併任工業用水道課 長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 平岡 馨 総務部次長 兼 総務課 長 兼 選挙管理委員会書記 長 白石 浩範 農業委員会事務局 長 高橋 和秀 総務部財政課 長 清水 和己

一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 議員 p51～p64

1. 急傾斜地などの安全対策と災害弱者を確実に避難させるための取り組みについて
 - (1) 町有地などの斜面や法面等の危険度調査を実施し、土砂災害の恐れのある高リスク地域への情報提供及び、自力での避難が難しい高齢者や障がい者等の災害弱者の避難対策を強化するため個別避難計画の策定や訓練及び、マイタイムラインの周知を進めるべきではないか。
2. 防災士育成事業の取り組みについて
 - (1) 地域の防災リーダーを育成するため、防災士の資格取得を支援する地域防災リーダー育成事業を再度、実施するべきではないか。
3. 運転免許証を自主返納し高齢者をサポートする取り組みについて
 - (1) 運転に不安を感じるようになり、運転免許証を自主返納した高齢者を対象に、タクシーやバスなどの公共交通機関や、電動自転車などを利用しやすいようなサポートをするべきではないか。
4. スマホの使い方教室の取り組みについて
 - (1) オンライン手続きやキャッシュレス決済等の電子申請サービスの使い方を、丁寧に教えてもらえる無料のスマホ教室を小学校区単位で、公民館などの身近な場所を会場として開催するべきではないか。

2 番 時 松 智 弘 議員 p64～p76

1. 地域の活性化を図る公園の整備計画について
 - (1) 平成29年に実施した住民意向調査の中で「地域の公園が交流の場となっているか」について、全ての校区で「どちらともいえない」の回答率が3割～4割を占めている。「そう思う」＋「まあそう思う」の回答率が、「あまり思わない」＋「思わない」の回答率と比較して高いのは、大津東小学校区、大津小学校区、美咲野小学校区、室小学校区となっている。（大津町都市計画マスタープラン87p）魅力ある公園づくりは地域コミュニティの活性化につながるとともに子供たちの知を育み、心の安定を育み、スポーツ等を通じ健康な体を育む。
以上の点を踏まえ下記のとおり伺う。

- ①交流の場としての公園の魅力化について施策は。
- ②身近なスポーツを実施する場として利用可能な環境が解放されているか。
- ③新しいジャンルのスポーツを行う人々が年々増加している中、新たな受け皿の整備を行い、地域振興の一助とする考えはないか。

2. 風通しの良い行政職員の勤務環境構築について

- (1) 大津町役場に勤務する上で、職員はストレスを感じることなく勤務する環境にあるか。特にパワーハラスメントについて下記のような事項がないか。
 - ①上司による過剰な勤務要求、暴言はないか。
 - ②部下による情報提供の拒否、遅延はないか。

3 番 山 本 富二夫 議員 p 76～ p 85

1. 地元の高校に企業が求める科の新設を

- (1) 大津町には県立大津高校・県立翔陽高校・県立大津支援学校の3校が有る。今回の質問の考えは、位置付けとして3校とも大津町立の大津高校・翔陽高校・大津支援学校で捉えて問う。
又、地元企業が求めている人材を育成するクラス編成を県にお願いすべき時期にあると思う。企業も日々変化をしなければ生き残れない。受験生も魅力ある専門科の高校を目指すと思う。

2. 南阿蘇鉄道とスポーツの森新駅について

- (1) 高森と肥後大津直通を南阿蘇鉄道は検討されているが
 - ①高森町・南阿蘇村との話し合いの進捗状況。
 - ②新設予定のスポーツの森駅の進捗状況。

3. 工業団地造成を考えているか

- (1) 世界的な半導体製造大手が菊陽町の工業団地に進出予定である。その関連企業が熊本県近郊に進出が予想される。大津町はすぐ隣町なので、受け皿になると思う。その受け皿になる工業団地造成を町はどう取り組むかを問う。

4 番 山 部 良 二 議員 p 85～ p 94

1. 地域運営組織の形成について

- (1) 令和元年に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」では地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織の活動

を支援するとあり、また令和6年までに達成すべき重要業績成果指数（KPI）として住民の活動組織（地域運営組織）の形成数7000団体を目指す
とある。現在の少子高齢化の進展や、それに伴う集落機能の低下などから地
域における共助により支え合いの必要性が高まり、さらにはコロナ禍におい
て生じた様々な地域の課題への対応として地域運営組織の果たす機能の重要
性が高まっている。以上踏まえ2点伺う。

①少子高齢化・人口減少や地域課題の多様化、広域化等、自治会・町
内会だけでは従来の役割を果たすことが困難な地域が出てきていない
か。

②地域課題に共同で取り組むため自治会やNPO、企業、老人クラブ
など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組むため、小
学校区ごとの組織「地域運営組織」が必要ではないか。

2. 高齢者支援について

(1) 日本は少子高齢化に歯止めがかからず、特に問題なのが65歳以上の高齢
者7人に1人が認知症と言われ働き盛りの世代が、若年性認知症を発症する
こともあり、誰しものが認知症とは無関係ではなく、また認知症についての理
解、家族の悩みなどを、行政が家族をサポートしながら、まちのみんなで認
知症を受け止め支えることができる「まちづくり」を推進するべきではない
か。また、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネージメント等、
地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関である
センターの体制強化を図る必要があるのではないか、以上踏まえ伺う。

①地域包括支援センターの機能強化として小学校区（地域運営組織）
ごとのサブセンター・ブランチの創設を提案する。

②認知症の早期診断のために認知症診断費用全額無料など認知症安心
プロジェクトを提案する。

5 番 大 塚 益 雄 議員

p94～p97

1. 町営住宅 空室改善と町営住宅入居者の待機改善による町の家賃収入確保につい て

(1) 町営住宅における修理待ちの戸数（空室）が、全体で92戸数有り今後早
急に対応するべきではないのか。また計画的な修理（修繕）をすべきではな
いのか。

(2) 町営住宅入居者待機、改善を計り住民のニーズに答えるべきではないの
か。上記見直し改善により町営住宅の空室ゼロ、町の家賃収入確保。

6 番 荒 木 俊 彦 議 員

p 103～ p 112

1. 道路ネットワークの見直しが必要

(1) 半導体製造企業T SMCが菊陽町第二原水工業団地に進出計画が発表された。全国的に歓迎されることだが、大津町としても関連産業の進出や従業員の住宅など当然対応されると思われる。その対応策で特に急がれるのが、既存の道路の渋滞激化と歩行者も含めた安全対策、さらに大津・菊陽間の広域道路新設が必要だと思う。都市計画マスタープランの見直し追加が必要ではないか。

2. 町の表玄関 大津交差点の改良を

(1) 新庁舎が完成し駐車場外構工事も完成が見えてきた。残念ながら町の玄関口ともいえる国道57号大津交差点南側の改良は懸案のままとなっている。県道202号線の拡幅がネックだと思うが、店舗南側の水路を暗渠にして南側から敷地への出入りができるように交渉はできないだろうか。

3. 町営住宅の駐車場料金収納の改善

(1) 町営住宅の駐車場料金収納で、現在管理組合が現金徴収している。家賃と一緒に口座引き落としにしてほしいとの要望が寄せられている。入居者が毎月現金で集金する仕組みは、事故も想定され、一般社会常識からしても負担が大きいと思われる。大津町町営住宅条例では駐車場の管理規定が制定されていない。公営住宅法の改正（平成8年）により、駐車場は共同施設として位置づけられ、整備に関して事業主に努力義務が課せられている。住宅家賃（使用料）と併せて、町が口座引き落としなどで対応するべきではないか。

7 番 大 村 裕 一 郎 議 員

p 113～ p 116

1. G A P 認 証 について

(1) 国内の食料自給率が37%と低迷、農業従事者も2015年からの5年で45万人減少している中、経営体ごとの大規模化は喫緊の課題となっている。G A P 認証は大規模化、販路拡大の一助となる重要なものであるがG A P 認証を大津町として推進していく考えはないか。

8 番 佐 藤 真 二 議 員

p 116～ p 126

1. 「宇宙からいも」の移設は再考すべきではないか

(1) 「宇宙からいも」を移設する方向で検討しているようだが、この作品はサ

イトスペシフィックアート（置かれる場所の特性を活かした作品）ものであり、移設することで作品の意味と価値が損なわれる。著作権を尊重する立場で、扱いを再考すべき。

2. 不登校児童・生徒への支援の拡充が必要

(1) 不登校児童・生徒を「出席扱い」とすることで支援する基準が定められた。取り組みに敬意を表する。その支援をさらに進める積極的な取り組みが必要と考える。

①「出席扱い」の取り扱いの現状は。

②「指導要録上の出席扱いにかかる積極的な対応」のためにどのような取り組みを進めるか。

ア. 学校や校長の理解を深めるための取り組みは。

イ. 民間施設と連携し、支援を充実させるための取り組みは。

9 番 永 田 和 彦 議員 p 126～p 139

1. 教育の発達段階に応じた負荷について

(1) 子どもの体力認知負荷理論

2. 振興総合計画と町長の選挙公約について

(1) 法的位置づけ

(2) 選挙ビラ

(3) 無投票

10 番 坂 本 典 光 議員 p 139～p 147

1. 人口増加の施策

(1) 発展している地域の人口が増加する。人口が増えればさらに求心力が増す。新しい店舗、飲食店ができ、それを目当てに人が集まる。利便性が増して、住宅がふえる。良い循環が出来上がる。合志市、菊陽町は人口が増加している。住宅会社による街の住み心地ランキングでは一位菊陽町、二位合志市、大津町は九位であった。熊本地震後に南郷谷への連絡橋として阿蘇長陽大橋、新阿蘇大橋が、阿蘇谷への連絡道路として国道57号北側復旧道路が完成した。阿蘇大津間の交通の利便性は向上した。南阿蘇鉄道の大津乗り入れも現実味を帯びてきた。いま大津に移住する人は阿蘇の方が多いそうである。菊陽にできる予定のTSMC従業員のための住宅用地が必要になるだろうという期待もある。大津町が大きく飛躍するチャンスである。菊陽町、合志市に

負けないように頑張ってもらいたい。町サイドから積極的に仕掛けてもらいたい。

- (2) 今の大津町は住宅地を必要としている。そこに立ちほだかるのが農地法から導かれる農地と農振地の規制である。この規制を緩めないと住宅地は増えない。これは学校区の問題ともからんでくる。規則があるからと言われるかもしれないが、規則を作ったのも人間だし、廃止するのも人間である。過去にとらわれず、時代に合うようにするのが改革ではないのか。国の法律ではあるが、この法律が日本の発展を阻害している一つの要因だと私は思っている。

2. 職員のやる気について

- (1) 先日職員採用試験が行われた、町長は「変化の激しい現代において、町職員として住民の皆様の暮らしを守り町を発展させるためには町に必要なものは何かを自ら考えて提案、行動できる前向きさや情熱が必要です。また、役場一丸となって住民の皆様と町をより良くするためには、チームワークで仕事をするうえでの他人の意見をまずは受け止められる素直さや柔軟さも大事です。大津町では、そうした資質を持ちながら「全体の奉仕者」である公務員としての仕事の意味合いに価値を見出し、町の発展を共に喜べる、そして責任感をもって仕事に臨むことができる一生懸命な人を求めています」と述べられている。面接が大事だとは思いますが町長の思いは実現できたか。
- (2) 町長の公約はトップダウンとして部長、課長に指示されたと思うが、うまくいっているか。
- (3) 議員が一般質問を提出すると、関係課の課長が聞き取りにくる。課長が答弁を下書きをしているようだが、議員は課長の意見、答弁を求めているのではない。町長が最初に中身を読み町長の方向性を課長に指示されたほうがよいのではないか。

3. 実行委員会方式

- (1) 大きなテーマは各担当課に任せるのではなくその道に詳しい人、企画力のある人、実行力のある人、責任感のある人を集めて実行委員会で進めた方がよいような気がするが町長の見解を求める。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 傍聴者の皆様にお知らせを申し上げます。今回の一般質問はネット中継及び録画配信を行いますので、映像に皆様が映る場合がございます。あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対応のためマスクの着用や換気等努めますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

なお、西川秀貢議員より欠席の届出があっておりますので、報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。今回の一般質問者は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 4 日が 6 番から 1 0 番までの順番で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番 (豊瀬和久君) おはようございます。傍聴席の皆様、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様も朝早くから大変にありがとうございます。9 番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は町民の皆様から頂いた声を基に質問をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに急傾斜地などの安全対策と災害弱者を確実に避難させるための取組についてお伺いをいたします。

近年の記録的な大雨の影響で、各地で土砂崩れなどの災害が発生しており、斜面や法面の状況が分からないので不安で心配だとの声をよくお聞きします。斜面や法面の近くに住む人たちの不安や心配を軽減させるためにも危険度調査を実施し、土砂災害の恐れのある高リスク地域にお住まいの方々に情報提供するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、このような高リスク地域に住んでいる方々には、大雨や台風などのときには早めの避難をしていただく必要がありますので、早期避難が出来る体制を作っておくことが重要な取組です。国も災害時の迅速な避難につなげるために改正災害対策基本法を本年 5 月 2 0 日に施行しました。改正法では、自力での避難が難しい高齢者や障害者のための個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりましたが、実際に住民の早期避難に繋げるためには、法改正を受けた自治体の具体的な取組

が重要になります。消防庁によれば昨年10月時点で対象者全員の計画を策定済みの市町村は約1割にとどまり、未策定は3割を超えています。避難に支援が必要な高齢者らの状況を把握している福祉関係者との連携を強め作成を急ぐ必要があります。これまで作成が進まなかった背景には法的根拠がなかったことや、ノウハウや予算の不足が指摘されていますが、国は今年度予算で効率的、効果的な作成書を構築するためのモデル事業を行い、福祉専門職に対する報酬などの作成経費を地方交付税で措置するとしています。そのような中で杉水の桜丘区では区長さんがリーダーシップを発揮されて先月より防災検討グループ会議を始められています。この検討会議には、役場の福祉課と大津町社会福祉協議会からも参加され約40名いらっしゃる災害時要支援者の方々を確実に避難させることを目標に、1年ほど地域の実情など様々な角度から検討を重ねた上で、個別避難計画を策定されるということです。第1回目は大雨や台風のときに不安に思うことをテーマに意見交換をされ、参加された方々からは多くの課題が出されていました。その中から少し御紹介させていただきます。

まず危険箇所として、法面の上と下に家があり危ない。法面から砂が落ちてくるという法面に対する不安、強風時の倒木が心配、台風の時木が倒れて家に帰れなかったなどの強風への不安、以前貯水池から溢れた水で冠水したことがあるという冠水の不安。自主防災組織の実体がない、自主防災組織ではどう動けばいいのか。警戒レベルの高齢者避難では何をすればいいのか。地域の連絡体制にラインを活用できないかという避難行動や情報伝達への不安などの貴重な御意見が出されていました。この1回目の意見交換を踏まえて18日には、第2回目の検討会議を開催され、災害時に支援が必要な方の名簿を基に実際に役立つ名簿にするにはどうしたらいいのかということテーマに話し合われるということです。このように高齢者や障害者など要支援者の個別避難計画の策定には、きめ細かな検討が必要で、時間を要します。ですので、桜丘区のような優良事例は速やかに情報発信をし、区長さん同士で意見交換ができる場なども設けて町として計画作成を積極的に後押しすべきだと思います。関係者に要支援者名簿を渡して終わりではなく、全ての地域で個別避難計画を策定できるような支援をしていくことが町の重要な役割ではないでしょうか。

また、計画の精度を高めるための避難訓練などしっかりと地域を支援していただきたいと思います。

次にマイタイムラインの周知についてですが、マイタイムラインは大雨や台風などの自然災害から私たち自身を守るための防災行動計画です。自分と家族の避難行動をあらかじめまとめておくことで、いざという時に慌てずに避難できます。県も熊本マイタイムラインシートを全戸配布するなど逃げ遅れゼロを目標に作成を推奨し普及を進めています。町としてもマイタイムラインの活用の推進と周知をしていくべきだと思います。

以上のような町有地などの斜面や法面等の危険度調査を実施し、土砂災害の恐れのある高リスク地域への情報提供を行うこととともに、自力での避難が難しい高齢者や障害者等の災害弱者の避難対策を強化するため個別避難計画の策定や訓練及びマイタイムラインの周知を進めるべきだと思いますが金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、おはようございます。豊瀬議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり災害時の迅速な避難行動にあたっては、地域住民による日頃からの地域内での危険箇所の把握、災害時に支援を必要とする方への声かけや誘導といった避難対策の実施、そして地域の特性に合わせた地区防災計画の策定、さらに個人レベルではマイタイムラインの策定、地域レベルでは、日頃からの訓練が実際の災害時に冷静かつ安全に避難できる鍵となります。

仮に斜面の対策が必要となった場合には、様々な事業がありますので、具体的な対策については国や県とも相談しつつ助言をいただきながら進めていきたいと考えております。

次に、自力での避難が難しい高齢者や障害者の方々といった支援を必要とする方ごとの個別避難計画の策定及び地域全体での避難計画の策定の推進については、議員が御説明された桜丘区につきましても地域の課題として災害時の迅速かつ安全な避難行動を挙げておられ、地域住民による会合を重ね、区の避難計画の策定を目指しております。この桜丘区の実践には、町と社会福祉協議会も参加させていただきまして、今年9月に策定した災害時避難行動要支援者名簿の地域活用マニュアルに基づき協議を進めております。桜丘区の実践は地域福祉の大変素晴らしいモデルですので、今後、町内全域で取り組んでいただけるようマニュアルも随時更新し、先行事例の実践も分かりやすく紹介することで、地域で取り掛かりやすい仕組みを整備していきたいと考えております。そして、区長の方々とも協議し、地域の避難計画の策定をテーマとした区の会合には、町と社会福祉協議会が積極的に地域に入り、地域住民と一緒に取り組めるように進めていきたいと考えております。

最後に、策定した計画が実際の災害時に機能するよう地域全体での訓練の実施、そして一人一人の行動としてはマイタイムラインの設定が誰一人取り残さない避難行動につながりますので、一層の周知に努めていきます。

議員おっしゃるような災害におきましては、災害発災後ももちろん重要ですが、それ以前にいかに平時に体制を整えることが最も重要であると考えております。しっかりと進めていきたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから御説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） おはようございます。私のほうからは斜面の対策について御説明させていただきます。

災害の発生源となる山や丘などの斜面地を対象とした事業には砂防三法と呼ばれる砂防法、地すべり防止法、急傾斜地法があり災害を受ける土地に対するものとして土砂災害防止法があります。議員御質問の箇所については崖崩れの対応となりますので、急傾斜地法の急傾斜地崩壊危険区域について御説明させていただきます。

この急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地法に定められており崩壊する恐れがある急傾斜地で崩壊すると相当数の居住者などに危害が生ずる恐れがあることについては、急傾斜地の崩壊を助長誘発する行為を制限する区域となっております。この危険区域を指定するのは、各都道府県知事で多く

は各都道府県の土木事務所等で管理されています。指定基準としましては、斜面の高さが5メートル以上であること。斜面勾配が30度以上であること、原則として被害想定区域内に5戸以上あること。5戸未満の場合でも官公庁、学校、病院、旅館等に危害が生じる恐れがあることになっています。急傾斜地指定となった箇所については、各自治体のハザードマップ等に公表されています。

また町としましても、毎年梅雨時期や梅雨時期前に地元消防団や警察と一緒に地域点検を行い危険箇所の把握に努めております。御心配される桜丘地内の町有地斜面についても毎年除草作業等を行い点検しております。町有地につきましては、日頃から維持管理を含め異常などがいないか確認しております。なお、全町的な取組としては消防団の方が点検時により注意すべきポイント等を分かりやすいように資料の提供なども検討しているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） おはようございます。私のほうからは、自力での避難が難しい高齢者や障害者等の災害弱者の避難対策を強化するための個別避難計画の策定や訓練につきまして御説明をさせていただきます。

先ほどの町長答弁でもありまして、町では今年9月に策定した災害時避難行動要支援者名簿の地域活用マニュアルに基づき各地区において地域住民による防災に関する協議の場を設けていただき、災害時の避難にあたっての不安や懸念される事項の洗い出し、災害時避難行動要支援者ごとに誰がどう声掛けや避難誘導を行うかを確認する個別避難計画の整備、その上で地域全体の避難体制の構築を推進しているところでございます。

議員が事例として挙げられている桜丘区での取組につきましても、その一つで、具体的には月1回のペースで進めさせていただいており、11月の会合では議員のほうからも御紹介がありましたとおり、社会福祉協議会の職員がコーディネートし、ふだんの生活から感じる桜丘区の地理的事情による災害時の不安や懸念される事項、あるいは地域全員が確実に避難行動を行えるか。熊本地震での経験も踏まえ、参加者が一人一人出し合いますは課題点の整理を行いました。

参加者からはお互いに考えを出すことで幅広い視点からの課題が整理できた。またふだんからの隣近所での何げない会話から災害時にどのような声掛けが必要なのか見えてくるといった意見や感想がありました。このようにそれぞれの地区防災計画策定にあたっては、それぞれの地区の地理的事情を住民の皆さん自身で確認し、どのような方々がお住まいなのかを共通理解することが重要かと考えます。

一方で、出発点である避難行動要支援者名簿の活用方法がよくわからないとの声もいただいているところから、今後は桜丘区を取組事例、あるいは中島区における中島区みんなの避難計画などを先進事例モデルとして紹介し、町内全域での取組に広がるよう引き続き推進していくとともに、町としましてもこの地域活用マニュアルにつきまして随時更新し、バージョンアップさせることによって、地域住民の皆様が安全安心な生活をお互いに支え合う地域共生社会となりますよう積極的に支援し、ひいては各自がマイタイムラインの重要性を認識できるようにその周知につきましても努

めて参りたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） それでは、再度質問をさせていただきます。

まず、災害時要支援者対策につきましては、今回が4回目の質問になりますけれども、課題は今言われますように支援者名簿を配布するだけではなくて、実際に地域で支援していただく方々で共有をしていただいて、支援のために活用していただくことが重要な取組ということで毎回同じような答弁になっていまして、課題を地域間で共有していただいて近隣住民との協力などを得ながら一人一人の個別避難支援計画を策定できるよう町においても地域への支援を行っていきたくて考えているというような答弁を毎回されているわけですが、今回桜丘区は区長さんを中心にきちっとした形で会合を重ねられて1年間かけてそういう計画を立てられようとしていますけれども、ほかの多くの区がありますけれども、そこをどう桜丘区と同じような形で計画を立てていただくか。具体的な取組が大事になってくると思いますので、町としても支援をしていきたいという気持ちは分かるのですが、あとの桜丘区以外の中島区以外の区のような形で支援してどのような形でそこに具体的な個別避難計画を具体的に作っていただくような支援の仕方があるのか。取組をされるのかというのをもう一度、再度具体的にお伺いしたいということが一つと、すみません最初の法面の対策に関しましては、これは区のほうでも相談を事前にされていますけれども、納得できるような根拠を示した説明がなかったということで安心感が得られていないという状況だろうと思います。この間の危険度調査のときの意見交換でもやはりこの法面の話は出ていましたので、地域の方が本当に安心していただけるような説明をするべきじゃないかと思いますので、それはぜひ地域が安心感が持てるような説明をしっかりとお願いいたします。最初の個別避難計画をどう具体的に桜丘区と中島区以外の区で進めていくのかというのを伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

具体的にどのように進めていくかということで、細かいところはまた担当課とも相談して話していきますけれども、おっしゃるように桜丘のほうはしっかりと進んでいるところで、ほかの区をどうしていくかというところですが、区によって区長さんの個性だとか立ち位置だとか異なってきますので、どこもかしこも桜丘区あるいは中島区のようにいかないというふうに思っています。

そうした中で区長さんとはしっかりと協議を重ねながら、あるいは地区担当職員だとか社協職員、あるいは防災士そういったものを重層的にこちらのほうを活用しながら連携させていただきながらやっていくことが方向性としては必要であると考えておりますので、そのように具体的な詰めの方も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） しっかりと取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いま

す。

次に2問目の防災士育成事業の取組についてお伺いいたします。

本町では2014年度に防災士の資格取得のための費用を町が全額負担する地域防災リーダー育成事業を開催し、50名の防災士が誕生しました。翌年の2015年度には、大津町防災士連絡協議会が立ち上げられ現在69名の防災士のメンバーがおられ、歴代の会長を中心に活躍をされています。防災士に期待される役割は主に二つです。

一つは防災減災に関する知識や技能を生かして、自分や家族の身を守ること。そしてもう一つは初期消火や避難誘導、避難所開設など発災直後の対応でリーダーシップを発揮することです。

言わば自助と共助の分野が活躍の舞台であると言えます。そのことは行政による公助の限界が浮き彫りになった阪神淡路大震災を教訓に防災士が誕生した経緯を見ても明らかです。

本町の防災士の方々も熊本地震の際には各自の地元地域での避難所運営などで活躍をされています。また被災地での災害復旧ボランティア活動などにも積極的に貢献をされています。

しかし、気になるのは一般的には防災士の資格取得後の活動が、個々に委ねられているため思うように知識や技能を生かせずにいるケースが少なくないことです。今まで以上に防災士をいかに活用するかという視点が求められます。

この点本町では、毎年防災士の知識向上を目的に研修会を開催しており、本年も地域防災リーダースキルアップ研修に参加して、気象情報やハザードマップを活用した実践的な早期避難の取組についてや、地区防災計画の作成演習を行いスキルアップに努めておられます。ただ開催日が平日ということで仕事をされている方などの参加の割合が低いと思われるので、多くの方に参加していただくためには、休日に行うなど開催日の検討や周知啓発活動の在り方などに知恵を絞る必要があるのではないかと思います。

また防災士が中心となって個別避難計画や地区防災計画を策定した自治体もありますので、先ほど町長が言われましたけれども、本町におきましても防災士を中心として災害への備えを一層強化すべきだと思います。毎年、防災資機材は新しく入替えられたり、様々購入されたりしていますので、同じように人材育成も毎年行っていくべきではないでしょうか。そこで新たな地域の防災リーダーを育成するために防災士の資格取得を支援する地域防災リーダー育成事業を再度実施するべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

町内には約105名の防災士がおられ、それぞれの地域において活動されていると思われます。熊本地震の際も防災士が率先して活動された避難所では、避難所運営等がスムーズに行われたということも伺っております。また、自身の地域のみではなく各所で講習や子供たちの指導を行って要る方もおられ本当に頭の下がる思いでございます。

一方で、議員御指摘のとおりどのように活動していいかわからないという声の中から挙がっていることも把握はしております。町では平成24年の九州北部豪雨の災害の教訓から地域コミュニテ

イーによる地域防災力を向上させることの必要性を再認識し、2年後の平成26年度に町が約50名の防災士を養成し、その後各地区で啓発活動等を行っていただいております。

現在はコロナ禍により活動が制限されている状況となっておりますが、防災士の皆様には引き続き地域と連携しながら活動を行っていただくことにより、防災意識の向上や訓練、備えのレベルアップにつながるものと考えております。

また地域が連携することによる自分たちの地域は自分たちで守るという共助あるいは自助の広がり、災害に強いまちづくりにもつながると考えております。そのためにも御質問にありますように新たな担い手の育成、防災士と地域が連携できる体制づくりは大変重要だと私も考えております。

町としましても防災士資格取得のための方法を広く住民へ周知し、新たな防災士の育成に努めていきたいと考えております。具体的には県の火の国防災塾の周知に加え、現在近隣自治体が共同で防災士資格取得講座を開催していますので、町もこの取組に参加し新たな防災士の育成に努めていきたい考えです。

その上で、資格を取得したもののなかなか活動の機会がない、方法が分からないという声も聞いておりますので資格の取得推進をゴールにするのではなく、防災士の皆様がこれまで以上に各地域内で連携し地域の防災意識や知識向上、平時の防災体制強化に力を発揮していただけるよう防災士連絡協議会とも連携しながら、防災士と地域が交流できる場づくりを実施していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆様、おはようございます。

現在防災士の皆さんは各地域で御活躍いただいておりますけれども、地域によっては防災士がおられない地域もございます。防災に強い地域づくりを進めていくためには、防災士の担い手を育成することは重要です。防災士の資格を取得するためには県が実施します火の国防災塾の受講あるいは防災士資格取得の講習を受講する必要があります。このうち県が実施します火の国防災塾については、土曜日と日曜日を使用した3日間で県内の身近な場所で開催され市町村推薦枠と一般募集枠ということで年間100名の防災士を養成されております。

また、令和2年度の火の国防災塾は新型コロナウイルス感染症により延期になったこともありまして、令和3年度については令和2年度の申込者のみで開催され、今年の11月には大津町から3名の方が受講をされております。

今後の新たな防災士の養成につきましては、先ほど町長のほうから答弁がございましたように近隣の菊池管内2市2町合同で防災士資格取得のための講座を開催することといたしたいと思っております。また、防災士の皆さんの活動が、より地域の中で役割を発揮できるような環境づくりについても必要だと思っております。そのために防災士連絡協議会を通じながら防災士の皆さんの御意見を聞きながら地域とのつながりを作るべく行政嘱託員さんの皆さん方との防災士との関わりがさらに密になるような交流の場づくりを実施して参りたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 再質問をさせていただきます。

前回は、大津町単独でそのオークスのふれあいホールで講習会を行ったわけですが、今回は近隣自治体と一緒にいうということで、どのような形での講習会になるのかということと、何人ぐらいがその受講をして対象者をどのような方に受講していただくことがいいと考えられておられるのかを、答えられる範囲で結構ですので、お伺いをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 防災士養成の講座の仕組みについてのお話だと思います。2市2町で合わせてやられるということで、実はこの防災士の受講取得については、県が実施している塾と併せて先ほど申し上げましたけれども、防災士機構が認証する講座というのがございます。これについては50名以上を対象にしておりますので、2市2町でそういった仕組みを作りまして、持ち回り会場でやっていきたいと思っております。どういった方たちを募集するかということについては防災士連絡協議会の皆さん方とも今の課題等をきちんと整理させていただいて募集するような形で進めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） それでは、次に3問目の運転免許証自主返納した高齢者をサポートする取組についてお伺いたします。

東京池袋で親子二人が死亡した自動車暴走事故の裁判で、東京地裁はブレーキと間違えてアクセルを踏み続けて進行した過失と認定し、運転されていた当時87の被告に実刑判決を言い渡されました。被告は判決を受け入れ控訴しませんでした。妻子を失った遺族の悲しみは察するに余りがあります。このような悲惨な事故を繰り返してはならず多角的な対策を急ぐべきです。この事故を契機に高齢ドライバーの安全対策の必要性については社会的な関心が高まっています。

国会では対策強化に向け改正道路交通法が昨年6月に成立をしました。来年6月までに施行され75歳以上で一定の違反歴のあるドライバーに実技試験の運転技能検査が義務付けられることになっています。また運転できる車を自動ブレーキなどの先進安全機能を搭載した安全運転サポート車に限定する免許も導入されます。生活の足としてマイカーが欠かせないなどの理由で運転免許証の自主返納をためらう高齢ドライバーの新たな選択肢となります。2018年末に約564万人だった75歳以上の運転免許保有者は、2023年末には約717万人に達し、その後も増加が見込まれています。こうした中で、より精度の高い安全機能を備える車が開発されれば免許を手放さずに済む人が増えます。すでに自動車メーカー各社は安全機能の向上に取り組んでおり、将来的には完全な自動運転の実現も見据えています。

一方、運転免許を返納した場合にその後の生活を支える交通手段を確保する必要があります。この点については、バスなどの公共交通機関を支える法整備が昨年の国会で実現し、自治体が地域公共交通計画を策定し、国が予算面などで支援することになっていますので、本町でも可能な限り早急に公共交通の利便性を向上させる取組を進めていただきたいと思います。

また国土交通省は、運転免許証返納した高齢者の移動手段を確保するため、タクシー業界団体などに運賃割引を促す事務連絡を周知しています。その事務連絡では各事業者が身体障害者らを対象に行っている運賃割引の対象を、運転免許証を返納した高齢者にも拡大するよう促しています。それとともに県内におきましても、多くの自治体で様々なサポートが行われています。熊本県のウェブサイトには運転免許自主返納者への特典の御紹介というページがあり、そこに多くの自治体のサポート内容が掲載されていることから重要な取組であることが分かります。近隣自治体の事例としては、菊池市では市内共通商品券めぐりん券1千円相当もしくはべんりカーあいのりタクシー共通乗車チケット1千円相当の交付。合志市では満65歳以上の方にコミュニティバスの自主返納者無料乗車券10枚綴り10セットを交付。菊陽町では65歳以上で自主返納した方に運転経歴証明書の交付に係る申請手数料に対し1千円の補助金を交付するとともに県内のほとんどのタクシー事業者で利用可能なタクシー利用券3万円分を交付されています。本町でも運転を不安に感じるようになり運転免許証を自主返納する高齢者の方々が年間約80名ほどいらっしゃいます。この方々にタクシーやバスなどの公共交通機関や電動自転車などを利用しやすいようなサポート体制を構築すべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 豊瀬議員の運転免許証の自主返納に関する御質問にお答えいたします。

全国的に高齢者の危険運転による交通事故が増加しており返納に対する理解も以前より高まりつつあります。

一方で、運転免許証がないと買い物や通院などの日常生活に支障をきたすことから、運転に不安を抱きながら返納に躊躇されるというケースも耳にします。現在、町では免許を返納された高齢者を含め、皆様が安心安全に移動していただけるよう本年度大津町地域公共交通計画の策定を進めております。

この計画策定にあたっては運転免許証を返納された方々の移動手段の確保も含め、より良い公共交通網が整備できるように町民の皆様や運行する事業者の意見を整理するとともに、効率的かつ効果的な在り方を検討する必要があると考えております。

今後も警察をはじめとする関係機関との連携を進め、運転免許証の自主返納を促すとともに安心して返納できる環境の整備に向けた交通機関の確保及び維持に努めたいと考えております。

先ほど菊池市等近隣の自治体の中で、返納時に商品券チケット等配る話もありましたけれども、やはり政策を作る上では入口で返していただいても中間、出口としてその後どのように生活、公共交通支えていくかということが最も重要となりますし、それがなければなかなかインセンティブがないというふうに考えております。ですので、公共交通のほうもしっかり進めながらそれが整った際にさらに促す、受け皿つくった上でという形であれば検討もしていきたいと考えております。

詳細につきましては担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 豊瀬議員の御質問についてお答えをいたします。

内閣府が発表しています令和2年度の交通安全白書によりますと、免許証の保有者数が約8千200万人、その中で65歳以上が1千900万人ということで、保有者率が約23%といったような状況です。ちなみに大津警察署管内におきましては、昨年12月末現在ですけれども免許保有者数が約5万8千人、うち65歳以上が約1万2千500人ということで免許保有率が21%というような現状でございます。

ちなみに平成30年度でデータになりますけれども、年間の免許返納者数につきましては、大津警察署管内におきましては178名ということになっております。高齢者の方が免許を返納されない理由としまして、通院や買い物などに運転免許証を手放すことができずに、加齢による運動機能の低下により運転に自信がなくなっても運転を続けていらっしゃる高齢者は多く、御家族も心配をされているという話も聞いております。

最近全国的にも高齢者のドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違えによる交通事故も相次いでおりまして、道路交通法が改正され75歳以上のドライバーの認知機能のチェックが行われているところでもあります。

また運転免許証の自主返納者に対する支援制度につきましては、県内のバス事業者の取組として、65歳以上の自主返納者に対する運賃半額の制度やあるいは先ほど御紹介いただいております自治体独自の取組として公共交通機関の割引や商品券の発行など行っている自治体などもございます。確かにこうした支援制度については、免許返納される方にとっては一定の支援になるとは考えておりますけれども、ただ一方で免許返納後の交通手段をどう継続し確保していくかという点が重要であると考えております。高齢化や一人暮らし世帯の増加などいわゆる交通弱者と言われる方に対する公共交通の果たす役割は、これから益々重要度を増してきています。

現在、大津町の地域公共交通計画の策定作業に取り掛かっておりまして、議員から御指摘いただいた視点も踏まえまして、この計画策定の中でアンケートの実施あるいは関係機関との協議、実証実験などを行いながら免許返納者への支援策も含めて検討を行って参りたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 再質問をさせていただきます。

高齢ドライバーの安全対策につきましては、多角的な支援が必要で先ほども述べましたけれども一つは自動車メーカー各社が安全機能の向上をさせる取組を進められています。

もう一つは先ほどから言われている交通手段の確保、公共交通の利便性を向上させる取組が二つ目になります。もう一つは三つ目ですけれども多くの自治体が行われているタクシー券であるとか、そういう商品券を交付する自主返納者への直接的なサポートですね。返納したら即その時点で車に乗れなくなる。そういう方に一定期間ではありますけれども、サポートをしていくという取組が重要であるからこそ、近隣自治体では全ての自治体が行われているのではないかと思います。一定の支援ではあるかもしれませんが、そういう直接的なサポートも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり返した瞬間にタクシー券だとか商品券、1万円、2万円と発行されているところは一定の効果は見込めるのではないかとは思いますが、やはり免許返納するにあたって一番重要なのは、いかに返納した後に生活を支えていくかというところで、入口だけこういった制度がありますといったところでもなかなかインセンティブにはなりづらいと考えております。その上でなんですけれども、今公共交通のほうを整えておりますけれども、その中で乗合タクシーの効率化だとかあるいは地域の循環バスの施行運転等も検討しているところでございます。

例えば返納した時にそういったところの半額券だとか無料券だとか1年間お渡しして、まずそこで慣れてもらってしっかり移行してもらうというやり方であればより有効性が高まると思っておりますので、そうした段階と合わせて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） はい、ぜひ他の自治体よりも公共交通の利便性が優れていると言われるような公共交通の体制を作っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に4問目のスマホの使い方教室の取組についてお伺いいたします。

情報通信技術は水道や電気や公共交通と同じく今や日常生活を支える基盤そのものとなっており、私たちは常に情報を使いながら生きています。その上で日本は世界一の高齢国家でもあります。成人人口の半数がすでに50歳を過ぎており、視覚や認識に何らかの混乱を抱える人々が皆ICTを必要とする時代になっています。日本にはそのICTを誰もが使えるようユニバーサルデザインにすべきという法律が存在しません。重要なインフラであるのに国民の多くが使えない、そして使いにくいまま放置をされています。

例えば災害時やコロナ禍で高齢者や障害者こそ正確な情報を得ることが重要なのに、情報へのアクセスを保証する法律は制定されておりません。公共交通や建築物に対しては国がバリアフリー法などを定めてユニバーサルデザインを推進してきました。企画開発の段階から多様な住民のニーズを考慮し、事前事後評価を行って改善をしてきました。

その結果、ベビーカーや車椅子ユーザー高齢者がバスや電車に乗って公共施設にアクセスすることがようやく当たり前になってきました。

欧米では、公共交通や建築と同様にデジタルインフラもユニバーサルデザイン以外は禁止をされています。アメリカでは1986年にリハビリテーション法を制定し、公的機関によるICTの調達においてハード、ソフト全てを利用しやすいものに限るとしました。この法律は徐々に強化されウェブサイトや情報サービス、携帯アプリに拡大し、1998年以降違反は処罰の対象となっています。大学の講義も障害のある学生の存在が大前提なので、ユニバーサルデザインが常識になっています。

日本では高齢者が使えないことが電子化を進めない言い訳にされてしまっています。海外では逆で最初から高齢者も障害者も使えるよう使いやすいように作ってこそ全ての人が使えろと考えられ

ています。

そのような状況の中で、デジタル庁は今後推進していくデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を進めていくとしています。

そのためにデータを効果的に活用した多様な価値サービスの創出を可能とし、社会課題の解決や国際競争力の強化などにも役立てるとしています。具体的にはスマートフォンを使いワンストップで官民のサービスが使える。就学期や子育て期などライフステージに合わせ必要な行政手続が最適なタイミングで通知される。健診情報などの連携でどこでも自分に合った医療福祉が受けられる。鉄道バスの運行状況、カーシェアの空き状況などの連携で円滑に移動できる。自然豊かな場所で暮らし通勤せずデジタル空間で仕事ができる。また自宅で世界中の教育プログラムを受けられるなどの将来像を示しています。災害時の避難誘導や必要な行政情報が申請なしで対象者に届くプッシュ型行政サービスも重要で利用しやすさを重視し、高齢者も障害者も諦めることなく使ってもらえる制度設計を必須とする方針です。

このようなデジタル化の推進は人口減少、少子高齢化が進む日本の成長にとって欠かせない取組です。本町におきましても今月からスマートフォンを利用した税金などの公共料金の支払いが可能になりました。便利になりますが慣れるまでは使い方が難しい印象を受けました。

また内閣府の調査では70歳以上の高齢者の約6割はスマートフォンなどの情報通信機器を利用していません。誰もが恩恵を受けられるデジタル社会の実現には世代間の情報格差解消が鍵を握ります。このようなデジタル弱者問題が新型コロナワクチン予約時に浮き彫りになりました。本町でも高齢者の予約では当初ホームページからの予約は少なくコールセンターに電話が殺到するなど混乱し急遽ホームページからの予約を手伝い、多くの方が利用をされました。このワクチン予約で行ったサポートのようなフォローが誰一人取り残さないデジタル社会を作るためには、最重要な取組になります。総務省が行っているデジタル活用支援推進事業のウェブサイトでは、デジタル活用支援講習会の開催日時や場所を市区町村単位で検索しその結果をダウンロードすることができます。様々な自治体も携帯ショップなどと連携してスマホ教室を開催する動きが活発になっています。本町でも誰一人取り残さず高齢者も障害者も諦めることなく使ってもらえるように、オンライン手続やキャッシュレス決済等の電子申請サービスの使い方などを丁寧に教えてもらえる無料のスマホ教室を小学校区単位で公民館などの身近な場所を会場として開催するべきだと思います。そして一人でも多くの方に、講習を受講していただけるように広報おおづ等に大きく講習内容を掲載するなど周知にも力を入れていくべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

全町民の皆様がスマートフォンを利用されているわけではございませんが、利用率は年々増加しているような状況でございます。しかし、操作に不安があるという理由でスマートフォンへの変更を躊躇される方やスマートフォンに変えた場合もインターネット関連機能ほとんどあるいは全く使

用されていない方も一定数おられます。直近では新型コロナワクチン申込みに関しましても議員から御指摘もありましたが、インターネットでの予約についてはスマートフォンやインターネットの利用に慣れてらっしゃらない住民の皆様は予約作業に御苦労されたことと存じます。

しかしデジタル庁の発足などみますと、今後も行政手続のデジタル化は全国的に加速していくと私も考えております。

そのような中、大津町としてもデジタル化による住民サービス向上や効率化を推進する際に、デジタルデバイド対策いわゆる情報格差が起こらないような対策を行い、町民の皆様の誰もがデジタルに取り残されない施策に取り組む必要があると考えております。

先ほど議員から御紹介のあった税あるいは料金のクレジットカード、スマホ払いも12月から始めておりますが、始めたからには多くの方により便利に使っていただきたいと思っておりますし、今後役場の生産性向上を進める場合でも、やはり多くの方がDXに乗っていくということが重要になってくると思います。先ほど公共交通のお話もありましたけれども乗合タクシーの効率化のために住民の方にスマートフォンで入力してもらって、それをAIが最も最適な区を作るような仕組みもありますけれども、それも全てデジタルが使えるの話になってきますので、そうした面も踏まえまして今年度無料で参加できるスマートフォン教室を試行的に開催し、参加者にアンケートを取りながら教室の効果検証を行います。その検証を踏まえ来年度から本格的にスマホ教室を開催いたします。また、地域の携帯電話ショップなどが開催しているスマホ教室と連携した活動も合わせて行う計画でございます。また、開催場所についても住民の皆様が気軽に参加できるにはどのような場所がよいのかも検討しながら進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 豊瀬議員の御質問にお答えいたします。

総務省の情報通信白書によりますと、スマートフォンやタブレットを利用していない割合は60代で20%以下となっておりますし、70代以上は先ほど議員おっしゃいましたように、約6割以上が利用していない状況となっております。

その理由につきましては、自分の生活に必要なと思っっている方が5割以上、どのように使えばよいか分からないが4割以上とスマートフォンの使い方に不安をお持ちの方が多いと思われまます。今年度教育委員会の公民館講座としまして、有料のスマホ教室3回開催いたしておりますけれども、議員がおっしゃいますように無料で気軽に参加できるスマートフォン教室を開催し、スマートフォンの基本的な使い方や先ほどから話っております税金や料金のキャッシュレス払いのやり方も説明をしたいと考えております。

具体的には、今年度携帯会社と連携をしまして、スマートフォン教室を試行開催をすることとしております。地域で御活躍いただいております元気アップサポーターズの方の皆さんに受講していただき、アンケートをとって教室の内容あるいは時間などについても検証することとしております。

その結果を踏まえまして、来年度無料のスマホ教室を開催したいと考えております。開催場所につきましても気軽に参加できる場所としてまずは町内で行っています通いの場、あるいはミニディを活用した開催を検討し、今回受講していただく元氣アップサポーターズの会の皆さんにも御協力をいただきながら、さらなる地域づくりにもつなげていきたいと思っております。今後は障害のある方への対応や地元の携帯電話ショップなどとも連携した開催など多様なデジタルデバイド対策を検討して参りたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久君） 町のデジタル化におきまして高齢者などが誰一人取り残されることがないように誰もがデジタル化で便利になったと思える社会になるようによろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時5分より再開したいと思います。

午前10時54分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 皆様、おはようございます。新型コロナウイルス感染症に対する対策、町のほうも含めまして今熊本県28日連続で新規感染者がゼロ名という状態になっています。

またワクチンの接種率は本町では、11月末の段階で88%を超える。オリンピックが始まったその後は日本全体でパンデミックが発生するかもしれないとそのような新聞報道もありましたが、しかし健全とワクチンの効果が日本国内にしっかりと示されている状態であります。

しかしながら、町に住む皆さんもこれからも防疫体制の確立、手洗いうがいの励行あるいは密にならない環境づくりにしっかりと努めていただき、冬季におけるコロナ感染の爆発に抑止していただきたいと考えております。

それでは、3番議員、時松智弘のほうから通告書に従いまして、一般質問を行います。

まず第一に、地域の活性化を図る公園の整備計画についてであります。それでは資料をお願いいたします。こちらにお示ししておりますのは、大津町都市計画マスタープランの87ページに掲載をされております第6次大津町振興総合計画に係る住民意向調査での結果、これはマスタープランの策定に係り平成29年に実施したものであります。その設問の中に地域の公園が交流の場となっているかという設問がありましたが、この設問の中において全ての校区でどちらとも言えないという回答率が3割から4割を占めている、そう思う、まあそう思うを合わせた回答率があまり思わない、思わないの回答率と比較して高いのが大津東小学校区、大津小学校区、美咲野小学校区、室小学校区となっているわけです。

また、本日添付をしております令和2年度まちづくりアンケートの結果において町立公園の満足度は満足との回答が8.8%、やや満足の回答が29%となっております。要はですね、この

資料の中の上の段にあります全町というところですね。満足度約1.1%の向上、やや満足の回答が29.7%でありますから、5.2%の上昇は図られてはいるものの、この設問については前回は地域にある全ての公園を網羅したアンケートの聞き方、今回は町立公園という聞き方をしておりますので、それを鑑みても微増であったということが見て取れるわけであります。

公園の整備については地域からの要望に応じて建設整備をされていくものであり、都市計画の重要な施策の一つであります。出来上がった公園が効果的に機能していない実情がもしかしたらこの中で浮かび上がってきているのではないかと考えます。みどりに親しむ環境づくりや都市空間に潤いを与えていく効果を認めているものそこに子供たちが集うのか、また子育て世代が積極的に活用するかなれば、実情と乖離しているところがあると思われるわけです。この乖離は地域の一部が要望する公園の在り方と実際に利用する子供たち、その親との乖離と言えるでしょう。一部住民の要望は静寂である、しかし子供たちの希望は親和なんですね。

要するに友達とその公園を使いたいというのが目的であるはずですが。そうした相違を生み出してしまっている事例があることが非常に残念でなりません。

事例と称して紹介をいたしますが、公園の中に自転車が入り込むことを拒絶した柵などを追加して改悪をしたところ車道にその利用者が子供たちが駐輪自転車を溢れさせてしまう、あるいは車椅子の方がその公園の中に入れないなど、人を締め出すやり方で公園整備要望をした結果、児童、生徒、親生活に配慮が必要な方の意を酌んでいない公園が事実上遊休化をしているということがあります。公園の建設においては、全ての立場の人々に対応したノーマライゼーションを軸とすべきです。利用者の主となる世代の意見を反映を重視していただきたいと思います。世代の全てが利用できる環境に戻す、あるいは想像すること、コミュニティの活性化を図り、子供たちの知を育み、心の安定を育み、スポーツ等を通じ健康な体を育む環境を創出することは、出来上がった都市公園が生涯スポーツの場として活用やイベントによる地域振興、この起爆剤としての可能性を秘めていると私は思います。これをソフト面で充実していくという施策はできませんでしょうか。

以上の点を踏まえ、交流の場としての公園の魅力化についての施策は身近なスポーツを実施する場として利用可能な環境が開放されているか。また新しいジャンルのスポーツを行う人々が年々増加をしております。新たな受け皿の整備を行い、地域振興の一助とする考えはないかの3点について現状と今までの施策を伺います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の質問にお答えいたします。

大津町内にある公園をその形態によって大きく分けますと町が造る都市公園、もともと地元にある公園、開発行為による民間が造る公園があります。特に大津小学校区、室小学校区におきましては、住宅開発が盛んな地域であり小規模な公園が数多く造られたような状況でございます。町が造る都市公園につきましては、平成29年度に策定した公園長寿化計画に基づきまして平成30年度からトイレ、複合遊具、休息施設などを計画的に改修及び整備を行っているところでございます。この間、昭和園、清正公道公園、杉水公園ではトイレが使いやすくなった。トイレが明るくなった

との町民からの声も多く聞かれ、複合遊具を更新した昭和園では以前よりも多くの子供たちが複合遊具で遊んでいる姿を見ることができます。このように子供たちの遊び場としても交流の場としても公園魅力化の取組の成果は着実に出てきていると思っております。

しかしながら、住民の皆様からのアンケートにもありますとおり、より一層の充実を求める声が非常に多い分野で私自身も以前から障害のある子供たちも含めた多くの方が集い交流し楽しめるユニバーサルデザインの複合遊具を備えたインクルーシブ公園づくりや財政に限りもある中での遊休町有地などを有効に活用した場づくりを進めたいと考えているところでございます。

今後も長寿化計画に基づき、休息施設、遊具等の改修、整備を行っていくとともに、要望が多い大型複合遊具設置や遊休町有地の有効活用に向けては町民の皆様の声や専門家の意見を取り入れながら進め、魅力溢れる公園整備を図っていきたくと考えております。例えば運動公園は、スポーツを楽しむ公園となりますが、火器の使用、園路の目的外使用、ゴルフの練習、ペットの散歩、スケートボードなどの園内利用者の危険が危惧される行為については現状のところ禁止行為とさせていただきます。公園ごとに環境が異なりますので先ほどおっしゃったノーマライゼーションしての大前提としました上でですけれども、状況に応じた利用や規制が必要と考えております。この点に関しては、例えばバーベキューについては本年度に真木の野外活動等研究センターにバーベキューサイトを作っておりますが、一律の機能規制の公園を作るのではなく、公園ごとの役割やルールを分けるという発想も必要ではないかと考えています。

また新ジャンルのスポーツにより地域振興については、肥後大津スポーツ文化コミッションと連携し、既存のスポーツも含め調査研究を進めているところです。コミッションの目的がスポーツ資源を特徴ある観光資源として活用し、交流人口の増加と地域活性化を図るとしてありますので、幅広いスポーツの盛り上がり地域振興の一助となると考えております。一言でスポーツと言いましても、議員御指摘の生涯スポーツから全国を目指すスポーツの取組がございまして、以前から様々な団体から御要望いただいているところではございますが、競技種目も多岐に渡っている現状を踏まえ、種目を特定した受皿の本格整備まではすぐには難しいところがあり、全体的な整理が必要だと考えております。

また新しいジャンルのスポーツにつきましては、20名のスポーツ推進委員を委嘱し各小学校区に配置し、イベント開催時にニュースポーツの紹介、普及活動などに努めながら町民の皆様が身近にスポーツに携われる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

今後も各スポーツ団体の自発性を尊重し、既存施設での大会実施の支援を継続するとともに、コミッションとの連携もさらに強化し、支援体制充実のための調査研究に取り組みたいと考えております。

詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私のほうからは公園の整備状況について御説明いたします。

大津町には先ほど町長が申し上げたとおり民間の開発行為による公園や、古くから地元が管理し

ている公園が約100か所あります。また、町が整備管理する公園は町立公園が7か所、都市公園が11か所あります。都市公園については、公園長寿化計画に基づき補助事業を活用し老朽化した施設、健全度が低い施設などから計画的に整備改修を行っております。

具体的には平成30年度から昭和園、清正公道公園のトイレ整備、昭和園の複合遊具の整備などを行っております。今年度以降も杉水公園、高尾野公園のトイレ整備などを行っていく予定です。また住民からの要望が多い複合遊具についても今後整備していかなければならないと考えております。それ以外の公園は主に開発行為によって設置された公園と考えております。開発面積の3%以上の公園を設置することが決まっておりますので、住宅地には規模が小さい、遊具がないまたは数が少ない、子供たちが遊べない、ベンチがないなどの公園が多数あり、そのような公園の状況がアンケート結果につながっていると考えております。開発行為による公園、地元にある公園につきましては、地元管理をお願いしている状況ではありますが、遊具の老朽化等もあり町としても今後管理面について地元と協議をしなければならないと考えているところでございます。

それを踏まえまして、毎年遊具の点検を専門の業者に委託しております。危険な遊具につきましては、町で撤去を行っている状況です。都市公園につきましては、今後長寿化計画の見直しを考えており、遊具、休憩施設の充実を図り住民の交流の場としての機能を高めていきたいと考えております。公園内の禁止行為につきましても、小さい子供が集まる公園等におきましては、配慮をお願いしたいと考えておりますし、自転車等の乗り入れは園路等の構造の中では想定外になっておりますので、わだちができたり、陥没等の原因になりますので、やはりルールを守ってお願いしたいと考えております。都市公園整備においては、都市公園法運用指針、都市公園法に基づき地方公共団体が設置している都市公園の配置及び基準が決まっておりますので、その中で住民に愛され使いやすく、交流の場として魅力溢れる公園整備を行っていきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） こんにちは。私のほうから新しいスポーツによる地域振興について御説明いたします。

肥後大津スポーツ文化コミッションでは、新しいジャンルのスポーツも含め、スポーツ全般を広く奨励し、大会等の誘致や開催支援を行っております。設立当初はインバウンド需要を見込んだ事業展開を計画しておりましたが、コロナウイルス感染症の拡大で需要が見込めないことから、急遽国内大会や国内の教育旅行などの誘致に軸足を移し事業を進めているところでございます。

新たなジャンルの誘致という観点からモルックの誘致経過を簡潔に説明いたします。町の体育施設が他の競技の予約で使用できなかったこともあり、比較的場所が確保しやすい土のコートで取り組めるスポーツを検討いたしました。マスク着用で協議が可能であり、年齢性別を問わず幅広い方が一緒にプレーできるフィンランド国を起源とする木の棒を倒し得点を競うモルックというスポーツに着目し、誘致に取り組んだ結果、昨年九州大会、今年11月の全国大会を大津町で開催することができました。このように既存施設利用の大会開催には主催団体の自発性を最大限尊重させて

いただくとともに、場所の提供や調整、飲、食宿泊の斡旋や出店事業者への仲介、各種補助金の活用などコミッションとしてできる範囲で支援を行い、様々なスポーツ誘致を積極的に展開したいと考えております。今後とも主催と運営が可能な団体等の情報収集に努め働きかけを強化することとしております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。新しいジャンルのスポーツの推進につきまして生涯スポーツ関係を御説明させていただきます。

町内各小学校7校区より選出されました16名の方々と学識経験者として選出の4名の方、合計20名の方をスポーツ推進委員として委嘱をいたしております。

主な活動といたしましては、校区の理事会に参加しイベント時の競技種目の提案、ニュースポーツ等の紹介や指導をされております。また、各市の大会開催時にはニュースポーツの体験コーナーを設け、先日運動公園で全国大会が開催され認知度も上がってきましたモルック、年齢に関係なく参加できるラダーゲッター等の技術取得に積極的に努めながら普及活動をされております。コロナ禍でなかなか本来の活動は出来ませんが出来ることから始めようを合言葉に、町民がスポーツを身近なものと感じられるよう、またスポーツを通じた地域づくりに貢献できるように取り組んでいるところです。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、再質問をいたします。資料は2枚目になります。

こちらは熊本経済という雑誌が10月号で捉えた特集記事になります。熊本経済というのは、地元経済誌としての性格ながら、購読者が約7万から8万、これはウェブも公開しておりまして、ウェブの月間アクセス数は約50万を超えるという熊本県内では非常に影響力の高い経済誌であります。こういった経済誌にストリートスポーツの記事が掲載されることは極めて異例なんですね。しかし、経済界からもこれだけ関心が寄せられているということが伺い知れるわけであります。この資料の左下になります。

熊本市議会の9月定例会において、熊本市議の荒川慎太郎さんが一般質問で取上げました。県内には県南地域を中心に4か所のスケートボードパークがあります。これがさらに競技充実、発展のためこれを熊本市に設置ができないかという質問の内容だったんです。これ、実は大西市長が非常に前向きに答弁をされました。私が左下に書いておるとおりで、施設整備の必要性を認めると。協議の上それを検討すると答弁があった。そして、11月には熊本市南区にありますアクアドームという施設で、その駐車場の使用を決定したというところにまで至っております。これはスケートボードという競技、非常にニュースポーツなんですけど、今経済、あるいは産業の分野、教育の分野でも非常に着目をされておるといふところであります。

しかしながら、スケートボード自体の競技の危険性と言ったらちょっとあれなんですけれども、

右上に写真の子供がジャンプなどしておりますけれども、こういった形で危ないのではないかというイメージですね。あるいは不良っぽいイメージと言ったらちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、そういったストリートカジュアルの要素を含み入れておりますので、なかなか理解が進まなかったというところはありません。

しかしながら、上のほうの4枚の写真を見ていただくとおりで、ショップもたくさんできております。そして県内の企業もその門戸を解放しているという状況になっております。菊池市の観光施設水の駅が小規模ながら県北地域の受皿として11月にイベントを行いました。600名の方が1日で集客された。これは600名は最下限であります。水の駅というのはそれ以上の人数が集まってくるので、なかなか難しいというところがありまして、もし施設が広大であれば1千人、2千人のイベントも可能であったのではないかと思います。私はそちらのイベントのほうに伺いました。玉名市におられる女子日本選手権王者プロスケーターの内田日向さんに御挨拶をさせていただいたり、県内のインストラクターの皆様と意見の交換をさせていただきました。来年の1月には同じ水の駅で、国内トッププロを招いてのイベントが企画をされております。隣町菊陽町においても商業施設の駐車場においてインストラクターによる初級、中級の講習イベントが企画されると機運は盛り上がりつつあるわけです。先ほど申し述べましたとおり、企業による駐車スペースの貸出し、キッチンカーでの移動販売を行う事業者また町内においても子供の居場所づくりに尽力をされているNPO団体からも賛成の意見や要望が高まりつつあります。

3枚目になります。公園の活性化に対して、これを私は提言をするわけでありまして。スケートボードという競技をしっかりと振興していくことでどのような効果が生まれるのか。競技者の増加はオリンピックを見れば皆さん周知のとおりであります。

また、先ほど答弁の中にもありました未活用公園、遊休している公園の活性化にも一躍を担うでしょう。また、そういった形の行政が意見を吸い上げることで若年層の意見の集約もできる。左下にいきましょう。親と子供たちがそういったイベントでスケートボードの講習を受けるという形、これが親と子の居場所づくりにつながります。そして真ん中ですね、下の段ケータリングカーとかが進出をして参りまして、そうしたイベントの商業効果もあります。町としてのPRもできるでしょう。そして、右下に新たな観光拠点の創出をこの大津町に図ること。そしてこの資料には載せておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策やソーシャルディスタンスが主になります。スケートボードを隣同士で走らせることはありません。かなり距離を確保しなければいけないものがありますから、このコロナ禍の最もうってつけなスポーツであること。そして右上の若年層の意見の集約の時には県内様々なマスコミの方がこれを取上げました。要するに大津町のPRにも直結するものとして正に八方よしの施策と私は考えております。

以上を踏まえ、町内でスケートボード振興について、もちろん町民の子供たちもそれを望んでおりますので、場所の提供も可否も含めどのような取組が可能かについて再度お尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の再質問にお答えいたします。

数多くの新しいジャンルのスポーツがありますが、東京オリンピックで一躍脚光を浴びたスケートボードはその代表格と感じているところでございます。10代の少年少女が世界を相手に堂々と競い合いメダルを取る姿には私も感動をいたしました。これをきっかけにチャレンジする愛好家が増加していると認識をしております。

一方、議員御指摘のとおり常設の練習場所は限られたところになく、その数も愛好家に対して大変少ないものとなっております、道路や空き地等で練習しているので危険な環境となっているのが現状だと認識をしております。

県内の動きとしましては、先ほど御紹介がありましたけれども、熊本市では今月からアクアドームの駐車場の一部を練習場所として開放されますし、熊本市東区に民間の施設とはなりますがスケートボードなどを楽しめる運動施設が12月にオープンするなど動きがあっているところです。議員がおっしゃる練習場所の確保につきましては、町内の既存の公共施設、遊休町有地等でスケートボードの練習場所として利用が可能な施設の調査を進めておりますが、安全面や騒音、あるいは先ほど議員からあったとおり近隣住民の御心配といった課題等もありますので、地元との協議を行いながら、まずは試行期間を設けることなどにより理解を求め、練習場所の提供ができるよう検討及び該当施設近隣の方々と御相談を進めているところでございます。

一方で、障害物を備えたプロを目指す方向けの本格的な練習場所としては、町単体で設置するのではなく、管理者や指導者が所属する意欲のある事業者がおられれば町としても積極的に御相談にのらせていただきたいと思いますと考えております。

また、スケートボードに限らず大会を本町で開催することにより県内外から来ていただくことは町の宣伝効果や飲食などを通じた経済効果にも寄与するものと私も思います。例えばスペースの都合もあり、常設は難しいものの大津町運動公園の駐車場の一角を用いてスケートボード競技に精通した管理者のもとに大会や体験教室をイベントとして一時的な開催場所を提供することは十分可能だと考えております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 先ほど御紹介をさせていただきました熊本市議会に対し、熊本県スケートボード協会から陳情が挙がっている。7千名の署名が集まっている。これは、看過できない話なんです。また先ほど少しだけ触れましたが大津町の小学生がスケートボードを路上でやっておるわけです。そういった施設ができればいいというのは現実にある声でありますので、今の御回答の中で、町が積極的に取り組み検討をしていくということに対して評価をしたいと思っております。

2点目の質問に移ります。2点目については、風通しの良い行政職員の勤務環境構築についてであります。令和2年9月議会において佐藤議員より職員を守り業務遂行へのモチベーションを高めるためにはあらゆるハラスメントへの対策が求められているという一般質問がありました。答弁として当時の家入町長より対策の枠組みだけではなく、実効性を持たせる職場風土の醸成が必要とし、管理職等を対象にハラスメント防止研修を行い、ハラスメントを未然に防ぐ職場づくりに向けた取組の強化及び大津町コンプライアンス行動指針、人材育成基本方針等に職員の行動規範としてハラ

メント等の防止や風通しの良い職場環境の整備に基づく防止の対策の強化として相談機関の設置や懲戒処分等の処分令などを各自が適切に対応できるように見直しを行っていくという答弁がありました。

また、執行部より風通しを良くするためには、その幹部職員も含めお互いがそれぞれに言い合える立場にあるようにするのが大事だと目配り、気配りをすることによって風通しの良い職場になる中でハラスメント等の問題があれば相談体制についてももしっかり努めていくという答弁があったと思います。

今このパワーハラスメントの問題をしっかりと討議する中で、すみません資料をお願いいたします。私がどうしてもこれを触れておきたいのは、職場のパワーハラスメントの概念についてというのがこの厚生労働省の資料の中に出てくるわけであります。その大津町で定めているコンプライアンス行動指針の中では、パワーハラスメントは職場の上下関係など立場を利用した嫌がらせであると。職員の勤労意欲を低下させ、勤務環境の悪化を招き、公務の円滑な遂行を阻害する行為であることを認識し、防止に努めることと記述があります。この資料の中に載せている職場のパワーハラスメントの概要について、要素というところを御覧いただきたいんですね。一番左なんですけれども、優越的な関係において行われるもの。業務の適正な範囲を超えて行われること。身体的もしくは精神的な苦痛を与えること。または就業環境を害すること。これがパワーハラスメントの大切な概念の一つなんです。皆さんは業務を行っている中で一般企業の皆さんもそうだと思います。自分がやっていることについて指導を受ける業務上にそれで指摘を受けるということについて、様々なスタンスがあると思います。懇切丁寧に御説明をされる方、あるいはちょっと怒気を含めて何をやってんだと叱責をする。それは職場の傾聴を問うことなく、例えばその指導する人の熱意によるもの。あるいは業務を円滑に行うためのものであれば、それはある程度許容はされるかもしれません。しかし、一番右にある当てはまる行為の主な例の中に職務上の地位が上位によるものが同僚または部下による行為であっても協力を得なければ業務を円滑に遂行することが困難である。この障害が発生した場合については、それはパワーハラスメントであると。あるいは中の段にあります業務の目的を大きく逸脱した行為、また最下段にあります激しい暴言を吐くこと。人格を否定すること。恐怖を感じさせること。これがあつた場合については明らかにパワーハラスメントと認定がされるわけであります。こうした形で業務の指導ができるものあるいは下位によるもの。要するに部下たる人間が上位者に対して適切な報告やあるいは業務の経験が豊富なものが上位者を支えないという仕組みがあつては、これはパワーハラスメントになるわけであります。

次の資料に参ります。そのパワーハラスメントがはたして発生したときの企業の社会的な影響はどうなるのか。こちらは今度は法務省の資料になります。先ほどは厚生労働省のほうがパワーハラスメントというのはこれだけ人間に阻害を与えるんだと。法務省の資料でこれが出ているというのは、要はこれだけの損益損害、要するに賠償責任を負うんだと。ことに望んでは刑事責任もあるんだよということを書いてあるわけです。左側に影響というところがあります。人的損失の発生、職場環境の悪化、作業効率の悪化、企業イメージの悪化、直接的損失とあります。パワーハラスメン

トが横行するような企業及び職場であっては、この企業のイメージがマイナスになるだけでなく職場の生産性が著しく低下をすること。ましてやその会社を辞めざるを得ない。あるいは病気によって長期休暇を取らなければいけないという状況が発生すれば、当然のことながら人的な損失が発生をいたします。私はこうした嫌がらせという段階を超えて叱責、要するに上位者が下の仕事をする人間に対して激しく叱責をすること。あるいは下位の経験豊かな者が上位者に対して適切な業務の情報を与えないということがもし横行するのであれば、その会社は本当に壊滅的な打撃を職場内外から受けることになると思います。

はっきり言います。公務に円滑な遂行を阻害する行為であることを認識し防止に努めることと書いた大津町コンプライアンス行動指針は弱含みではないかと。毅然とこうした侵害行為に対し対決を示すことが大事。努力目標であるべきではなく、しなければならない達成義務として私は掲げるべきだと考えます。また相談体制の強化においても早急にこれを整備する必要があると思います。

資料3枚目にいきます。私はパワーハラスメントと業務の指導の整合性を自衛官時代、組織の改善に努めた、尽力をしたという経験がありまして、同じ職場に働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に業務を適正な範囲を超えて精神的肉体的に苦痛を与えるという、そういった環境が職場環境をどんどん悪化させていくということを私は知っています。

ですから、そういった行為が起きないように自衛隊というところは命令を持って動くという厳しい仕事でありながらも、コンプライアンスというのをしっかり確立しなければいけないと思います。

このコンプライアンス、パワーハラスメントと完全に立ち向かう必要は公務員いずこの業種職域であろうと共通のコンプライアンスであります。前述の人的損失の発生、職場環境の悪化、作業効率の悪化、職場イメージの悪化など直接的損失がかかる事案は、大津町役場に勤務する上で職員の皆さんがストレスに感じることに、町民の負託に応える環境でなくなってしまうことが信用の失墜につながることは間違いがありません。このスライドを御覧いただき、これは兵庫県明石市の明石市長泉房穂さんという方がハラスメント事案を何回か起こしているわけです。私はこの内容はしっかり読んでいただきたいと思うんですが、2017年、国道2号の拡張工事をするのでその立ち退き交渉がなかなかうまくいかない職員に対し、お前が火をつけてこいと。また2020年1月には地域の議員に対してお前などはもう議員を辞めてしまえ。2021年10月18日、これは非常に私重く受け止めています、全国豊かな海づくり大会というのがあります。これは天皇陛下も御臨席されるような国事なんです。その際のイベントで兵庫県が企画したイベントの司会者に対し、お前の司会は間延びをすると、またそのイベント運営業者に知事に言って業者を変えてやると。このような恫喝をしたと。私は、非常にこれはあきれておるわけです。スライドで紹介したこの市長さんが日頃いかによい取組をしているかというのも報道で聞きます。またこの方が私個人的に誹謗中傷はしたくないけど、はっきり言ってそういった形で言葉に対して責任を持たない、態度に責任を持たないことが施策を推進する職員、議員、国、県、近隣自治体との協調がないとい

うことは評価が伸びるわけがないと私は思います。いわんやコンプライアンスが欠落しているということであれば、住民や市職員の心の中いかばかりかと私は考えるわけであります。左下に家どこと言われて神戸のほうとかと言うぐらいやったら、神戸に住んだほうがええがなと関西弁で書いてあるんですけども、これは神戸市が沿線の住民に対して宣伝をしているわけです。こんな攻撃的な神戸市とうちのその隣の町に比べたら神戸市のほうがいいやろうと神戸市が自分のところの財源をかけて広報すると。これは異例中の異例だと思うんですけど、こういった形で近隣市町村と協調が結べないというような関係になってまで施策を推進する必要があるのかと私は思います。周辺市町村との軋轢、県との軋轢が多数発生すれば関係構築ができない。地域の発展を阻害することは明らかであります。また、本町の状況を考えていけば年齢が若い町長、その行政職員からベテランの方から適時情報提供を受けないこと、意思の疎通がうまくいかない行為が意図的になされれば行政の停滞や地域の発展を同様に阻害するということがあるのではないかと思います。町長以下が取り組んでおられる様々な施策が功を奏するために、コンプライアンスに無知蒙昧な方ははいけない。またそれを軽視する方がいてもいけない。それでもさらに事案が発生した場合については原因究明、これを行い、情報をつまびらかにしパワーハラスメント等の事実があればこれを厳格に処分するという姿勢が求められると思います。役場職員が囑託を受ける住民がストレスなく気持ち良く勤務する環境にあるかどうか。特にこのパワーハラスメントの対策について次の事項がないか。

一上司による過剰な勤務要求、暴言等はないか。2部下による情報提供の拒否、遅延等はないか。それを現状の施策と併せ町長にお伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の質問にお答えいたします。

各種ハラスメントは未然に防ぐことが重要であり、職員を対象としてハラスメント防止の研修を行っております。また、どうしても意識醸成だけでは限界もありますので、風通しが良く働きやすい職場への仕組みづくりに向けては本年度に準備を進め9月から新たにハラスメントの外部相談窓口を設置し職員が相談しやすい環境整備を行い周知を図ったところでございます。風通しが良く働きやすい職場環境を整備するには職場内での心理的安全性の確保が重要だと言われております。職場内で自由な発言ができ、それを拒絶せずに安心して意見が言える環境を構築することでパワハラなどのリスクも軽減され、仕事に対してもより責任感や関心が生まれ積極的に業務に取り組んでもらいやすくなることで組織としての生産性も向上し、ひいては住民生活の向上につながるものだと考えております。

現時点での相談状況でございますが、先ほどお伝えした9月から設置している外部のハラスメント相談窓口には1件教育委員会に1件の相談がっております。調査中であるため詳細は差し控えさせていただきますが、いずれも発生自体は1年以上の前の内容で、関連も含めてこの間新たなケースとしての相談はないような状況でございます。今後さらに相談内容を調査し、双方のヒアリング等行いながらしっかりと対応していきたいと考えております。

一方でパワハラについての報告や申出がないからと良いというわけではなく、誰もが気持ち良く

働ける持続可能で生産性の高く職員満足度も高い職場であるためにはどうあるべきかという観点から逆算をした上でパワハラをしない、させないといった職場環境整備を構築することが重要だと考えております。コンプライアンス行動指針におけるパワハラ防止に努めるという努力義務ではなく、パワハラは決してやってはいけないといった毅然とした取扱いや、私を含め意識の醸成を徹底しながら、また仕組みを作りながら行動指針の強化を図っていきます。またパワハラの問題に限らず部下の指導や同僚との協力、フォローシップなども含めたより広く様々な観点からの職員の人材育成計画の大幅な見直しも準備検討を進めているところでございます。

今後も引き続き意識醸成にとどまらず、先ほどの外部窓口などの仕組みも組み合わせながら職員がストレスなく勤務できる職場環境づくりを行っていきたくと考えております。

詳細につきましては部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 風通しの良い職場環境の構築についてお答えをいたします。

現状では各種ハラスメントを含むコンプライアンスの研修を、各種事例を取り入れながら定期的に研修を実施しているところでございます。また、先ほど町長からありましたけれども、今年の9月から社会保険労務士法人との契約を行い、外部のハラスメント相談窓口を設置をいたしております。同様に市町村の共済組合でも、メンタルヘルスのカウンセリングのサービスの窓口や健康相談サービスも設置されており、職員が相談しやすい環境づくりに努めているところであります。

町長から説明がありましたとおり、現在2件のパワハラに関する相談がっております。聞き取り等実施し、委託業者とも連携しながら内容を調査した上で、しっかりと対応して参りたいと思っております。

また、職員に対しまして年に1回これ毎年ですけれどもストレスチェックを実施しておりまして、職場内でのメンタル面でのストレスの状況を把握し、高ストレスの結果が出ている職員に対しては、産業医や保健師による個別の健康相談を実施し、職員の身体面それから精神面の健康管理を行っております。また定期的に管理職の人事ヒアリングも行いまして、各部署の業務の状況や課員の健康状態などについても情報共有を行っております。あわせて全職員に対しまして、年1回自己申告書の提出をお願いしておりまして、自分の業務の分析や健康状態を含め人事異動の希望や派遣の希望、それから業務面や人事面についての自由な意見を提案できる機会も設けているところであります。

今後も職場環境でも情報共有を図りパワハラ等を未然に防止し、風通しの良い職場環境の整備に努めていきたくと思っております。また先ほど議員さん触れられましたけれども、懲戒処分等の指針におきましては、現在セクシャルハラスメントに対する懲戒処分の標準例は示しておりませんが、今回パワーハラスメントについて懲戒処分の例は示しておりませんので、他自治体の例も参考としながら整備を進めて参りたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） それでは、再質問をいたします。

先ほど答弁がありました中にはコンプライアンスガイドランスの中で処分のかかる指針ですね、そちらがしっかり出来上がっていないというところでほかの事案等も鑑みながら、それを検討していくという御意見をいただいたというところなんです。先ほどから例で示しておりますが自衛隊という組織の中にもやはり暴力事案、セクハラ事案、パワハラ事案そういったものがたくさん発生をした時期がありました。時期としては平成23年頃であったと思います。護衛艦の中でのエアガンを部下に向けて発砲するいじめ事案であったりとか、あるいは米国が保有する情報機密これを要するに上司の許可もないまま複製をして配布をしたとか様々な事案がありました。

これはですね、国民の皆様の信頼を極めて損なう。自衛隊は何だと言われてしまうそしりをうけること。これは間違いなかったわけであり。当時その陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊も含めてそういったコンプライアンス違反やハラスメントといったものを吸い上げる機関というのがなかなかなかったわけであり。平成23年を境に防衛監察本部というのが防衛省の外部組織でできました。これについては上司部下の関係あるいは部隊全体の関係でということその問題解決を図るわけではなく、部外者に部外者と言っても防衛省の団体ですけれども、その人たちに実名であろうが匿名であろうがその問題の告発を受け付けることによって、部隊に対して調査をするという非常に強力な機関を設けたわけであり。こういった毅然とした態度がなければ全国24万の組織を、国民の負託に応えるというレベルの組織にまた押し上げていくということはいけません。難しいんです。先ほどもありましたメンタルヘルスチェックやストレスチェックというのがありますけれども、職員の皆さんが本当に自分の気持ちを一生懸命今追い込まれている状況をしっかり吸い上げてもらいたいという気持ちで書いてくれれば功を奏するんです。しかし、このメンタルヘルスやストレスチェックという制度もやはり自衛隊にあった。あったんですが、要するにその内容をちゃんと書いてくれない人いっぱいいるんです。こんなものは役に立たないとか。あるいはこれを上司に言ったところで、これを作ったところでその情報が駄々洩れしてしまうと。だから私たちの職場も改善されないし、もしかしたら私が書いた自分自身が反対勢力のように扱われてしまうというような事案も見るのは見ました。

しかし、それ以外に本当に心のこもった上司、心のこもった指揮官というのはその隊員がどうやって悩んでいるのかとか、あるいはその職員がどうやって悩んでいるのかということを知る由がないんです。だから、個別に面接をしたり、あるいは機会を捉えてコンプライアンスの教育、ハラスメント未然防止の教育をするという仕組み、ここまではどこの行政も同じなはずなんです。ですから、今1個だけ違うところはそういった外的な機関をしっかりと設けて第三者の冷静な判断で、このハラスメント事案に立ち向かうというのが僕は大事だと思っています。先ほどこの町内でも2件のそういう事案があるということ伺いました。もちろん今までの旧態依然の行政であれば、それを内包して自分たちで解決をするという方法があったと思います。それが例えば過去に何件発生したかなというのは私は興味はありません。できれば情報公開をつまびらかにして、これからはそういうことが発生しないんだというまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

町長に答弁をいただきたいんですが、もう少し時間を取ります。要はこの明るい風の吹く、しっ

かりとした行政が確立されれば先ほど来私も指摘しましたが、住民に対するサービスは格段に向上するはずで、この大津町に勤務したい、大津町に住みたいという方が必ずたくさん出てくるはずで、そして町内外の企業がこのような素晴らしい人事管理ができているんだからと。それを見習うということがあると思います。町長に答弁をいただきたいのは、必ず私たちはそういったパワーハラスメントを含め、そういった各種事案に毅然とした態度を示すんだという決意を述べていただきたいと思っています。これは非常に重要なメッセージであります。町長は101の施策を自分で示しておられます。もしかしたら施策の中にはそれがなかなかうまくいかず頓挫するようなこともあるのかもしれない。しかしそれを力で押し切るのではなく、町長が常日頃から言っておられる協働の精神を發揮して特に役場という職場環境の中を快活にし、新しい風をしっかりと吹かせていただきたいと私は思っています。

以上の点踏まえまして、町長からハラスメントに対して毅然とした態度で取り組むという御回答をよろしくお願いします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 時松議員の再質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおりパワーハラスメントを含めハラスメント全般におきまして、働く個人もそうなんですけれども、町民全体に大きく関わることで、毅然とした態度で望みたいというふうに考えております。その中でも研修等の意識も重要ではございますけれども、それだけではなく先ほどお話しした外部窓口の設置、あるいは御提案いただいた懲戒処分等のパワハラへの明示だとかそういうことを重層的にしていく必要があると思っています。

また情報公開の話がありましたけれども、こちらに関してはまだ聞き取り等も含めてセンシティブな内容ですので、そこは慎重に対応していきたいと考えております。ただ、いずれにしましても重ねてになりますけれども、政策を推進するためにもしっかりと毅然とした態度で臨むとともに、私自身も気を付けながら取り組んでいくようにしたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） 大津町が、町長から、議会から、そして住民の皆さんから心地良い風が吹き荒れて、そして町として力強く前進できる体制をこれを構築すること、祈念申し上げて私の一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 皆様、こんにちは。8番議員、山本富士夫です。年末の慌ただしい中、傍

聴していただきありがとうございます。今回は3問を質問します。

まず、第1問、地元の高校に企業が求める科の新設をで質問します。私たち経済建設委員会のとき、令和元年10月7日から9日まで経済建設委員会の研修で岩手県北上市を訪問し、企業活動や誘致などの意見交換をした中で、担当者より地元高校の北上市企業への就職率が60%ぐらいあると聞きました。地元企業に就職するということは、地元に残り過疎化対策にもなるとその時感じました。地元企業が求める人材育成が最も重要であると北上市を訪問し、その時点で感じました。

私たちが生まれた70年前から今までの日本の出生率、1949年度は270万人でその2006年の出生率は110万人、その後の2021年は、今年はコロナの影響でもあり結婚が少なく出生率は70万人です。今後も100万人前後の出生率ではないかと思います。出生減で数年のうちに一般の高校の再編成が行われるであろうと思われます。今も何も対策を講じなければ、今年生まれた子供たちは地元で高校がなくなる可能性があるかもしれません。皆熊本市に通学の選択をしなければならぬと危惧する時代です。

今回の質問にあたり町民の皆さんはタブレットやパソコンで次のことを検索していただければ、より地元で高校のことが分かります。熊本県の高校口コミランキングと熊本県の偏差値ランキングを見ていただくと、より今の状況が理解できると思われます。熊本県の高校も高校選抜制が導入され8学区から3学区に再編成になり、人気校と不人気校の二極化する学校の格差が生まれつつあります。大津町には県立大津高校、県立翔陽高校、県立大津支援学校の3校があります。熊本県の高校口コミランキングが翔陽高校が23位、大津高校が59位です。2019年に閉校になった多良木高校の当時の町執行部や関係部署の対応の不備を思い出します。多良木高校は高校の閉校が町にとっていかに重要な問題なのかを閉校が県から提示されるまで他人事としてしか捉えていなかったということです。今高校生の姿はありません。周りは寂しい場所となりました。そう住民の方から聞きました。南関高校周辺エリアもしかり、高校再編で閉校になった周りの高校もやっぱり学生の姿は見えません。

今回の質問の考えの位置付けとしては3校とも大津町立の大津高校、大津町立翔陽高校、大津町立大津支援学校で捉えていただきたいと思います。大津高校は、約20年前サッカー部は全国大会に出場し始めた頃、学力も向上していました。受験生もその頃は定員オーバーの時期でもありました。今は受験生も定員割れをしている状況です。翔陽高校も今に満足せず、変革をし未来志向の科の新設をすべきだと感じます。また地元企業が求める人材を育成するクラス編成を県にお願いすべき時期にあると思います。企業も日々の変化をしなければ生き残れない時代です。受験生も魅力ある専門科のある高校を目指したいと思います。そこで町長、教育長、今年生まれた子供たちが高校に行くときに地元で高校が実在しなければなりません。今だけの問題ではない。将来を見据えた取組を考えるべきです。今の執行部も人口減と受験者減が郡部の高校に起こり得ていることをまた次回高校再編があることを真摯に捉えるべきです。郡部の高校は魅力がなければ定員割れが続くと思います。高森高校も高森高校を存続するために、来年度新たに漫画関連学科の新設になりました。県内

及び県外からの生徒の通学及び留学を見据えた取組だと思えます。全国で初めての科であります。菊池高校も未来探求コース、地域探求コースの新設が来年度されます。両校も高校の受験者減を町の死活問題と捉えての緻密な活動の結果だと感じます。地元大津町が積極的に今から企業が求められる科目を見定めて、県にお願いすべき時期にきていると思えます。高校も時代に合った科の新設をしていかなければ受験者数は減少し、高校自体の存続にも関わります。企業も日々変化をしていかなければ存続価値が失われ生き残れない時代です。大津町が県にお願いし、将来性と魅力ある専門科の科目の新設を目指すべきだと思えます。大津町は今までの100年間教育の町として発展してきました。今からの100年も教育の町として発展を目指すべきです。教育こそ大津町の大きな可能性が広がります。そのために魅力ある県立高校を町として応援すべきです。

以上、県立高校は県の問題ではなく町の問題として考えていただきたいです。町長、教育長の各々の見解を伺います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の地元の高校に企業が求める科の新設についての質問にお答えをいたします。

御承知のとおり大津町には三つの県立学校がございます。翔陽高校は明治39年に合志東部農業補習学校として創立し、途中菊陽東部実業学校、大津農業高等学校と改称しながら農業の近代化に寄与して参りました。その後、高度経済成長を背景とし科学技術教育の充実が最重要課題と認識されていた昭和47年には、農業科を減らし開発機械科を設けた大津産業高校として生まれ変わり普通科、農業系列、工業系列、商業系列、家庭系列の5系列からなる現在の翔陽高校に至っております。大津高校は大正12年に大津中学校として創立し普遍的教育を目指す普通科の高等学校として歴史を重ね昭和62年には体育コース、美術コースを増設し現在に至っているところでございます。大津支援学校は昭和55年に大津養護学校として創立し、当初は小学部、中学部、訪問学級という編成でしたが途中訪問学級廃止、平成5年に高等部が設けられ現在に至っております。

このように少しずつ時代時代で編成を遂げてきたものでございます。県立学校の児童生徒数を4年前と比較しますと翔陽高校、大津支援学校はほぼ横ばい。一方で大津高校が910人から661人と大幅な減少となっております。この減少の大きな要因として考えられるのは、少子化はもちろんです。高等学校等就学支援金制度の導入です。この制度を活用することで私立高校の授業料をほぼ補うことが可能となることから、特に隣の菊陽町等や大津町内において私立高校を選択する生徒の割合が増加したことが考えられます。

また阿蘇地域におきましては、JR豊肥本線の不通時には通学上の困難、さらに復旧後も恐らく兄弟や先輩などの在学が少ないことから進学の見込みがなくなり、志望者が減少しているのではないかと考えております。いずれにしましても、議員の御指摘のとおり定員割れによるイメージの悪化はさらなる生徒数の減少を招く要因にもなりますので、大津高校の学校運営協議会の枠組みを活用しながら、町の考え方や要望などもしっかりとお伝えしていきたいと思っております。

また、企業が求める未来志向の学科の設置についてですが、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議が発表したこれからの高等学校施設の在り方についての中で、普通教育を主とする学科の弾力化、退行化が進められ国際的な学びに重点的に取り組む学科や地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科など特色、魅力ある学びに取り組む学科を各設置者の判断によって設置可能とする方針が示されております。時代背景に合わせ弾力的に学科を見直す実業系高校に対しまして硬直的、普遍的であった普通高校にも弾力性を持たせるというのが新しい方策の方向性となっております。

また令和2年に熊本県教育委員会が行ったアンケートを見ますと、高校大学を連携推進する学校や科学技術系の学科コースの希望が多いとの結果や、情報化社会に対応した教育グローバルに活躍できる人材の育成を重視すべき点であるという記載もありますので、社会の要請や地域の声を聞きながら新たな取組の方針について整理を進めたいと考えております。

一方で、学校の在り方を考える上では県や県教育委員会だけではなく、学校としての実情や考え方を理解整理することも重要だと考えています。また何よりも地域の基盤や企業への人材供給の場としてだけではなく、どのような学校の在り方が子供たちのより良い未来につながるのかという点を真ん中に据えた上で取り組むことが重要だと考えております。これからまずは特に生徒数の減少が著しい大津高校の校長先生ともざっくばらんに意見交換させていただく場を設けながら、県立学校の今後について具体的に共に考えさせていただく予定です。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員が懸念されていますように、大津高校はここ数年定員割れとなっております。しかし令和2年度の熊本県内における私立を含めた高校等の募集定員は約1万9千300人となっているのに対しまして中学3年生の数は約1万6千人となっております。当然のことながら県内だけで考えれば必ずどこかの学校は定員を割るという実情もございます。大津町内の中学3年生の進路を4年前と比べてみますと、大津高校に進学した生徒は85人から65人に減少、翔陽高校に進学した生徒は54人から61人に微増したのに対しまして、熊本市内の私立高校に進学した生徒は49人から83人と1.7倍ほど増加しております。これは町長からも答弁がありましたとおり、高等学校と就学支援金制度の導入が大きく影響しているものと推測され、令和3年度の入学者は県北学区の高校では翔陽高校を除く全ての高校で定員割れの状況となりました。私立高校人気の陰で他の公立高校と同様に大津高校が定員を割っていることは教育委員会としても大変残念に思っております。大津町はJR豊肥本線や国道57号及び325号を包含し、県北学区の中で最も交通の便が整うなど恵まれた位置にあります。以前は入学希望者も多いと聞いておりましたので、今日の状況に関しましては、山本議員御指摘のとおり何らかの対策が求められると考えます。

熊本県教育委員会による県立高等学校再編整備等基本計画では将来的に学区を一本化すること。1学年4学級に満たない学校は再編整備の対象となること。新しいタイプの学校づくりも含めた特色ある学校づくりを進めることなどがうたわれております。今後、現在三つある学区が一本化され

た場合には、これまで以上に熊本市内の高校への生徒流出が懸念されるところでもあります。

大津町教育委員会としましては、これまで以上に県立学校との連携協働を深めることが中学生の進路決定にも好影響を与えると考えており、本年度は大津高校と大津小学校及び大津中学校が外国語教育における小中高等学校連携モデル校の指定を受け3校をICTで結んだ英語科の授業などを行っています。中学生の進路決定は本人の適正や興味、関心、将来への夢などを踏まえ、高校が開くオープンキャンパスなどに参加し希望する高校の内容や特色を知った上で自己決定していきます。いわば進路決定は生徒の幸福追求の第一歩とも言えます。大津高校におかれましても、中学生へのアンケート等を通して生徒の望む学校の在り方について積極的に検討されており、大津高校の学校運営協議会におきましても喫緊の課題とされております。県立高等学校再編整備等計画が謳う新しいタイプの学校づくりも含めた特色ある学校づくりについても、本学校運営協議会を通じて協議等を深めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 再質問します。

確かに1万9千人から1万6千人と生徒数の減少ということで、生徒が募集人員が少なくなっているというのが分かります。私は今からの高校の位置付けは普通科とか商業科とかそういう垣根を取り払い、今の時期に合った今の科の新設をやっぱり地元はしていくべきではないかと思ます。そういうお願いを教育長のほうもできれば積極的にしていただきたいなと思ます。

それと、国際化の中、企業も国際化で地元高校も今後海外からの企業人が来られた中で、留学生等の受入れで国際科やIC科という科目の科を県に強く要望していくべきじゃないかと感じます。菊陽町の企業には多くの外国人労働者や家族が住まわれると思ます。国際化学科は必要だと思するので、その点について教育長の見解を聞きたいと思ます。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 山本議員の再質問にお答えいたします。

科の新設等につきましては、県下全域を見通しての課題であり、熊本県教育委員会におきまして当該校の伝統、特色、生徒のニーズ、地域の特性等を踏まえて、全県的な視野に立ち普通科、専門学科、総合学科の適正な構成と配置を考え、長期的な展望から学科編成を行っていくとなっております。

町教育委員会としましては、県教育委員会との対話の場などを通じ、町内の県立高校に対する町民の願いや思い、本町の状況等について意見の交換を行うことから始めたいと思っております。

なお、議員がおっしゃる企業等が求める人材の育成につきましては、大津町企業連絡協議会が企業と学校との情報交換会を実施しており、本年度は町内企業26社と町内3県立学校を含む菊池阿蘇地域の高校、短期大学16校の担当者が参加し、企業が求める人材像や今後の求人動向等についての意見交換会が行われております。また、外国人労働者の家族の受入れにつきましては、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に基づき教育の機会を保障するとともに、必要に応じて授業とは別に日本語指導を行っており、今後も充実させて参ります。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 地元3高校との連携を密にいただき、今後の大津町の高校の発展に尽力していただければと思います。

では、第2問に入ります。南阿蘇鉄道とスポーツの森新駅についてをお伺いします。南阿蘇鉄道が2023年夏に全面開通をします。12月27日の熊日で、JR九州社長もJR大津駅への乗り入れを事実上オーケーを出されました。町長も101の具体策での50でスポーツの森駅の新設と周辺エリアの整備活性化で町民全体の暮らしの向上につなげると言われております。11月30日、熊日で蒲島知事は空港ルート再検討と表明されました。今後再検討の中、JR大津駅やスポーツの森新駅から鉄道で空港への敷設を町長は願うべきだと感じます。大津阿蘇の活性化にもつながっていきます。南阿蘇村の9月臨時議会で立野駅舎の新設工事予算4億1千580万円を企業と結び南阿蘇鉄道の開通に南阿蘇村は備えておられます。高森町も県内外からの高森高校マンガ学科新設に伴う通学時間の短縮に南阿蘇鉄道と取り組まれていくと思います。我が町も開通に合わせスポーツの森駅ができれば交通の便利性が飛躍的に良くなり周りには住宅開発等が進むと思われま。しいては、町の人口増加にもつながります。大津町もスポーツの森駅新設の開設のための予算を組んで実施されておりますが、1の高森町南阿蘇村との話合いの進捗状況と新駅の新設を予定されているスポーツの森駅の進捗状況は町長が分かっている範囲でもよろしいのでお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

熊本地震で被災しました南阿蘇鉄道は、現在高森駅から中松駅まで約7キロの区間で運行しており令和5年夏頃に中松駅から立野駅まで約10キロの復旧工事を完了させ全線復旧の見通しとなっております。熊本県の田嶋副知事を会長とし大津町、高森町、山都町、南阿蘇村、西原村、南阿蘇鉄道株式会社で構成する南阿蘇鉄道再生協議会を設立し、様々な調整や復旧後の利用促進策等について検討を進めているところでございます。また、南阿蘇鉄道再生協議会とは別に大津町、高森町及び南阿蘇村の3町村では、令和2年10月に新阿蘇大橋の開通を契機とした観光誘客を目的に新阿蘇大橋活性化協議会を設立し、コロナ禍でのマイクロツーリズムを軸とした分散型の観光誘客、県内向けプロモーション新しい旅のエチケットの普及浸透を実施して参りました。

こうした中、さらに令和3年の7月には新阿蘇大橋の開通と南阿蘇鉄道全線復旧を契機に3町村による南阿蘇鉄道沿線の交流連携に関する協定を締結しております。協定により3町村は南阿蘇鉄道の肥後大津駅までの乗り入れを目指すとともに、南阿蘇鉄道沿線の発展のために連携し熊本地震からの創造的復興さらに推進させることとしております。南阿蘇鉄道が肥後大津駅に乗り入れることにより通勤、通学及び観光地へのアクセスが改善され大津町も含めた沿線地域の熊本地震からの創造的復興につながるものであると認識していますので、今後も周辺自治体と連携を取りながら肥後大津駅への乗り入れが南阿蘇鉄道の全線復旧に合わせて実現するように推進していきます。

またスポーツの森駅につきましては、駅単体の設置では効果も限定的であることから周辺エリア開発と一体となった計画を考えており、調査では駅新設や周辺開発、及びインフラ整備に係る概算

費用などを整理しているところでございます。駅の設置場所開発案の複数の組み合わせの中からどのような方向で進めていくのか、経済比較を行いながら関係機関や地域住民の御意見もしっかり伺いし、運動公園の利活用や経済効果の最大化も踏まえた具体的計画を作っていきたいと考えております。

その後のスケジュールにつきましては、JRとの協議や開発に係る用地交渉は一定の時間を要すると考えられますが、こういった手法で進めるのか現状分析を行いながら取組を段階的に実施していくところでございます。

また、一方で先日県議会で正式に示された空港アクセス鉄道の見直しは、以前はスポーツの森の西側を通す構想図も町のほうで示しておりましたが、ルートによってはスポーツの森駅の新設の動向に大きな影響があると考えております。大津町経由のアクセスルートの魅力やメリット、資料や情報を関係各所に提供することはもちろん、最新の動向をキャッチし見極めながらスポーツの森駅の新設に向けて進めていくところでございます。

なお、詳細につきましては担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 山本議員の御質問にお答えをいたします。

南阿蘇鉄道の肥後大津駅の乗り入れにつきましては、令和2年の10月に南阿蘇鉄道再生協議会におきまして高森町及び南阿蘇村から肥後大津駅に接続することで利便性の向上と観光振興につながるとしてJR豊肥本線への乗り入れが提案され、同年12月にはJR九州に対し乗り入れの要望が行われております。この乗り入れにつきましては、今年11月25日の同協議会で、すでに今年10月から南阿蘇鉄道とJR九州が設計に着手していることを発表したところでもあります。

乗り入れ区間は立野駅から肥後大津駅間の約10キロで、南阿蘇鉄道の車両が肥後大津駅まで乗り入れる形で検討が進められております。乗り入れに必要な事業費は、車両信号機やシステム改修などの約4億2千万円で、当初高森町それから南阿蘇村で負担される予定でしたけれども、11月25日の同協議会におきまして、高森町長と南阿蘇村長から熊本県に対し財政支援を要望をされております。

なお、乗り入れが実現した場合は移動時間が約7分間短縮され年間利用者は約6万8千人の増加が見込まれております。また同協議会は、南阿蘇鉄道の経営基盤強化のために鉄道の運行と鉄道設備の持ち株を分離する上下分離方式の導入に伴いまして、鉄道設備を保有する新組織として一般社団法人として南阿蘇鉄道管理機構仮称ですけれども、これを令和4年度に設立することを決定いたしております。今後は令和5年の夏頃に予定されております全線運行再開にあわせて必要な設備の整備やダイヤ等の調整が予定されているところでございます。

それから2点目のスポーツの森駅につきましては、現在新駅設置の調査それから周辺開発の基本構想について調査を進めているところであります。新駅の施設の規模や場所の検討それからインフラ整備に伴う概算費用の算出等を将来の土地利用ごとに比較検討を行い、年明けの2月末には調査を完了する予定としております。新駅設置場所と商業施設を含めた複数の開発パターンの組み合わ

せごとに、利便性や環境面などの影響とイニシャルコスト、それから駅の維持管理費をはじめとしたランニングコストや関係法令等の確認を行っているところであります。

その結果を受けまして、どのような方向性で進めていくのか住民の御意見をお伺いしながら、JRとの協議や用地の調整など取組を段階的に実施していくことになると考えております。南阿蘇鉄道の全線復旧に伴います肥後大津駅までの乗り入れ、それから空港アクセス鉄道の分岐駅の再検討、中九州横断道路の新設など町を取り巻く環境の変化に対応できるように進める参りたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 再質問を一つします。

我が町もやっぱりこれからの町の発展を考えるためには、新駅開発に多額な財政支出もいると思います。早めの対応が求められます。その件について町長に見解を聞きます。南阿蘇の場合は4億円ぐらいの庁舎の部分でと。今大津町も新駅の部分で調査費用を出されてるんですけども、それが具体的に動くようになったときには多くの財政の出動が必要になると思いますけれども、そういうのを早めに検討される余地があるのかどうかの部分をちょっとお伺いしたいなと思ひまして。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山本議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおりこの駅の新設、あるいは周辺に多額の費用がかかると思っております。またそれ以外にも大津町においては今後学校の建設、あるいは給食センターと様々な箱物の整理あるいは改修、新設、建て替え等が発生して参ります。そうした中、今回振興総合計画も立て直しておりますけれども、財政計画もしっかり練りながらやっていきたいと思っております。また、町独自でやる手法も考えられますが、民間との連携しながらやる手法だとかあるいは補助制度等とかも最大限に活用しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 南阿蘇鉄道が23年には大津まで乗り入れてくるだろうと思ひます。その周辺の整備というのは大津町の発展に今後、大いに寄与するものと考えます。そのためにも実施調査をやらねながら大津町発展のために取り組んでいただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

工業団地造成を考えているかという質問です。世界的な半導体製造工場が菊陽町の工業団地に進出します。菊陽町は3年前に第2原水工業団地の造成を計画し、今回の半導体の誘致につながったと考えられます。県も周辺のインフラ整備に取り組むと思われまひます。大津町もいろんな意味で全面的な協力が県のほうからも求められると思ひます。今回の企業投資額は国も合わせて約800億、新規雇用1千500人、これは今度の半導体の部分です。これに付随する下請企業とかくればこの比ではないと思ひます。県全体の経済の活性化にもつながります。その関連企業が菊陽町周辺に進出が予想されます。大津町はすぐ隣の町なので受皿になり得ると思ひます。その受皿にはならなくてはないと思ひます。取組次第では、大津町の未来発展が大きく変わります。そのた

めに国や県と大津町は十分に協議しながら、工業用地として30から50ヘクタールぐらいの将来を見据えた工業団地の造成をすべきだと思いますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山本議員の質問にお答えをいたします。

議員の御説明にもありましたように、半導体受託生産世界最大手のTSMCがソニーグループと共同で新会社を設立し、菊陽町に新工場を建設することが先月9日に発表されました。新工場は2022年に着工し、2024年末までに生産を開始する計画で初期投資額約8千億円の半分程度を政府が補助する見通しとなっております。また、先端技術に通じた人材約1千500人の雇用を創出するとの報道もなされております。

このような状況において議員御指摘のとおり、関連企業が大津町に進出することが予想されます。現状は町内の既存の工業団地は全て完売していることから企業からの用地の問い合わせには民有地を紹介しております。今後企業誘致を戦略的に展開するためには、迅速にかつ企業ニーズに合った用地確保とりわけ工業団地整備に向けた取組は必要であると考えております。この工業団地整備につきましては、これまで町主導による整備のほか、官民連携での整備、民間主導の整備、さらにはこれらを組み合わせた手法について市場動向の分析を行い費用対効果、メリット、デメリットなどをあらゆる方面から精査し方向性の検討を行っていたところでございます。

このような中、熊本県のほうで大津町を含む空港周辺6市町村を対象に新規工業団地整備可能性適地調査を昨年度から実施されておりましたが、TSMC関係の新会社進出発表後の県議会12月定例会の一般質問において企業の要望等も踏まえ、新たな工業団地整備について検討を進めているとの答弁がございました。ここが大津町にくるのか、あるいは近隣の違うところにくるのかはわかりませんが、このことから本町での工業団地整備については県の動きも注視しながら継続して整備手法を検討していく必要があると考えております。

一方で、製造業業界では、半導体関連産業や自動車関連産業が活況にあることから、現時点でも人材が不足しておりTSMC関連会社の進出に伴いまして、人材不足に拍車がかかるのではないかと不安の声も大きく聞かれております。従って単に箱を作るのではなく、既存立地企業も含めた労働力の需給バランスも踏まえる必要があると考えております。

先日、企業さんとお話していたところ立地先としては非常に魅力的であるが既存の企業さんでも人をなかなか集められない状況の中で進出には大変慎重になるというお話もございまして、そういったところも見極めていく必要があると考えております。また時代の要請やTSMCの立地、県のUX構想などによりIT関連企業も一層活況になるものと考えております。本町においてもこれまでの製造業の誘致に加え新たな誘致の柱としてIT関連企業の誘致を進めており、11月1日には東京に本社を置き独自の人体認識、人工知能、AI技術を有するIT関連企業を1社と立地協定を締結しました。これも機にIT関連企業数社との前向きな協議も加速しておりますので、オフィス物件の整備についても民間とも相談をさせていただきながら、さらなる充実への検討準備を進めていきたいと思っております。このような課題の対応に加えTSMCの隣町進出の波及効果を大津町

に最大限にもたすために、先月末庁内横断的なプロジェクトチームを立ち上げたところでございます。大津町としてはこのPTを中心にTSMC関連会社の進出に関するハード、ソフト両面での課題の対応策を検討するとともに、さらには関連企業の立地拠点や関連企業従業員の生活の拠点としても大津町が選ばれるように取り組んでいく考えでございます。そのほかにも今後数年から十年程度のうちに新空港ビルや東海大学臨空校舎の完成、南阿蘇でのITスクールの開校、南阿蘇鉄道のJR肥後大津駅への乗り入れ、中九州横断道路の開通、空港アクセス鉄道の着工完成など町の発展に関わる新たな変化が次々に起こることが見込まれております。必要に応じてこうした内容もプロジェクトチームで共有議論しながら、町の10年後、20年後、さらにその先を見据えたまちづくりについてもしっかりと議論し、外部とも連携をしながら先手を打って取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 今度菊陽町にできますけれども、町のほうとしても先手を打って企業誘致に努力していただきたいなと思います。

これで質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。1時55分より再開します。

午後1時43分 休憩

△

午後1時55分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○7番（山部良二君） こんにちは。傍聴席の皆様、お忙しい中、傍聴いただき、誠にありがとうございます。私はこれからも県や国の顔色を伺うのではなく、町民目線で町民に寄り添う政策立案を心掛けて参ります。それでは、山部良二が、通告に従い質問を行います。

それでは、1点目の地域運営組織についてお伺いいたします。令和元年に佐藤議員から同じ質問がされており、それを踏まえ質問したいと思います。その質問の中で、町は現在の行政区のそれぞれの組織の在り方というものを整理し、その中で民生委員、自治会、消防団や老人会などといった地域づくりの取組を整理し、その中で地域づくり、まちづくりを組み合わせをまちづくり推進室として進めていくと答弁されています。

しかし、今現在頻繁する大災害や私たちが経験したことがないような新型コロナの感染が世界中で猛威を振るい、感染対策が最重要課題になるなど社会生活が大きく変化しています。特にコロナ禍などにより出生数も大幅に減少し少子高齢化が深刻化しているのではないのでしょうか。私としては徹底的な公助が必要だという考え方はありますが、しかし町民の方に話を聞くと自分で考え自ら行動し共助、競争の精神を持って、自らが夢と希望のあるまちづくりを目指すという方々が多数いらっしゃいます。

また、少子高齢化、集落機能の低下などから地域における共助、支えの必要性が高まっています。

各地域に運営組織を置き、その機能をはたすことが重要ではないでしょうか。

資料1を見ていただいてもよろしいでしょうか。大津町の各地域の高齢化を見ますと、高齢化率が50%を超えている地区は9地区ございます。中でも米山に至っては92.9%と高く、このまま何も手を打たなければ地域の暮らしを守ることはできなくなる危険性があり、今後、他地区でも限界にくる行政区が増えてくるのは必然ではないでしょうか。

では、地域の暮らしを守り、地域の様々な関係主体が参加する地域運営組織とはどのような組織でしょうか。

それでは、資料2を見ていただきたいと思います。基本的には一体型の組織での活動がベストではないかと考えております。この資料は先進地、朝霞市の資料です。トップに運営委員会がありそして事務局を置きます。その中に様々な事業部会を置き活動を進めていくというものです。

それでは資料3を見ていただきたいと思います。右が分離型のイメージです。自治会などの協議組織と実行組織を分けるというものです。そして今回提案させていただくのは一体型で、左のほうを見ていただきますと協議と実行を一体型で行う組織図になります。メリット、デメリットについてですが、一体型の場合には地域住民の意思を事業に反響させやすい一方で、事業のリスクを地域全体に波及させてしまう恐れがあります。

また分離型の場合には、事業に適した組織体系を取り得る一方、地域全体が最適性より各組織の事業を優先してしまう恐れがあります。地域運営組織は自治会や町内会が母体とすることが多いことから、設立当初には協議機能を主と下一体型が多いと考えられます。事業が進展してくると各事業の展開方法など機動的に意思決定したり、事業リスクを切り離したりするなどの観点から分離型が選ばれる傾向にあります。まずは一体型で導入し、組織が熟成する段階で分離型の運営組織の法人化を検討する形が最善ではないかと思っております。

具体的な活動としては、地域イベント運営63%、広報誌の作成、発行63%、そのほかにも防災訓練、研修と続き高齢者交流や声掛け、見守り体験交流などの順となっています。また、基礎的活動以外には有償での行政代行活動、生活支援活動、地域資源活用、保全活動などがあります。

話を戻します。今後地域活動を持続的に取り組むため、行政や各種団体が危機感を共有し、地域のリーダーや担い手不足などを課題を克服する運営組織の役割が極めて重要であると認識し、地域によっては課題についての対応や話し合いが自発的に起こりにくい可能性を考え、町が第三者的立場から話し合いの働きかけや対応策を提示し課題意識のある地域住民を活動に誘い込んでいくリーディングプロジェクトが求められているのではないのでしょうか。その上、令和元年に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援するとあり、また令和6年までに達成すべき重要業績成果指数として住民の活動組織の形成数7千団体を目指すとあります。現在の少子高齢化の進展や、コロナ禍などにおいて生じた様々な地域の課題への対応として地域運営組織の果たす機能の重要性が高まっています。以上を踏まえ2点お伺いいたします。

①少子高齢化人口減少や地域課題の多様化。広域化など。自治会町内会では従来の役割をはたす

ことが困難な地域は出てきていませんか。

②地域課題に共同で取り組むため自治会、NPO、企業、老人クラブなど多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組むため、小学校区ごとの組織「地域運営組織」が必要ではないか2点お伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の質問にお答えをいたします。

大津町の人口は、町全体では昭和50年代以降から現在に至るまで増加の一途をたどっておりますが、町中心部が人口増加となっているのに対し、町の北部や南部ではすでに人口減少が進み、高齢化率が非常に高くなっている地域もございます。中には議員御指摘のとおり、高齢化率が9割を超える行政区もありまして、単一の行政区としては組織の運営が大変厳しい状況にあることを町としても認識をしております。また人口が増加している地域におきましても、ライフスタイルの多様化や近隣同士の関係性の希薄化により同じく地域活動への参加者の減少や、組織の役員の成り手不足が問題となっております。今後地域の活動を継続発展させていくためには、議員御指摘のとおり新たに運営組織の枠組みを検討していく必要もあると考えております。

一方で、自治会やNPO、企業、老人クラブ、その他各種団体などが連携した新たな組織の立ち上げにつきましては、今年度は南小学校区のスポーツ振興課が解散するなど、団体によっては役員の成り手不足や会員不足などによって既存団体の運営すらも厳しいケースや組織名としては存在するものの活動が休止に近いような状況の団体も出てきております。そういった各基盤の強化というか、そういったものも必要だというふうに考えております。地域によって抱える人口や課題も異なるため単に組織を立ち上げるのではなく、形骸化しないように入り口、中間、出口までをしっかりと考えた上で小学校区を単位とするのか、より大きい、あるいは小さい枠組みで組織するのか。あるいはどうすれば持続可能な形で機能する組織となるのか、具体的に何を目指し、何をやっていくのかなど地域の皆さんの御意見と御理解もいただきながら、より良いやり方を検討し、活動基盤の強化に向けて取り組んでいく方向性で考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答いたします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） それでは、現在国の第2期まちひとしごと創生総合戦略を踏まえまして、町の大津町まちひとしごと創生総合戦略の策定を今進めております。またあわせまして、町の人口ビジョンの見直しも行っておりまして、その分析の中では過去10年の人口推移を見ていると町内69の行政区のうち北部南部を中心とした40の行政区、約6割ですけれどもにおいて、人口の減少あるいは高齢化が進んでいるような現状になります。地域によっては区長さんをはじめ地域の方々からは世帯数の減少や高齢化により地域活動を継続することが厳しい状況であるとお声もいただいているところでございます。

また同様に、各種行事への参加者の減少や役員等の成り手不足は民生委員、児童委員さん、それから老人クラブ、婦人会、消防団など地域の各組織でも課題となっており、複合的に考えていく必

要があると思っております。

町としましても地域や組織に対しまして、活動や人材育成のための補助制度等により支援をこれまで行ってきたところでありますけれども、昨今の新型コロナウイルスの影響もあり、地域によっては活動の継続が厳しいといったような声も聞いております。今後、地域の取組を活性化させるためにも、どのような形あるいはどのような規模で運営組織を作ればよいのか。地域の御意見を取り入れながら、それぞれの地域実態に合った進め方が大切であると考えております。

冒頭申し上げました町の次期の総合戦略の中においても、地域に対してどのようにやっていくのかというのを施策としてまとめていく予定としております。地域のコミュニティづくり、拠点づくりの課題とも合わせて検討する必要がありますので、役場横断的な考え方で進めて参りたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 今の答弁を聞けば、小学校区ごとなのか、中部、南部、北部なのか、町民の声を聞きながら進めていくという方向性だと思います。それを踏まえて、もし小学校区ごとであれば小学校区ごとに事務局を設置し、事務局長を1名、事務局員2名体制が望ましいと思っております。

もしこれを、中部、南部、北部3つに分けるのであれば、事務局長1名に対して事務局員4、5名体制が必要ではないかと思っております。特に初動機においては、行政職員が事務局業務を兼務することは有効だと調査でも出ておりますので、その点本町の見解をお伺いしたいと思っております。

そして2点目ですが、当然もし設立する場合には、地域運営組織は学校運営に寄与する必要がありますので、地域運営組織の事務局員を小学校区の地域コーディネーターが兼務する必要があると考えておりますが、2点目がそれになります。

3点目ですが、中部については先ほどもあったとおり、町民の関係性とか、希薄さとかありますから、人口も多いですから包括的、持続的可能で多様性を尊重するという考え方において、1行政区にするのか、大きく分けるのか、その辺の考え方をもう一度お伺いしたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり地域に全てお任せでは、たまたまそこにリーダーだとかがいらっしゃればうまくいってしまえばうまくいく可能性もありますけれども、なかなか厳しい部分もありまして持続性の部分でも担保ができないと考えております。ですので、地域組織を立ち上げるにあたっては地域社協との考え方もありますけれども、事務局をはたすような基盤が必要であると私も思っております。

ただ各校区ごとに仮にした場合、人材配置と予算もありますし、あるいはそのマネジャーの力量もかなり問われるところであると思っております。その人材をどうするかも含めて、校区ごとがいいのか、あるいは南部、中部、北部でいくのか、それ以外なのかというのは慎重に見極めながらやっていきたいと思っておりますけれども、おっしゃるように事務局の必要性は強く感じていると

ころでございます。

また二つ目の地域コーディネーターに関しましては、校区のコミュニティスクールに入っていたきまして、学校と地域の橋渡しを担っていただいております。コミュニティスクールに関しましては、あくまでも学校運営を主体としたものではありませんけれども、地域運営組織の中でも人材や組織同士を結ぶ役割が必要となっておりますので、橋渡し役としてどのような活動を担っていただき、どのような人材を活用していくのかは、今後しっかり検討していきたいと思っております。

また三つ目に関しては議員御指摘のように中部地区に関しましては、人口もかなり多い地域になっておりますので、分析によっては一つのやり方は難しい可能性もありますので、分けるという方法も含めて検討していきたいと思っております。

また、このコミュニティの在り方というものに関しまして、地域のコミュニティもしっかりと対策しながら、それ以外にもなかなか地域で入り込めない方、あるいは入り込みたくない方もいらっしゃるのです、そういった方の受皿となるように、重層的に趣味の集いとか公民館講座等もありますので、そういったところも充実させていただきながら、住民の皆様のコミュニティの醸成だとか、あるいはそこからのまちづくりの参画だとか、そういったところにつなげるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 再質問で人材の確保という観点から質問いたしました。

やはり今の問題意識というか、意欲や能力のある住民には活躍の場を用意したり、一部活動を有償化により、地域活動に関わるインセンティブを高めることで意欲や能力に応じた活動の場を用意することが望まれると私は思っております。

また先ほどからありましたように、地域運営組織だけでは、課題に対応することは難しいので、町としてどういう対策を打つのか。私としてはチーム、プロセス、プログラミング、デザインを持った、そして特に戦略的に会議を司るファシリテーションの四つのスキルを持った人材を育成し、地域活動を支援することが必要ではないかと思えます。その点について再度伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山部議員の再質問にお答えします。

おっしゃるとおり地域あるいはどのような組織であってもそれを束ねる、あるいは統括する事務局、人材リーダーの存在が不可欠になると考えております。おっしゃるように人材育成もしっかり進めながらやっていきたいと思っております。人材の重要性は十分認識しております。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは2点目に入ります。高齢者支援について質問させていただきます。

皆様TTPプラスSマネジメントという言葉をご存知でしょうか。これはマーケティングや事業開発、組織づくりなど良い組織づくり勉強会を主催されている中尾隆一郎氏が辞書の中で語っている造語です。

意味は徹底的にパクリをプラス進化させる。行政に置き換えれば、高い業績を上げている市町村のノウハウや最高にうまくいった成功事例を共有し、それを組織全体で全職員が徹底的にパクリ。これは組織の学びであり、そしてS独自に進化させ成果を上げていくことこそ重要と書かれています。まずはゴールを設定する。人生100年時代を見据えた福祉というゴールを設定いたします。TTPする際に効果的に結果を出すために、最も福祉の弱い箇所、様々なデータから見つけ出し強化する。ステップ3成功事例から学ぶ。近隣市町村だけではなく、多くの先進地の中からベストプラクティクスを見つける。ステップ4現場で実践。ノウハウの共有の場を作り、実践結果を振り返りを行う。大切なのは徹底的にTTPを実践するという事です。ステップ5進化させる。学びの仕組化がうまく回るようになったら次の段階にステップアップです。それが進化であり学んできた方を打ち破り次の段階に組織を進化させる。それが私の場合2021年、全国戻りたい町ランキングナンバーワンに輝いた明石市であり、先進地だと考え、その上で大津町を飛躍的に進化させていく取組が必要だと考えています。

本町でも北部、南部に関しては、少子高齢化に歯止めが効かず、これから住まい、生活、支援、介護、医療、予防が一体となった包括ケアシステムの構築を進めることが重要です。現在、大津町は本庁舎内に基幹型地域包括支援センターが1か所設置となっていますが、今現在、高齢化の進展状況や課題などを考えれば、本当に支援センターが必要なのは南部、北部ではないでしょうか。

資料4を見ていただけるでしょうか。これは加賀市の資料になりますが、市内15か所で地域高齢者こころまちセンターを運営しています。これは社会福祉士、ケアマネジャー、保健師のチームで身近な相談窓口機能、地域づくり機能、健康づくり機能を有するブランチャで、チームアプローチにより住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

1問目でも提案しておりました小学校区ごとの運営組織にこのブランチャ機能を持たせるという提案ですが、まずは南部、北部の身近なところに包括支援センターにつなぐための窓口、総合相談と地域の高齢者などの実態把握に特化したブランチャをつくる。そして地域の高齢化がより深刻化する前にサブセンターや本格的なブランチャ業務などの地域包括ケアシステムの強化を開始する必要があるのではないのでしょうか。

私がTTPしております他を圧倒する明石市の取組を見ていきましょう。資料5を見ていただきたいと思います。みんなで安心、支える寄り添うプロジェクト認知症の診断費用を全額無料、認知症の場合2万円支給、そして家族のサポート、三つの無料券をお届け、宅配弁当、寄り添い支援サービス件、1泊2日のショートステイ利用券と認知症オレンジ手帳を発行し、総合的に支援されています。さらには給食センターを活用し65歳以上の一人暮らしの高齢者に、温かい昼食を提供するパイロット事業、そして市内地域総合支援センター6か所、ブランチャ12か所を開設しています。このように明石市は子育て支援だけではなく、様々な問題認識を持ち他の市町村を圧倒する高齢者支援に取り組んでおり、特に認知症は早い段階で気付くことで進行を遅らせ良質な時間を長くすることができる場合があります。そのためには早期診断が重要であることから65歳以上の市民に対

して認知症検査費用を助成しています。これから少子高齢化に歯止めがかからず65歳以上の高齢者7人に1人が認知症と言われ、誰しものが認知症とは無関係ではられません。だからこそ認知症についての理解、家族の悩みなどを行政が家族をサポートしながら、町のみんなで認知症を受け止め支えることができるまちづくりを推進するべきではないでしょうか。

また高齢者の総合相談など地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進する中核的なセンターで基幹であるセンターの体制強化を図る必要があるのではないのでしょうか。

以上を踏まえお伺いいたします。地域包括支援センターの機能強化としての小学校区ごとのサブセンターブランチの創設を提案いたします。

2番目です。認知症の早期診断のため認知症診断費用全額無料など認知症安心プロジェクトを提案いたします。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 山部議員の質問にお答えをいたします。

まず一つ目の地域包括支援センターの機能強化関係についてですが、議員がおっしゃるとおり近年少子高齢化に伴い高齢化率はますます上昇しておるところでございます。大津町におきましても65歳以上の高齢者数は8千人を超えておりまして、町全体の高齢化率は現在22.6%になっておりますが、北部や南部の一部では高齢化率が9割を超えている地域もありまして、町内でも例えば北部、中部、南部など地域による福祉ニーズの違いが顕著となっております。

町としてこれらの地域の現状をしっかりと整理し、求められる福祉ニーズに対して十分必要があると認識をしております。地域ブランチに関しては、先ほどの再質問に対する答弁でお答えしたとおりでございます。地域ごとの機能が必要だと私も考えております。

また詳細は担当部長から説明をさせていただきますが、様々な相談に包括的に応えられるようにこの包括センターも含めた各機能を一本化した福祉の総合窓口を本年7月から開設しておりますので、そちらの動向も踏まえながら、より良い形づくりを研究して進めていきたいと考えております。

また、二つ目の認知症の早期診断関係につきましては、先進自治体の素晴らしい取組を御紹介いただきありがとうございます。町でも現在、軽度認知障害MCIチェックリストを活用したり、定期的に物忘れ相談を実施したりといった認知症の早期発見予防につなげる取組を行っております。しかし、現状は本人、または御家族が家庭内で困った結果、物忘れ相談を受けに来られ、すでに認知症状がある程度進行している事例が多くみられる現状でございます。町としては、まず認知症は早期の発見により進行を遅らせることが可能なことや、MCIの状態であれば回復の可能性も見込めることから、さらに御本人あるいは御家族の中の誰かが認知症であるとわかった場合におけるケアや公的支援医療や介護体制を周知することによって、生活への安心感、認知症への理解を深めていただくための啓発を強化し、早期に相談しやすい環境づくりに取り組みたいと考えております。

さらに私としては、来年度より健康づくりと連携した高齢者支援の事業も展開していきたいと考えております。具体策としまして、まずは今定例会補正予算で債務負担行為を計上しております地域活性化企業人制度を活用した健康づくり介護予防事業でございます。この事業では、豊富なノウ

ハウと実績のある民間企業からの派遣人材の方に最大3年間大津町役場に座席を設けた上で働いていただき、派遣元企業からのバックアップも得ながら企業の広報手法やブランド力、より効果の認める運動プログラムの導入などによって、若年層からの健康づくりにアプローチし、ひいては介護予防につながる大津町独自の取組を構築したいと考えております。

また熊本連携中枢都市圏事業熊本健康アプリに次年度から参画し、高齢者だけではなく全ての町民の皆様が生涯を通して健康で生き生きと暮らせるよう、気軽に楽しみながら継続的に健康づくりができる健康ポイント事業を実施していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から御説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 御説明させていただきます。

まず高齢者支援に関する質問ですが、地域包括支援センターでは高齢者からの介護や認知症虐待案件など様々な複合的課題に関する相談に日々対応させていただいております。

新庁舎の完成に伴い地域包括支援センターは、別棟から新庁舎の1階のほうに移転しておりますが、その際、健康福祉部内で連携し高齢者や障害者、生活困窮者などからの相談をワンストップで受けられる福祉の窓口を開設し、相談機能の集約強化を図っているところです。

大津町は、町中心部より全域に30分以内に必要なサービスが提供できることから、第8期の介護保険計画事業計画の中では、大津町全体を一つの日常生活圏域と設定させていただいております。ただこれはサービスを提供する側からが前提となっております。山部議員の御指摘のとおり高齢者人口や相談者が年々増加している状況の中、サービスを受ける側である高齢者の皆さんが車で移動できない場合に、歩いて相談に行ける環境づくりなど地域住民の利便性や地域の特性を尊重しながら地域の状況に応じた体制整備をしていく必要も認識しているところです。

今後の地域包括支援センターの運営につきましては、地域ニーズの把握など様々な情報を収集し関係各種機関、施設等との連携、課題を整備した上で医師や介護サービス事業者、介護保険の被保険者等で構成します大津町地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会の中でどのような形での地域福祉の整備充実が必要か協議を進めていきたいと考えております。

次に、認知症の早期診断に関する質問ですが、議員から御提示いただきました先進自治体の取組は認知症チェックシートに記入し提出するだけで図書カードがもらえたり、提出したチェックシートの結果が疑いの人には、認知症の相談ができる医療機関一覧を提供し医療機関での検査費用を全額無料にしたりなど認知症の早期発見につながる素晴らしいものと考えております。

大津町でも現在、月に1回予約制にはなりますが、認知症疾患医療センターによる物忘れ相談を実施しております。認知症の疑いがある人に対しては、医療機関の受信を進めるとともに予防を目的とした食事、運動や睡眠といった生活習慣の改善や高血圧等の基礎疾患のコントロールの重要性などのお話をさせていただいております。また、啓発事業としまして、本人や周囲がいち早く気づき早期対応ができるよう今年10月に改訂しました認知症ケアパスガイドブックを積極的に活用して情報の提供を行い認知症の予防や早期発見につながる取組を行っております。

この認知症などの健診につなげる勧奨につきましては、まずは先ほど町長から紹介のありました健康ポイントでのインセンティブ付与について研究をしていきたいと考えております。また、広報おおづの町の相談欄に毎月掲載している情報を見て相談に来られる方は少なく、介護保険利用者が契約しているケアマネジャーの勧めにより利用いただいている状況ですので、まずは町として認知症に関する啓発等強化する中で早期相談や予防の有効性、認知症となった場合のサポート体制などの情報提供や菊池圏域の認知症疾患医療センターである菊池病院や地域の関係機関との連携強化を図るなど、町民が早めに相談できる環境づくりを進めて参りたいと思います。

また町で要請しております認知症サポーター活用も提供することが重要であると思います。今月10日には、認知症サポーターのスキルアップ研修を実施しておりますが、認知症サポーターになられた皆様が地域での見守り活動、あるいは病院や施設などでの傾聴活動など支援の場を創出することで、積極的に活動いただく仕組みや流れを作ることにより地域ぐるみでの支援体制が整っていくのではないかと期待しております。

町としましては、まずはしっかりと様々な課題に向き合い関係機関等と協議を重ねながら本人や御家族等に寄り添った支援のプログラムを充実させて参りたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） それでは再質問させていただきます。

本当、金田町長の下で大津町でも素晴らしいプロジェクトが進行していくというのは、本当に頼もしく思っております。今後とも取組強化するのは当然だと思います。先ほどから私が、今まで議会の中でも何回も包括支援センターのランチについては質問しておりますが、なるべくもう高齢化率の進んでいる北部、南部に対しては、今後早急な調査検討が必要だと思います。

2点目にふれました認知症診断費用全額無料化などはそんな大した金額もかかるわけでもありませんので、すぐにでもできると私は認識しております。それが高齢者の安心感につながるのだと思いますし、町長の掲げる101の政策の中の人生100年時代を見据えた福祉の実現に向けて考えれば、すぐにでも実現するべきではないのかなと思いますので、またそして全額無料化など大体年間の費用が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 山部議員の認知症の健診費用だけでもまずは取り組んでみたらどうかという説明にお答えさせていただきたいと思います。

認知症の検査につきましては、スクリーニング検査、あと血液検査、画像検査など様々な検査の方法がありまして、そのそれぞれあるいはその組合せによって費用がまちまちとなっております。大体1件あたり6千円から2万円ぐらいかかると算定しております。

明石市のみんなで認知症安心プロジェクトという事例を御紹介いただきましたけれども、御提供いただいた資料の中にもありますとおり、このプロジェクトは本人の尊厳の確保、家族負担の軽減、地域の理解の促進、この三つの柱をパッケージ化されたものであると考えております。この明石市のプログラムからどれか一つではなく、私としましてはこのプロジェクトを全体的に取り組むべき

ではないかと考えているところです。御紹介の事例も参考にさせていただきまして、また本町で行っている事業の精査を行うとともに、認知症サポーターとなられた方々の活用により地域ぐるみで理解と支援の体制づくりも考えながら大津町の地域包括支援センター及び大津町地域密着型サービスに関する運営委員会などでもいろいろ協議をさせていただきまして、どのようなサービスのシステムが必要か、パッケージが必要かというところで考えさせていただければと思います。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二議員。

○7番（山部良二君） 町長が掲げる人生100年時代を見据えた福祉。この実現にはただの施策では対応できないと思っております。であるからには、やはり魅力的で町民目線で寄り添う政策が必要だと思っております。それにこのプロジェクト事態が費用対効果を考えれば、なるべく早くすぐにとは言いません。それでもなるべく早く実現するべきだと思っておりますので、町長に最後その点お伺いできますでしょうか。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 山部議員の再質問にお答えをいたします。

人生100年時代を乗り切るためにというところで、やはり最も重要であるのは若年層等から健康づくりをしっかりと進めていくことだと考えております。これまでの在り方、組織体系も含めても介護になって初めてこのプログラム始めるだとか、高齢者になってこうするだとか、なかなか若年層から一貫通して健康を考えるプロセスが少なかったというふうにかけておまして、そういったことも含めて、先ほど言った地域活性化企業人で民間の力もお借りしながら全体的な健康づくり等もしっかり努めていきたいと考えております。

また、認知症等の検査についてですけれども、この点に関しましてはなるべく早くというところで、まずは今度熊本県の連携中枢都市圏の健康ポイント制度に早速来年度から参画をいたしまして、その中で例えば認知症に限らず健康診断を受けたらポイントがついて、それで何かもらえるだとか、抽選に参加できるだとかそういったところから着実に進めていきたいと考えておまして、その中でさらに大きな効果を見込めるようであれば次のステップに進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（山部良二君） 以上で質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後2時45分より再開します。

午後2時37分 休憩

△

午後2時45分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大塚益雄議員。

○5番（大塚益雄君） 改めまして、皆様こんにちは。議席ナンバー5番、大塚益雄です。通告に基づき質問いたします。

まずもって傍聴の方におかれましては、大変お疲れさまです。町営住宅空室改善、待機改善による町の家賃収入確保について質問いたします。

町営住宅については、本年度より一部入居者条件が緩和され入居者枠が改善されました。一人世帯でも住宅入居基準条件をクリアすれば入居できると改善されました。住民の皆さんもありがたいと言っておられますし、私自身も評価しているところです。昨今、現状を見るとパートで働いていた人がコロナ禍で仕事が行けなくなった、生活が厳しいと。あるいは65歳以上の年金生活者の中には生活が著しく困難になっている人もおられると思います。

国税調査や総務省の労働力調査結果を見ますと、2020年で非正規労働の割合は37%を超えており、働く人にとって大変厳しい現状が伺えます。正社員として働く機会がなく非正規雇用で働いているもの、いわゆる不本意非正規雇用の割合も非正規雇用全体の11.5%となっております。

また非正規労働者に占める65歳以上の割合も年々高まっている現状があります。65歳になってもまた働けるということもあるでしょうが、根本的には年金だけでは生活ができないという人が多くおられるのではないかと思います。

画面をお願いします。町営住宅は低所得者向けの町営住宅であり、ぜひ改善して欲しい。町営住宅がありながら入居できない。また町営住宅に入居したいという方から相談を受けます。しかし修理待ちの空き室が多く入居できない現状であります。私としては納得できません。町営住宅最新の現状としては、別表空き室の状況のとおりでございます。

町営住宅は全体で20か所ありまして、877管理戸数あり10月末現在、空き家戸数が92戸修理待ち空き室となっております。またあけぼの団地におきましては、3階から5階の空き室が多く、その対策の一つとして必要に応じて問題なければエレベーター導入も必要ではないかと思えます。いずれにせよ空き室を早急に修理して、入居希望者への待機を改善することにより家賃収入を得る、また町にとっても有益となります。そこで、なんで92戸も修理できないのか。また今後の修理修繕はどのように進められるのか町長の所見を伺います。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 大塚議員の町営住宅空室改善等町営住宅入居者の待機改善による町の家賃収入確保についての御質問にお答えをいたします。

議員御紹介のとおり、公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。大津町には20団地877戸の町営住宅があり、県内町村では熊本地震で被害の大きかった益城町に次ぎ2番目に多い管理戸数となっております。本年12月1日現在の町営住宅入居戸数は管理戸数877戸に対して、入居戸数730戸で入居率83%、空き戸数は147戸になっており入居募集17戸や政策空き室38戸を除くと92戸が空き室となっております。

この空き室数97室の主な内訳はあけぼの団地74室、立石団地6室、北出口団地5室、その他7室となっております。この中には住宅の老朽化などにより修理金額が大規模になることや、工期が長期化になるなど修理がかなり厳しい住宅もございます。

議員御質問の町営住宅がありながら入居できない修理待ちの空き室が多く入居できないということですが、町営住宅入居を待っていただくことについては大変申し訳なく思っております。団地に関しましては、エレベーター付の物件や築年数の浅い物件に人気が集まる傾向があることや、単身用の物件が不足していることなどからニーズのミスマッチも生じておりました、あけぼの団地などは早期に修理をしても高層階を中心になかなか空き室が埋まらなかったという背景がございます。

そうした状況も踏まえまして、特に空き室の多いあけぼの団地の空き室の解消と入居者数を増やす取組として、本年の5月から町営住宅の入居要件を一部緩和して随時募集を行っております。結果、募集中の空き室よりも多くの応募があり、追加の住宅の修繕が間に合わなかった状況と現在入居している住宅から住み替えを希望する方が多く、すぐに提供できる空き室が少なくなっていたような状況があり、新規の希望者の方にお待ちいただくことがありましたが、現在はお待ちいただいている状況は解消しております。

そのほかの住宅での待機の理由としては、一般的に住宅が老朽しており多額の費用と時間がかかるため退去後の部屋の修繕が間に合わずすぐにできないことが主な原因となっております。町営住宅は築40年以上のものが多く更新期を迎えつつあります。現在、町営住宅の効率的かつ円滑な更新を実現し、長寿化を図るために公営住宅等長寿化計画の改訂を行っております。その中で議員御提案のあけぼの団地へのエレベーター設置や空き室対策のための団地の集約化などの様々な方法を検討し、入居する方々が快適で安心して住みやすい住宅となるような対策を行っていきたく考えております。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私のほうから町営住宅の修理の状況や今後の取組について御説明させていただきます。

町は町営住宅の管理を適正かつ合理的に行う義務があります。議員御存知のとおり、住宅の修繕は建設当初はほとんど不要ですが、年月を経過するに従って次第に増加していきます。そして、撤去の際には畳の表替えと障子や襖、網戸の張り替えなどを入居者の負担で修繕してもらっております。

しかし、それでも長年使用による経年劣化に伴い、壁の汚損箇所の塗り替えや床フローリングの張り替え、台所の流し台の交換などに多額の費用と時間がかかっており、修繕がすぐにできない状況となっております。修繕した場合にも、募集しすぐに次の入居者がいないと経年劣化によりさらに修繕費用が発生いたしております。

また町営住宅には特にあけぼの団地においては空き室が多数あることは事実でございます。団地ごとに状況の分析を行い、今後の対策を検討したいと考えております。なお空き室があってもすぐに入居ができないような状況は、今後そのようなことがないように改善すべきだと考えており、効率的な住宅の維持管理を心掛けていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5 番（大塚益雄君） 再度質問いたします。

40年は経っているものの合理的にやるために発注はどのようにされてますか。簡単なものから早く修理を進めていき、早くて簡単な方法はないのか再度伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 大塚議員の再質問に対しまして、御説明いたします。

現在の修繕の発注形態は、ある程度の数の空き室を集め一緒に修繕を行っております。設計については職員が設計を行い、入札などにより業者が決まり、修繕を行っている状況でございます。発注については1戸ごとに行うと業者の手間等がかかりまた業者選定ができない場合などがあります。ある程度の件数をまとめて行う発注形態となっております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 大塚益雄議員。

○5 番（大塚益雄君） 社会状況から見ても、考えても町は率先して空き室改善に取り組むべきと考えます。早急に解決して入居希望者へ応じてやるのが町の責務ではないでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時59分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) 傍聴者の皆様にお知らせいたします。今回の一般質問は、昨日同様ネット中継及び録画配信を行いますので、映像に皆様が映る場合がございます。あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

また、本日も新型コロナウイルス感染症対応のためマスクの着用や換気など、よろしくお願い申し上げます。

皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

なお、西川秀貢議員より欠席の届出がっておりますので、報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦議員。

○15番 (荒木俊彦君) 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。本日の質問事項は大津町の道路問題について 2 点、それから町営住宅の駐車場料金についての改善、以上の 3 つの点についてお尋ねをいたします。

まず質問の第 1 点ですが、道路ネットワークの見直しが必要ではないかということです。半導体製造企業の T S M C が、菊陽町第 2 原水工業団地に進出計画が発表されまして、昨日の一般質問の答弁でも、T S M C 進出決定に対応して全庁的な推進本部を発足をさせたと町長のほうから答弁がありました。大津町としても関連産業の進出や従業員の住宅、渋滞対策に対応されると思いますが、私は主に道路の新設改良それから町民の安全安心なまちづくりとそういう立場から具体的道路問題についてお尋ねをしたいと思います。

資料 1 をお願いします。この資料は私が概略の図として作成をしたものであります。まず T S M C に絡みました現在の大津町の道路状況であります。大津町から菊陽町合志方面への道路状況が皆さんも御承知のとおり、翔陽高校前の三吉原北出口線から菊陽方面に向けまして、特に朝夕の渋滞が激しくなる一方であります。

同時に、南北に走ります国道 3 2 0 号は片側 2 車線ですが、それでも渋滞が発生するほど交通量が増えております。その対応策で、特に急がれるのが既存の道路の住宅対策と合わせて歩行者や住民を含めた安全対策、そして大津菊陽間の広域道路新設が必要だと考えるからであります。

そうした点から都市計画マスタープランの見直し追加も必要かと思われます。すでに国も県も渋滞対策、関連産業の誘致、従業員の住宅対策を直接、間接に支援すると言われていまして、私は具体的な提案をさせていただきながら、町としての対応をどのように考えるかお尋ねをしたいと思っております。

資料に沿ってお尋ねをしますが、具体的提案の①左上ですね、325号線のつつじ台入り口の交差点がございますが、この交差点から菊陽合志方面へ町道の通過車両が非常に増えております。さらに大型の車両が増えております。そういう状況の中つつじ台団地付近には歩道の整備がなされておられません。道路が大型車両の通過によって陥没し兼ねないほど交通量が増える中、つつじ台団地付近の交通安全対策が必要かと思っております。

さらに菊池方面から合志菊陽町の抜け道として、今後も交通量が増えることが予想されます。住民の命を交通災害から守る観点から、歩道の整備などの安全対策は喫緊に必要ではないかと思われま

す。

次に、提案の2の1であります。本田技研南通り線、現在西側は国道325号で止まっておりますが、この道をさらに西側の菊陽合志方面に広域的産業道路として、できれば立体交差にして道路を新設すると。この道路新設を国や県に要望したらどうかと思うわけでありまして。

あわせまして提案の2の2であります。本田技研南通り線の東側は県道矢護川大津線で止まっておりますが、これを東側の中核工業団地方面に延伸して、大津町の産業道路としての整備が有効かと思われま

す。

なお、国道57号復旧ルートが出来ておりますが、このルートは高規格道路として合志方面に延伸されることが決定をされておりますが、その際、この交差点にインターチェンジあるいはジャンクション、できればインターチェンジを設けることによって、大津、菊陽、合志市を結ぶ産業道路としていってくるのではないかとと思われま

す。

提案の3番目であります。325号と三吉原北出口線の交差点改良と安全対策です。すでに西側の菊陽町の県道は4車線化に拡幅するとそういう予定だと聞いておりますが、可能でありますならば立体交差の要望提案をするべきだと思います。

今回のTSMCの進出にあわせて、こうした道路網の整備提案を具体的にするところではありますが、私が一番気になっているのは三吉原北出口線の住民の安全対策であります。三吉原北出口線は大津町の町内では唯一とっていいほどの都市計画道路。完成した頃は安全で快適な町道と思われておりましたが、資料を見ていただきたいと思っております。特に美咲野の団地から325号線の間、ここには小学校、美咲野小学校、室小学校、若草学園、支援学校、北中学校、こうした文教施設が立ち並んでおります。図には書ききれませんが、沿線には保育園や老人ホームなどの福祉施設も立地しております。さらに住宅も立て込んで参りました。こうした文教福祉施設と同時に室工業団地や流通産業が混在をして、三吉原線は子供たちの通学路となっているわけですが、歩道は整備をされておりますが、店舗や工場に出入りする車が道路を横切ったり、行き来をする中を、子供たちが通学をしているわけでありまして。交通事故の心配が絶えない状況ではないでしょうか。沿線

の地域の方々が、交代で通学路の安全見守り活動に毎日頑張っておられます。本当に頭の下がることではありますが、いつ子供たちが交通事故に巻き込まれるのではないかと、そういう心配が本当に大きくなるばかりではないでしょうか。

そして、現在、北側復旧ルート阿蘇の方面から大津インターから下りた場合、夜9時から朝7時まで右折することができません。大型貨物自動車の通行規制がかかっているわけであります。地域の方から朝の7時まで大型を規制しているが、子供たちはそれから学校に通学するようになると。だからこれを時間規制を、8時あるいは9時まで延長して欲しいと。特に子供の安全対策のために大型車両の交通規制をして欲しいという要望も寄せられております。

以上のような具体的な提案であります。町として、町長として、こうした町民の安全対策と同時に、大津町の工業がさらに発展しながら住みよいまちづくりを進めていくと。そういう観点から町長の決意のほどをお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） おはようございます。荒木議員の質問にお答えをいたします。

11月9日に半導体受託生産最大手のTSMCが、ソニーグループと共同で新会社を設立し菊陽町に新工場を建設すると発表されました。このことは大津町にとっても関連企業の誘致や新たな雇用、地元経済の活性化や人口のさらなる増加に寄与するものと大きな期待を寄せているところです。

一方で、この大きな変化によりまして議員御指摘のように交通や住宅問題さらに既存企業も含めた労働力の確保などの課題も想定されております。こうした状況も踏まえまして、熊本県では蒲島知事をトップとする半導体産業集積強化推進本部を立ち上げられ、全庁的な推進支援体制を整えられました。また菊陽町や熊本市など県内でもプロジェクトチームが立ち上げられており、大津町でも議員からもありましたけれども、同様に独自のプロジェクトチームを立ち上げております。

議員御質問のTSMC関係の新会社が立地するセミコンテクノパークは、すでに半導体関連企業や県立技術短期大学などが立地し、周辺の道路は現在も渋滞をしております。こうした状況もある中でTSMC関連の発表前となりますが、本年7月、菊池南部地域で慢性化している交通渋滞の早期緩和を目的として、熊本県、合志市、菊陽町及び大津町が連携し、菊池南部総合交通研究会を発足させております。菊池南部地域内の交通渋滞現状の解析や、その対策、公共交通の利活用策等の検討を行っているところでございます。

また熊本県は、新たに菊陽町の国道57号とセミコンを連結する菊陽空港線を都市計画道路とし、昨年度から菊陽町と連携し事業を着手されており、国道443号の渋滞緩和対策として道路拡幅整備が進められております。

さらに中九州横断道路の事業化区間の大津合志間の早期事業化、並びに事業区間の大津熊本道路、合志熊本間の整備促進を国に求めていくこととしております。

大津町として、町道本田技研325号線から国道325号を横断し、セミコンテクノパークから西へ至る道路の計画につきましては、隣接する菊陽町や合志市と協議を行いながら計画を進めていきたいと考えております。大津町都市計画マスタープランにつきましては、議員御指摘のように著

しい変化が見込まれる中、さらなる企業進出や住宅計画などが想定されていますので、社会情勢の変化に対応できるような計画の見直しをしていきたいと思っております。TSMCがなくても私も美咲野小学校だとかあの辺りを朝通ることもあるんですけども、おっしゃるようになり子供たちが集中して、一方で車通りも多くて大変危惧しているところがございます。予算上の兼ね合いあるいは用地交渉の兼ね合いもありますけれども、一步一步前進できるように町を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） おはようございます。荒木議員の御質問の件に御説明いたします。

今回、菊陽町への新会社進出に伴う対策ですが、まず国道や県道につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、国や県に対して早急な対応を要望していくところでございます。

次に県道大津植木線と町道三吉原北出口線国道325号線の交差点部は、朝は議員説明されたとおり合志菊陽方面から阿蘇方面へ、空港方面から菊池方面へ向かう通勤車両の渋滞があり、夕方はその逆の方面の渋滞が慢性的に発生しております。この件についても、国や県に引き続き交通渋滞の緩和に向け要望して参ります。また既存の道路網の整備についても、南杉水地域の生活道路と子供たちの通学路を兼ねた町道源場水迫線においては、本田技研や隣接する工業団地へ通過する車や大型貨物輸送車等の通行も多いことから道路舗装の強化を現在行っております。また今後は歩道等もございませんので、歩道等の確保などの安全対策も進めていきたいと考えております。

今後まちづくりを進める上で、大切な都市計画マスタープランは、20年後の町の姿を見据え都市計画行政の指針として平成31年3月に策定されました。しかし今回の半導体関連の新会社の進出に伴い、周辺地域の状況や著しく変化していくものと考えております。その中で道路などのインフラ整備や社会情勢とともに課題が顕在化することでまちづくりが転換する状況になると考えております。都市計画マスタープランの見直しを今後行っていく必要があると考えております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 資料1をもう一度お願いします。TSMCの進出計画が降ってわいたような話だったので、なかなかこれから相当スピードを上げて対応していかないと間に合わないと思われれます。これはプロジェクトチームを作って、総合的に緊急課題として対応すると町長もおっしゃっておりますので、その具体的検討を待ちたいと思いますが、1点だけ確認させてください。

私が先ほど三吉原北出口線が要するに産業道路みたいになっているということが心配なんです。住宅と産業が混在をして、そこに子供たちが通学をすると。非常にまちづくりという点では、子供の安全にとって、あるいは住民の安全にとって適当ではないと思います。

それを改善するには本田技研南通り線を東西に延伸することによって、東西の産業道路として位置づけが最も重要ではないかと。こちらに産業関係の車両が移っていけば三吉原北出口線の交通安全対策も各段に改善すると思われれます。だからこの点については非常に重要なことだと思われれます。

で、町長の今のところは認識しかないと思いますので、その御認識をもう一度お尋ねをしたいと思
います。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘の区間に関しましては、おっしゃるように当初産業道路として作ってきたものが近隣
住宅等も増えてきまして、混在しているような状況になっております。今回、具体的にインターま
たはジャンクションへのつなぎというところも御検討いただいておりますが、現行の手持ちですと
担当部長とも話したんですが、なかなかうまくつながらないような検討状況になっておりますので、
さらに調査検討を進める中で、より良い方法を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） いずれにせよ、これから10年先、20年先のことをわずかな期間の間に
決断をしていかなければならない時期だけだと思いますので、何度も言いますが、住民の安全で新し
い道路網ができて、町民が住み良い大津町だと感じてもらえるような観点をぜひ急いでいただきた
いと思います。

それでは次の質問に移ります。資料の2をお願いします。2番目の質問も道路問題であります
が、町の表玄関南側ですね、大津交差点の改良が必要ではないかと。新庁舎が完成をしまして、駐車場
外構工事も進んでおります。しかし、残念ながら町の南の玄関口ともいえる国道57号大津交差点
南側の改良が懸案のままとなっております。南側の県道202号線の拡幅がネックだと思いますが、
店舗南側の水路を暗渠にして、この県道の左右の土地ですね、西側は香梅が入っておりますけど、
東側にも店舗がございます。この両側の店舗の地主さんからすれば、国道側からは入り口があるけ
ど、反対側に出る道を何としても確保したいということで、県道の拡幅になかなか協力をしてもら
えないのではないかと私は考えております。

その解決策として、国道の南側に水路が走っております。トヨタ自動車のところから国道を横断
してこの水路が南のほうに通過しておりますが、この水路を暗渠にして、できればここを子供たち
の通学路、歩道のように整備をすれば子供たちが非常に危険で狭い国道側の通学路を通らずに、安
全に通学が可能になるのではないかと思うわけであります。同時に両側の地主さんも南側に通路が
開ければ、水路を暗渠にして町がそこを地主側に使用権を認めるということにすれば、地主の協力
も得られるのではないかと思うわけですが、現在JAのほうが歩道の拡幅にかかっておりますが、
どうしてもこの交差点がネックになりますので、そうした点も工夫をして地主の協力が得られるよ
うな対策をして解決を図ってほしい。そういうことから質問を行うものであります。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

国道57号と県道202号線の交差点部についてですが、大津高校方面から国道57号方面へは
常時渋滞が発生し、ピーク時は3、4回の信号待ちや周辺の狭い道へ抜ける車両が増えております。

小中高生の通学路でもあり、議員御指摘のとおり歩行者も多く危険な状況だと認識をしております。県道管理者である熊本県も国道57号との交差点改良について関係地権者への用地協力をお願いするも難航し、交差点改良と車道拡幅が進んでいないところでございます。

しかし、道路東側の歩道拡幅につきましては、地権者の承諾を得ることができ、3.5メートルの歩道拡幅工事が着手されたところです。この件につきましては、数年前になりますけれども、荒木議員も含め複数の議員の方に署名活動あるいは交通調査など、様々な御尽力いただいたと深く感謝をしているところでございます。

これによりまして、国道57号交差点側から農協ガソリンスタンドまでの歩道整備と大津中学校正門の南にある横断歩道の歩道だまりも含め安全な通学路確保が可能となります。また議員の御提案の水路を暗渠化し歩道として使用することにつきましては、当初は現状水路として使用されておりました、水路沿いに民家があり、水路管理社長、隣接地権者との協議が必要となるところでございます。また水路工事につきましては延長も長く、おおむね1億5千万円から2億円程度の費用がかかるものと見込まれますので、まずは現在の歩道整備後の歩行者の状況を注視したいと考えております。

本来の目的である交差点改良と車道拡幅につきましては、今後も引き続き熊本県と連携しながら渋滞緩和を目指してまいります。水路の暗渠化につきましては、担当部長より詳細を御説明いたします。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私のほうから荒木議員の水路暗渠化について御説明いたします。

現在店舗の南側の水路の暗渠化については、物理的には水路をボックス化して歩道拡幅することは可能だと思われま。

しかし、現在の水路は幅が2メートルから4メートル以上あり、国道57号からは2本の1.5メートルのボックスカルバートが入っており、勾配が緩く土砂がたまりやすい構造となっております。浚渫などの管理が常時必要な水路となっており、水路管理の観点からは、暗渠化することは維持管理の負担が非常に増大しますので、水路管理者とは入念な打合せが必要になると考えます。

またすでに、水路の沿線には既存の住宅や新築住宅が今後建設される予定もあり、民家の近くを歩行者が常時通ることとなり、また水路の工事を行う場合についても、地元の方々の理解が必要となっております。

工事費用についても、先ほど町長が申し上げたとおり、高額になり、全てボックスカルバートになると延長も200メートル近くになり、先ほど申し上げたとおり多額の工事費が必要となります。また水路が北側の店舗よりも低いため、今後出入りには段差も生じる可能性がありますので、検討が必要になってくると思われま。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 現在JAの建物があったところが拡幅をされて歩道が広がると。私がち

ようど中学生の頃、現在の1メートルほどの幅の歩道が出来上がりまして、町内では初めての正式な歩道であると学校で教わった覚えがあります。それから50年以上経っているわけですね。いまだにここの交差点が改良されない。まして大津高校、大津中学校、それから小学校の通学路と正に文教、児童生徒が集中するところですから、何よりも急いでお金がかかってでも改善をしなければならぬ場所だと思います。ただいま説明の中で水路に全部蓋をすると、1億数千万円ということですからそれはかなり多額になると思います。私が言いたいのは、この交差点の両側の地主のところだけでも暗渠にすれば、例えばお菓子の香海さんの駐車場からシルバー人材センターのほうに出入口ができるわけですね。あの道路に。先日も今年でしたか、シルバー人材センターに入るのに給食センターの車でしたっけね、この角で交通事故が発生しております。そういう危険性を改善するにも、全部蓋をしなくてもこの左右の一部分だけでも暗渠にすれば、地主のところから南側に出入りをするのは可能になると思われま。そういったことも最大限相談をなさってもういい加減にこの交差点を本気で改良するように取り組んでいただきたい。このことは県道が絡んでおりますので、一朝一夕には行きませんが、町の熱意がまた県立の高校も絡んでおりますので、町長の決意を持って対処をしていただきたい。述べてもう答弁は結構ですので、検討いただきたいと思いま。

それでは、3問目に移りたいと思います。3問目は、町営住宅の駐車場料金収納の改善という質問であります。現在、大津町内の町営住宅の駐車場料金が管理組合を作って現金徴収をしている。住宅にお住まいの複数の方から、家賃と一緒にこうした駐車場料金も口座引き落としにしてほしいという要望が寄せられております。入居者が毎月現金で集金して回るこういう仕組みは、事故も想定され、現在の一般社会常識からしても負担が大きすぎると思われます。

さらに大津町町営住宅条例では駐車場の管理規定が制定されておられません。公営住宅法の改正によって、こうした公営住宅の駐車場は、法律によって共同施設として位置づけられ、駐車場の整備に関して事業主である町に努力義務が課せられております。そういう意味で住宅家賃、使用料と併せて、町が口座引き落としなどで対応するべき問題ではありませんかという質問であります。現金で毎月毎月集金をしてもらって、聞いた話では集めた現金を使い込んでしまったというそういう事件も過去にはあっていると聞いております。町民の皆さんの利便性また社会常識も勘案してこうしたやり方は改めるべきではないかということで質問をしたいと思いま。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 荒木議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の町営住宅の共同施設とは、公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設のこととございます。公営住宅法等では児童公園、共同浴場、集会所、管理事務所、広場及び緑地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤施設、高齢者生活相談所、駐車場となっております。公営住宅における駐車場は従来明確な位置づけがなかったため、議員御指摘のとおり平成8年に急速な人口高齢化など経済社会情勢の変化に対応して、高齢者、障害者を含め住宅に困窮する人に公営住宅の的確な供給を図るため、抜本的な改正が行われ、その一環として駐車場が公営住宅の共同施設として明

確に位置づけられております。これを受けて事業主体は、駐車場を公営住宅法のもとの共同施設として位置づけ、適正かつ合理的な管理に努めることとなりました。町では住宅使用料につきましては、様々な事情で例外もありますが原則口座振替を推奨しております。

本年10月1日現在町営住宅入居者約730世帯のうち約7割の方が住宅使用料の口座振替を御利用されております。それ以外の約3割の方は、役場また町指定金融機関等で直接の納付をいただいております。

御質問のありました町営住宅内駐車場使用料金につきましては、町は町営住宅駐車場取扱い要項を制定し、平成9年から運用を開始しております。現在団地ごとに駐車場管理組合を設置していただき原則1戸につき普通自動車1台1千円、矢護川団地のみ500円を管理組合が集金し、毎月役場会計課窓口において一括送付をいただいております。また、駐車場料金の収納方法についての見直しにつきましては、一部の入居者の方から家賃と一緒に口座振替を利用したいという要望があることは承知しております。令和2年9月議会でも集金及び収納による当町や役場担当課の負担軽減の観点と合わせて、私が一般質問をしたところでございます。

そのときの答弁としましては、口座振替はキャッシュレス時代の流れや新型コロナウイルスの影響を考えると有効な手段ではありますが、駐車場管理や徴収方法のメリット、デメリットを精査し、管理組合の組織の在り方や運営方法の調整など、今後管理組合と協議を重ねていきたいとの答弁でございました。

この間、あけぼの団地におきましては、本年の4月から各棟で集めた駐車場使用料を、以前は各棟長が個別に住宅係へ納める方式でしたが、それを区長が一括して納める方式に変更したため幾分か負担軽減にはつながったと伺っております。

私も将来的には駐車場使用料と住宅使用料と一緒に口座振替をして徴収することが入居者及び事務効率化の観点から、双方にとって手間が少なく事故防止にもつながり合理的だと考えております。

一方であけぼの団地の管理組合と協議を進める中で、駐車場使用料は棟費と一緒に集めており駐車料金の支払いを口座振替に変更しても、現場での現金の集金や支払いは残るとのことや、管理組合が徴収することにより駐車場の管理がしやすいとのことで、先方から現在の方法で行いたいとの御返事をいただいております。

そうした背景から現在の徴収方法を続けておりますが、より良い手法がないかは管理組合と引き続き協議を続けていきたいと考えております。またあけぼの団地以外につきましても、各管理組合と口座振替に向けた具体的な協議を進めていきたいと考えております。

なお詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 私のほうから町営住宅の駐車場管理組合について御説明申し上げます。

現在、町営住宅20団地のうち9団地あけぼの団地、上鶴団地、西鶴団地、鍛冶の上団地、矢護川団地、引水団地、山村桜団地、立石第2団地、町営グラウンド団地に駐車場管理組合が設置され

ております。ただし駐車場がない団地には管理組合は設置されておられません。

管理組合には駐車場の円滑な運営のため、駐車場使用者ごとの区画配分を行い保管場所使用承諾書、つまり車庫証明書の発行や駐車場及び周辺の安全上と環境保全上、支障がないように維持管理し地域の安全と入居者の利便性の向上など様々な業務を担っていただいております。

前回の一般質問から管理組合の方々とは、駐車場及び周辺の環境保全のため日頃から話し合いを重ねてきました。その結果、町長から説明のあったとおり、あけぼの団地では令和3年4月から棟ごとに15組織されていた組合を統合してもらい一本化し、組織の効率化や強化を図ってもらいスムーズな運営体制を構築していただきました。そのほかにも通行に支障をきたし近隣の迷惑をかける路上や近隣公園などへの違法駐車防止と規制強化にも積極的に取り組んでいただいております。

今後駐車場使用料の口座振替は、キャッシュレス時代の流れや新型コロナウイルスの影響などを考えると合理的な取組だと思われます。近隣の菊陽町では、駐車場の管理組合がなく町が家賃と一緒に駐車場料金を徴収し、駐車場の管理を行っております。現在の町内の町営住宅の駐車場は管理組合が駐車料金徴収から管理まで行っており、各団地で取扱いなど異なるところもございますので、管理組合の方々ともよく相談をして、より良き方法を模索していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） 答弁いただきまして、近隣の自治体も調べてみましたが、菊陽町も合志市も益城町も条例できちんと駐車場について規定をしております。こうした駐車場料金を現金で入居者自身が集金をするというのは何が問題かということ、例えば小中学校で、以前は保護者が給食費を現金で集金しておりました。しかし、これは公の会計ではなかったわけですね。ですからそういう形も許されてきたわけでありますが、公営住宅の駐車場料金は明らかに公金であります。公のお金です。公のお金を住民自身が集めて現金で納付をすると。しかも無償ですね。私が聞いた限りでは1円も手数料ももらってないということです。これはいわゆる公金がそういう形で何か事故があったら町が保障してくれるのかということになりかねないわけです。あけぼの団地では駐車場管理上、そのほうが便利だとかいう話がございましたが、自治会の問題と混同してはいけないと思います。駐車場の管理組合は、全員加入しなくちゃならないと。これまたおかしな決まり事です。車を持ってない方も管理組合に入らなくちゃいかんということになっているわけです。

そういう意味で、公金であること、それから公営住宅法の趣旨に反するということですね。事業主はきちんと管理徴収をする義務があるということでもあります。ですから駐車場管理組合がすぐ解散せよと言っているわけではございません。例えば一定の自治会に対して、管理上の費用を払う払わないは別としても、管理組合で集金はしなくても管理だけは委託をするということだって可能だと思うわけでありまして。そもそもこの制度が始まったのは車庫証明を発行できないから、何とかしてくれということで始まった制度でありますので、こうした車庫証明の発行とか管理とか清掃とか、そういったことも自治会のほうでやってくれるのであればありがたい話ではありますが、入居者にしてみれば毎月毎月、1戸1戸尋ねてお金を集金して回るというのは、あまりにはひどい制度では

ないかと思ひます。公金であるということ、それから入居者自身が無償で現金で集金をして回るといふことは、公金管理上からも問題だと思ひますので、その点についてもう一度お尋ねをしたいと思ひます。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 荒木議員の再質問に対しまして、御説明申し上げたいと思ひます。

駐車場管理組合と徴収についての御質問だったかと思ひます。議員御質問の駐車場管理組合については、近隣の状況を申し上げますと、菊陽町、合志市、菊池市については管理組合はございません。

徴収の状況におきましても菊陽町、合志市、菊池市についても自治体のほうが徴収しております。

条例の制定については、菊陽町については駐車場管理組合条例を別に制定し、合志市、益城町については、国の指針のとおり管理条例を駐車場管理についての条例を制定されております。

ただし、菊池市については今のところ大津町と同じように条例は制定されておられません。

今回先ほど町長が申し上げたとおり、現金を徴収することについては今管理組合と話を進める中で、今後駐車場管理組合の在り方も含めてどのように徴収したらいいかとか、その辺については進めていきたいと思ひます。

先ほど国の通達が、平成8年10月に都道府県知事に制定されておりますが、先ほど申し上げたとおり条例の制定は時期は違いますが、されているところが主になっております。先ほど申し上げたとおり駐車場管理組合の位置づけ、それと在り方も含めて徴収にも含めて、今後管理組合のほうと話を続けてより良い方向に向かえばということで検討していきたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦君） この問題は、私自身があるいは皆さん自身が、自分がそこに入居をしていて当番が回ってきたら、毎月毎月1千円の駐車料金を集めて回ると。そういう立場に立ったときどう思うかということで判断すれば明らかだと思ひます。入居者にとっての大変な負担が大きすぎるということと、それから駐車料金は公金です。公のお金です。それを条例もなしに入居者に料金をどちらかと言えば押し付けているという感じですね。多分車庫証明と引換えにそういう制度になっちゃったと思うんですね。そういう意味でいずれにしろ自治会との話合いが決め手になってくると思ひますので、それをちょっと見守ってみたいと思ひます。自治会の方がどうしても自分たちが集めたいというのであれば、私も一歩下がらざるを得ませんが、公金であるということを引きちんと説明をして、入居者の皆さんが納得をする形で話合いをしていただきたいと思ひます。

以上で、質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時より再開します。

午前10時53分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1 番（大村裕一郎君） 改めまして、こんにちは。まずは傍聴席の皆様、本日は傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして、一般質問させていただきます。今回質問させていただく内容はGAP認証についてになります。

まずGAP認証の説明をする前に、国内の農業の現状から御説明のほうさせていただきます。まず国内の食料自給率のほう、カロリーベースで37%と低迷しており、農業従事者も2015年からの5年間で約46万人減少しております。今後、農業経営体ごとの大規模化や新規就農者の確保は、安全保障上のは喫緊の課題となり、農業を営む方の負う社会的責任は大きくなるばかりだと予想されます。

そしてそういった状況の中、若年層の農業者や新規で就農された方は、技術的な部分に関しましては、地域の先輩農業者や両親等から伝承されているのではないかと思います。

ですが、経営に関しましては、時代によって手法を変えていかなければ、うまくいかないというような特性からなかなか伝えるのが難しいというのが現状となっております。

そうした現状を踏まえた上で、GAPとは何かを御説明いたします。

資料のほうお願いします。資料上部にもありますとおり、GAPとは端的に申し上げますと、農業における管理を徹底して行っていくようなものであり、GAP認証は取得することによって、経営管理や労務管理等の管理の大部分を網羅し、自然と管理を身につけるという点においては非常に有用なものとなります。

さらに農地集積が活発に叫ばれる中、その担い手である若年層の農業者は、短期的に計画を立てるだけではなく、中長期的な経営計画を立てていかなければなりません。その計画を立案する中においても、ベースにはこの経営管理、労務管理、生産管理の徹底がなければ成り立たず、この管理項目をPDCAのサイクルで改善していかなければ、今からの時代で経営を行っていくのも困難になります。

また販売や加工を行う企業の中には、GAP認証を取得した農家からの生産物のみを原材料としているような企業もあります。そして皆さん記憶にも新しいかと思いますが、東京オリンピックの選手村で提供された食事でも、GAP認証を取得した材料のみを使って食事を提供しており、今後、販売、契約の最低条件にGAP認証取得が必要になる可能性も十分考えられます。

こういった点を踏まえまして、大津町としてGAP認証や、それ以外でも経営に着眼点をおいたスキルの向上が見込めるようなものを推進する考えはないか質問させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 大村議員の質問にお答えをいたします。

GAP認証制度は、議員から御説明がありましたけれども、農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理の手法の一つでありまして、生産者団体が農産物を作る際の適正な手順や物の管理を行い、食品安全や労働安全、環境保全等を確保する取組の基準を満たした生産者を認証する制度でござ

ざいます。

認証取得は、持続可能な経営につながるとともに、安定的な農産物の供給の実現にもつながるものであると認識をしております。

一方で、現状としましては、国際水準のGAP認証取得にはかなりの費用が必要となることや、認証取得が必ずしも販路拡大や規模拡大につながるものではないことから、町内で認証を取得している農家は少数の経営体にとどまっているところでございます。

しかしながら、GAPの認証取得は、経営の大規模化や販路拡大の直接的な要因とまでは言えないものの、GAP認証農産物を取り扱う意向を有している事業者も一定数あり、さらに先ほどオリンピック選手村の話もありましたけれども、国際的なトレンドも「持続可能」、「食品安全」、「環境保全」等であることを踏まえると、今後、販路拡大につながる可能性はあると考えております。

また認証取得まで至らずとも、GAPの取組を実践することで、経営管理や労務管理など、農業経営に必要な正しい知識を身に着けることができることから、認証取得を目指す担い手に対しては、町としても既存の国や県の補助事業等を活用しながら、支援や情報提供をしっかりとしていきたいと考えております。

またGAPの認証取得や取組の実践以外にも、熊本県では経営能力のステップアップを図るために様々な講座や相談所等が開設をされておりますので、そうしたものに関しましても、今後担い手への再周知を図り、経営能力向上の取組が実践できるような支援体制を強化したいと考えております。農家に関しましては、営農をはじめとした集約化の一方で、独自産業化を含めた多様化のほうも出てきておりますので、幅広い農家の方々を支えることができるように町としてもしっかりと取り組んで参ります。

詳細につきましては、担当部長から御説明をいたします。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 皆さん、こんにちは。大村議員の質問について御説明いたします。

まず、町内の経営体数の状況について説明いたします。御指摘のとおり、町内の経営体数も減少傾向にあり、平成27年に482あった経営体が、5年後の令和2年には455経営体となり、27経営体が減少いたしました。

認定新規就農者数は、平成28年3月末で11経営体、令和3年11月末で10経営体と、横ばいの状況となっております。

次に、GAP認証の町内取得状況とスキームについて御説明いたします。令和2年度時点で認証取得している町内の農業経営体は4経営体となっております。内訳は、日本の法律や生産環境等を考慮した農場管理基準による国内認証のJGAPが1経営体、JGAPをアジア版に発展させたアジアGAPが1経営体、世界120か国以上で輸出や国際的な取引の信頼向上に活用されるグローバルGAPが2経営体となっております。

いずれのGAP制度も民間団体が管理運用するものであり、輸出志向はグローバルGAP、アジア圏ならばアジアGAP、国内流通はJGAPという選択肢となります。

認証取得・更新は民間審査機関が行うこととなっております。農林水産省が令和2年度にグローバルGAPを対象とした調査によりますと、認証機関は4社、取得に要する経費は審査費用が22万円から55万円となっており、加えて審査員旅費が必要となります。有効期間は1年間で、更新時の費用は別途必要となっております。

認証取得に当たりましては、経営体、各経営体の戦略や方針を踏まえ、メリット、デメリットを精査する必要があると言えます。

議員御指摘のとおり、認証取得に至らずとも、取組を実践するだけでも経営管理能力を向上させるメリットがありますので、今後は町としても国のGAP拡大推進事業、県の国際水準GAP条件整備事業等の既存事業活用し、認証取得を目指す担い手、又は取組を実践する担い手を支援を行いたいと考えております。

またGAPの認証取得や取組の実践以外にも、経営のスキルアップを図るための講座や相談所が開設をされております。熊本県の農業のトップリーダー育成を目的とした熊本農業経営塾は、県により年10回のゼミ方式で運営され、全国トップレベルの講師陣が塾生を手厚くサポートいたします。同じく県の農業大学校が開催する熊本農業アカデミーは、農業経営基礎講座やスマート農業実践講座など自身の経営に不足する項目を選択できる25の講座方式となっております。

このほかに、農業会議が設置する熊本農業経営相談所は意欲ある農業者が抱える経営課題に対し相談窓口を一本化し、関係機関との連携により支援を行う相談機関となっております。

今後は担い手組織である認定農業者協議会等へ講座や相談窓口の再周知を図るとともに、アンケートや懇談会を通じて、解決すべき課題もしっかり把握しながら経営能力向上のための支援体制の充実を図りたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど答弁の中にもありました熊本県のほうがされている経営塾なんですけれども、私自身もこの経営塾に関しましては非常に有用なものだと思っております。ただ町民の声としましては、距離的に遠いということと、コロナ禍ということもありますのでなかなか参加するのが難しいといった声が多いと私のほうは感じております。

そういった点も踏まえた上で、例えば大津町町内でそういったものができるのかどうか、その点を踏まえた上で再質問させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 田上産業振興部長併任工業用水道課長。

○産業振興部長併任工業用水道課長（田上克也君） 大村議員の再質問について説明させていただきます。

先ほどの熊本農業経営塾は、今年で第12期目ということで、非常に内容が先ほど申しましたよ

うにトップレベルの講師陣を迎えた、非常に内容の濃い知事肝いりの経営塾ということでスタートをしております。コロナ禍それから大津からですと若干県庁を中心とした地域であるということで、遠いというお話も今大村議員から説明があったとおりでございます。

しかし、中身につきましては、非常に全国規模の講師陣が手厚くマーケティング理論ですとか、ブランディングとか、非常に内容の濃いものがありますので、これと同じレベルを町で開催することはかなり難しいかなと考えております。

先ほど説明しましたとおり、実際に認定農業者協議会のほうへアンケートとか懇談会を通じまして何が課題なのか、どういうことが要望なのかということをしっかり把握していきたいと思っております。

以前は経営能力をアップするために、簿記の講座を夜間にやったりとか、一番身近なところから取り組んだこともございましたので、しっかり課題をこちらのほうで集約して、町でできることそれから県北のほうとも連絡をとりまして、県と連携してできること。その辺もしっかり検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎君） 農業者の未来にとってこういったスキルアップに関しましては、非常に重要な問題だと思いますので、今後とも調査研究のほうよろしく願いいたします。

これで質問のほう終わります。

○議長（桐原則雄君） 引き続き、質問を続けますが、準備のため5分ほど休憩させていただきます。よろしく願いします。11時20分からスタートします。

午前11時16分 休憩

△

午前11時19分 再開

○議長（桐原則雄君） 引き続き、一般質問を続けたいと思っております。よろしく願いします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 皆さん、こんにちは。通告に基づき一般質問を行いたいと思っております。今日は2点用意してあります。またちょっと急な変更でしたので、少し落ち着きませんが、しっかりやっていきたいと思っております。

まず一つ目が宇宙からいもの移設を再考すべきではないかというものです。宇宙からいものを移設する方向で検討しているようだが、この作品はサイトスペシフィックアートであり、移設することで作品の意味と価値が損なわれる。著作権を尊重する立場で、扱いを再考すべきだという質問になります。

資料のほうお願いいたします。写真のほうは、これは平成6年4月の大津広報の表紙の写真になります。この年の6月に親水公園の通水式があり、その後大津幼稚園や保育園の子供たちが水遊びをしている様子です。親水公園の名のとおり元々は水と親しむ場所であり、職員手作りの水車が回

り、水場の中央にはこの宇宙からいもというアート作品が展示されておりました。

ところが、この宇宙からいもが現在はとても残念な状態になっております。この宇宙からいもは作者は島田満子さんという方です。下町のほうで、アトリエコンテナという工房をされていたんですけども、大変著名な陶芸家であり、各地にパブリックアートを制作されております。現在は亡くなっておられます。

大津町でも下水道の浄化センターの棟壁画、壁ですね、壁に奔流という作品があったり、あるいは高尾野公園には未来への伝言というような作品もございます。しかしこの宇宙からいもがどのような目的や経緯で制作され設置されているのかの記録が残っておらず、そこが確認できないという状態になっています。そこで今後どうするかということなんですけれども、これについては大津町の新庁舎検討委員会の中で検討がなされておりました。

まず議事録を確認いたしますと、まず令和元年の9月に開催された委員会では事務局が宇宙からいもの移設先について意見をいただきたいと。意見の募集、アイデアを募集しております。

しかし令和2年の11月、1年2か月後の会議では、検討委員会の事務局案として今回の宇宙からいもに関して移設をメインに検討を行ってきたが、設置された経緯や目的を明確に確認することができない上、移設場所に対する作者の意向を確認することも不可能である。移設には再設計も含め多額の費用が必要となるが、経緯や目的、作者の意向を正確に把握できない作品を移設することが町民のためになるのか。事業費の有効な使途と言えるのかを再考すると、再設置をしないということも選択肢の一つと考えるということで、多額の費用がかかることなどを理由に再設置をしないという選択肢も示されました。

しかし、その後も委員会の議論では、移設の方向で検討が進んでしまっており、直近の今年4月の会議では、移設先は未定のまま設計行動計算などを検討していると事務局はっております。検討委員会の議論の中では、委員の意見として、設置された目的や経緯作者意図がわからない状況で移設をしていいかと思うことがあるという慎重な意見と、芸術家が造った作品を廃棄するのはどうかと思う。素材や大きさを変えるなどして、再設置するというのも検討してはどうかと思うというような両論があったようです。

しかし、議論されているのは制作の目的や経緯とか、作者の意図という言葉は出てきているもののそもそも移転が可能という前提になっております。これは、最初に移転案を提示した事務局側のミスリードだと思います。議論の中に、著作権の保護という視点が見られないからです。この質問の内容は、町が設置した新庁舎検討委員会の意志、意見、まちづくり基本条例の理念では尊重されるべき意見に反対するものですので、少し丁寧にお話する必要がありますので、少しくどくなりますが御了解ください。

この宇宙からいもは、公共の場所に設置されたパブリックアートであります。中でもサイトスペシフィックアートと言われるものにあたります。これは特定の場所の特性を生かして制作された作品ということです。これが作者島田さんが熊本日日新聞のインタビューに応えた作品の意図というものになりますが、赤い文字の部分ですね。彫刻に移る水や空、風景に動きがあるように曲線を工

夫しましたというようなことが書いてあります。

こうしたことから、宇宙からいもは本来親水公園の水面上に設置されることを前提に制作されたものだと言えます。そうしたアートの著作権について考えてみますと、著作権の体系なのですが、大きな意味での著作権、著作者の権利ですね、これの中に著作者人格権というものがあります。この著作者人格権を大きく三つに大別すると、氏名表示権、公表権、同一性保持権この三つの権利があるということです。

この同一性保持権について説明をしますと、著作権法の第20条ですね、著作者はその著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとするというものです。さらに著作権法の60条では、著作物を公衆に提供し、又は提示するもの、つまりこれは宇宙からいもを展示する人ですから、これは町にあたります。著作者が存しているとしたならば、その著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないと。つまり今回の場合は島田さんは亡くなっておられますので、本来ならば同一性保持権で著作者人格権は適応されないんですけども、これが公共の場所に展示されている以上はその改変をしてはいけないということになるんですね。

ただし、その行為の性質及び程度社会的事象の変動、その他により何とかと今保留条件はついてるわけですね。そういう意味では、現在のこの状態も決して正しい状態とは言えませんが、これが熊本地震からの復興に伴う新庁舎の建設という社会的な事情の変動によるものであれば一定の理解も得られるかとは思いますが。

しかし、これをほかの場所に持って行って設置するということになれば、これは同一性を侵害することにほかなりません。町としては新庁舎建設委員会の意見を尊重しなければならない立場とは思いますが、そもそも委員会での議論に著作権法をきちんと提示しなかったミスリードにより移設の方向に流されたものであって、きちんと規定を示せば別の議論になったのではないかと思います。そういった意味でこの移設は断念すべきだと考えますが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 佐藤議員の宇宙からいもに関する質問にお答えをいたします。

宇宙からいもは、本町に在住し下町にアトリエを開いておられた造形作家、島田満子さんの作品で、平成3年度から5年度にかけて実施したふれあいのまちづくり事業の一つとして整備を行った、親水公園に併せて設置されたステンレス製のモニュメントでございます。島田さんの作品については、陶芸はもとより、高尾野公園に設置されている未来への伝言や浄化センターロビーに設置されている奔流、熊本県庁プロムナードに設置されている水の語らい、県庁プロムナード地上絵などがあります。

宇宙からいもにつきましては、議員からも写真付きで御紹介がありましたけれども、以前は水が流れ水車もあったものが、もう10年以上前になりますが、モーターが故障して水が上がらなく、そのうち水車も朽ちてしまって非常に寂しい状況になっていたように私も記憶しております。そうした中、新庁舎建設工事における調整池整備に伴い、モニュメントを取り外し、オークスプラザ

西側に仮置きをしているところでございます。

なお、当時、新庁舎建設敷地内への再設置も検討しましたが、議員から御指摘もありましたとおり敷地の利用計画やモニュメントの大きさなどの理由によりまして、新庁舎建設検討委員会などにおいては、敷地内への再設置は行わないとの意見でまとまったと聞いております。一方で議員からもありましたけれども住民の方からは長年シンボルであったのでどのような形か残して欲しいという声も私のほうにも届いております。

そうした中両論があるという議論というのは御指摘のとおりだと思います。そうした面も含めまして、今後を含めた詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 佐藤議員の宇宙からいもの移設は再考すべきの質問に関して御説明をいたします。

宇宙からいものはオークスプラザ西側に平成5年度に整備された親水公園に設置されていたパブリックアートで、当時、下町にアトリエを開いておられました島田さんの作品になります。親水公園完成時は町中心部にいこいの場をと、園内には上井出をイメージした取水口やめがね橋、水車も配置をされておりました。

作品の意図については、新聞のインタビューで先ほど議員さんがおっしゃったとおりでございます。

また、モニュメントが設置されておりました親水公園に関してですけれども、整備後しばらくは池に水が張られておりましたけれども、現在はポンプの故障などにより、数年前から水が張られていない状態が続いております。

さらに、熊本地震による新庁舎建設に伴う雨水対策のために、調整池を整備する必要があり、親水公園を解体して埋設型の調整池を設置することになり、モニュメントについても公園内から取り外し、オークスプラザ西側に仮置きをしている状況でございます。

次に、取り外したモニュメントの取扱いについてですけれども、新庁舎建設工事に伴う親水公園の解体当初から、新庁舎建設検討委員会や庁内検討委員会で議論しておりましたけれども、基本的に移設をベースに検討しております。

その中の案として、作者の意向を正確に把握できない状況なので、再設置するべきではないと意見もありましたけれども、芸術家が作った作品であり大事に取扱うべきという意見もありまして、高尾野公園に設置されている未来への伝言の隣接地への移設する準備を進めております。

しかしながら宇宙からいものについては、議員おっしゃいますように、サイトスペシフィックアートの件も認識し、同一性保持権の観点からも設置場所方法についても再考すべきだと考えております。

今後につきましては、新庁舎建設検討委員会や町内検討委員会で改めて設置場所についても議論を進めて参りたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 再度質問をいたします。

設置場所を検討すると最後に言われたんですけど、それが無理じゃないですかということをお私に申し上げているわけです。これですね、島田満子の世界という名前のパンフレットでございます。これが、その表紙になっている写真でございます。宇宙からいもが制作された当初の一番良かったところの写真ではないかと思えます。本人の作品集のパンフレットの表紙に飾られているわけですから、これが一番島田さんにとっては望ましいという状態だったのではないかと。そのときにはきちんと下には水があり、水面からの光を反射して、非常に美しく輝いているという状態です。こういったものがきちんとこの状態が作れないのであれば、設置をすべきではないということをお申し上げます。先ほど再設置を検討しますということは言われたんですけど、それ以外の選択肢もきちんと含めて検討されるのか再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 設置場所についての検討もということなんですが、先ほどおっしゃいましたように検討委員会、庁舎の外部検討委員会あたりでもいろんな議論をしております。

その中で、冒頭おっしゃいましたように、きちんとした議論が本来の著作権の件も含めて議論ができていくかという議論ができていない中にありますので、改めて庁舎の特別検討委員会あたりでもその辺の経過も踏まえてきちんと説明をさせていただいて、そういう中でいろいろと御意見をいただいて、最終的に判断をしたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） その際はきちんと説明する必要があるかと思えますので、参考人で私を呼んでいただいても構いませんので、そういった形ででも委員の皆さんが正しい結論にたどり着けるようにやっていただければと思えます。

もう一つちょっとお尋ねしたいんですけども、町には宇宙からいも以外にも先ほどの未来への伝言とか奔流とかそのほか最近ではからいもくんですね、それから今度はゾロの像が設置されようとしております。ゾロの像については県と集英社さんですか。関わっておりますので、きちんとした著作権等の契約というのはできているんだろうと思えますけれども、そうしたほかの面についても、この際きちんと整理しておくべきではないかと。つまり私たちから見れば例えばゾロというのは所有者は誰なんだと。展示している人は誰なんだと。管理責任を負うのは誰なんだと。そういったことも全くわからないで、単にできるからうれしいなという気持ちではいるんですね。例えばゾロ像が将来的に棄損した場合にどうするんだとか。そういったところまできちんと決まっているんだろうかなということをお心配するわけです。今その答えをくださいとは申しません。

今後、町内の様々なオブジェやモニュメントに関して、そうした著作権関係あるいは将来の管理方法等についての整理をしていただけるかどうかという点について、最後にお尋ねしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） これまでもいろんなモニュメントもありましたし、これからいろんな

モニュメントが出てくるかと思います。今回おっしゃいましたように、今回の件で肖像権の件がいろんな課題がありましたので、そういった課題も含めて、これまでのもの、そしてこれからのものについてもしっかり整理することで考えていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは二つ目の質問に移りたいと思ひます。二つ目の質問は、不登校の児童生徒への支援の拡充が必要ではないかという質問になります。前回、平成31年3月にもこの関連で質問をさせていただきました。その後、町は小中学校に在籍する不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動に対する指導要録上の出欠の取扱いについてというちょっと長い名前ですがけれども、学校以外でもきちんと勉強した子供たちについては指導要録で出席扱いをしていきたいと思いますという方針をきちんと定められました。速やかに採用していただきまして、敬意を表したいと思ひます。

しかし前回の質問の時点では、教育機会確保と当時の文科省の通知文に齟齬があったため不登校の児童生徒が学校への復帰を前提としているかという点において十分とは言えないものでした。

現在は文科省の通知も以前の通知を廃止して、新たな通知を出しております。これに伴い町の基準も改正されているようです。文科省の通知の新旧を比較すると、現在の支援の方向性としては学校への復帰を支援するのではなく、社会的自立の道を支援することというのが一つの方向です。

それから学校以外の場での学習活動の把握と評価を重視し、柔軟に対応することで児童生徒の学習意欲に応えるというものです。

それからもう一つが民間施設等との取組とより積極的に連携するもの。大体この三つがポイントになってくるかと思ひます。このようにルール上では大きく改善をしたと思ひますが、しかしこのルールはしっかり理念に基づき運用されているのでしょうか。この視点から質問をしたいと思ひます。

資料をお願いします。質問に先立ちまして、教育委員会に現在の不登校の児童生徒の支援の状況についてデータの提示をお願いいたしました。これがそのデータでございます。例えば上段のほう小学校の状況にありますけれども、主に教育支援センターで相談指導を受けている子供さんは全体の50%ぐらいおられて、その全てが出席扱いとなっているということです。

また主に民間施設等で相談指導を受けている児童は14.3%おられて、その方も出席扱いになっていると。またその反面、主に自宅等で過ごしていて相談指導を受けていない児童というものも35.7%おられるというような状態です。中学校についても同様の見方をいただければよろしいかと思ひます。

これは以前の文科省の通知と現在のものから出席扱いの要件についての記述を抜粋したものです。まとめますと、以前は通所入所というのが前提になっていたのですが、それが相談指導という言葉に置き換わっております。学校への復帰が前提となっていたものが、登校を希望しているかに関わらずという言い方に変わっております。それから通所入所が支援の内容だったのですが、そうではなく個別指導等という形になってきております。つまり通所入所をしているかというよりも実際に

指導の状況を踏まえるということに軸足が移っているということです。

それに伴い新しい通知では新しい視点が加わっております。一つは学習状況の把握と学習の評価についての考えです。学校外の公的機関や民間施設における学習においては、学習の評価を適切に行うこと。評価の結果を積極的に伝えること。それは全ての強化や観点についてということではないと。多様な学習環境を踏まえるということなどです。

もう一つは教育委員会の取組の充実ということで、教育委員会には民間施設との積極的な連携協力を求めています。こうした支援の在り方は、恐らくは前進と言えるスタンスの変化でしょうけれども、これにきちんと対応ができているのでしょうかということです。

ここで質問の1項目になりますが、ここで「出席扱い」とされている子供たちは新たな指針に示されているような学習活動の評価や通知等しっかり受けているのかというのがまず一つです。町は以前から、教育支援センターの職員による指導に加えて、今年からは民間の教育関連の会社に委託をして指導に当たってもらっておりますが、それで十分な支援ができていたといえるのかということもあるのかと思います。

それから、民間施設との積極的な連携ということになるんですけども、民間の施設にもいろいろタイプがございます。一つがその独自のカリキュラムを作って指導を行うようなオルタナティブスクールと言われるようなものですね。それから、不登校の子供の支援を主な目的とするフリースクールやフリースペースというものもあります。またもう一つ子供の居場所づくり事業の一環として、どちらかという子供に寄り添う福祉的な面から取り組んでいるところもあります。中には教員免許を持ってカリキュラムを組んで教育を前面に押し出した施設もありますが、逆に子供に寄り添い制作活動や体験活動をメインにしているところもあります。特にあとのタイプの施設に対しては連携の内容を仕組化する必要があるのではないかと考えるところです。

ここで通告の1番と2番の分ですね。(1)と(2)の所です。これについて現状と今後の考え方について御答弁をいただきたいと思っております。

○議長(桐原則雄君) 吉良教育長。

○教育長(吉良智恵美さん) こんにちは。佐藤議員の不登校児童生徒への支援の拡充について、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、令和元年10月に文部科学省から不登校児童生徒への支援の在り方に関する通知がございました。その中で、「『学校に登校する』という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指す必要があること」という支援の視点が示され、教育支援センターの整備充実や民間施設との連携協力のための情報収集や提供等に努めることなども求められました。

それを受けまして、大津町でも教育支援センターの機能の充実をはじめ、不登校対策等の在り方について検討改善をしてきております。御質問の学校以外の場における学習活動に対する学習活動に対する指導要録上の出欠につきましても、文科省の通知に基づいた取扱いとしております。

また国から示された学校復帰だけを前提とせず、将来的な社会的自立支援を目指すという不登校

対策の趣旨につきましては、町の校長会や不登校担当者会等で繰り返し周知しており、全ての教職員の理解が得られていると考えております。不登校対策では、子供の安心できる居場所づくりが重要でございます。在籍する学校の環境になじめない子供たちにつきましては、その要因を探り、個々の安心できる居場所づくりに努める必要があります。中には、教育支援センターや別室以外のフリースクール等の民間施設に安心できる居場所を見出すケースもあり、今後も一定数出てくることも想定されております。その際に、民間施設と学校が適切に連携して、子供たちの学力保障や進路保障を行うことは、将来の社会的事実に向けて大変意義深いことだと考えます。これまでのケースにおきましても、相互の情報提供や施設訪問等の連携を工夫してきたところです。今後も出席要件を満たすフリースクール等の民間施設と学校、保護者との間に適切な協力関係が保たれるように、教育委員会としても支援を行って参ります。

なお、県の不登校対策に関する指標も、これまでの不登校出現率の減少から専門家と連携した支援を受けている児童生徒の割合と改訂されました。学校の職員だけでなく、SCやSSW等の専門家との連携にもこれまで以上に力を入れ、全ての不登校児童生徒が専門家とつながるように支援して参ります。本年度からは、自宅でICTを活用した学習ができる環境も整いましたので、本人や保護者の意向を十分に尊重しながら、要件を満たせば出席扱いとするようにしています。今後とも各学校への指導、助言を行っていく所存でございます。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） おはようございます。佐藤議員の不登校児童・生徒への支援の拡充について、御説明をさせていただきます。

はじめに町内の不登校児童生徒数についてですが、令和元年度が54人、令和2年度が56人、本年度が10月末で42人と国や県と同様増加傾向でございます。その中で主に町の教育支援センターで相談指導を受けている子供が18人、民間のフリースクールに通っている子供が3人いるところです。その子供たちは全て指導要録上の出席として取り扱っております。不登校の子供たちにとって長期欠席による学習の遅れが再度教室に戻りにくい要因の一つでもありました。本人の進路選択の妨げとならないためにも、学力保障は自立支援の重要な要素であると考えております。

教育委員会といたしましても、町の教育支援センターにおいて、昨年からは民間企業と連携した学習補填を開始いたしました。同時に支援センターの職員が積極的に家庭訪問を行うアウトリーチ型の適用指導も実施しております。そのような取組の中、昨年度は不登校傾向を含めた児童生徒78人のうち約半数の36人の不登校が解消しております。今後も不登校の未然防止と早期対応に学校と連携して努めて参りたいと考えております。

次に、指導要録上の出席扱いの現状について御説明いたします。民間施設等においては指導、助言を受けている場合、出席扱いとするために、校長が施設を訪問し、児童生徒の学習の様子を確認するとともに、施設の職員と面談を行い、出欠状況や学習状況の定期的な情報提供について協議をしています。児童生徒の状況に応じた適切な相談、指導が行われていることや、保護者や学校との

連携、力の状況を見ながら、校長が不登校児童生徒の自立を助ける上で有効かつ適切であると判断すれば教育委員会と協議の上出席扱いとしております。

次に、校長や教職員の理解を深めるための取組について御説明いたします。教育委員会としましては、不登校対策協議会及び不登校対策担当者会を定期的開催し、児童生徒の現状や対応の在り方について好事例の共有や支援の在り方の協議や情報交換を行っております。

また本年度から、教育支援センター長を配置し、支援センターと各学校における不登校対策のきめ細かな接続や早期対応等を行っております。

このような中で、子供たちの学びの場の選択肢が増え、多様な学びが存在し得ることが不登校の子供たちの社会的な自立支援につながるという理念を全小中学校と共有しているところです。今後とも管理職や不登校対策担当者を核とした自立支援に向けた取組を教育委員会としても指導、助言して参ります。

最後に、民間施設と連携し、支援を充実させる取組について御説明いたします。

一般的に、不登校の子供たちは学習の遅れなどが原因で、自己肯定感が低くなる傾向にあると言われております。そこで、学習等に対する意欲やその成果を認め適切に評価することは、不登校児童生徒の自己肯定感を高め、ひいては社会的自立を支援することにつながると考えております。その意味でも、学習状況や生活状況について各学校が十分な情報提供を受けることは、民間施設との連携において必要不可欠の要素になると考えております。

逆に、学校からの適切な情報提供も欠かせません。そこで、昨年度大津町で作成しました小中9年間の出席状況や個別の支援の方向性にかかる児童生徒理解・支援シートなどを民間施設と必要に応じて共有していくことも今後検討しております。

さらに、1人1台端末の実現に伴い、ICTを活用した学校と民間施設の接続も可能となりました。学級の友達との交流や学校行事のオンラインでの参加など、今後の展開が大いに期待される分野です。本人や保護者の意向に沿った形での新しい支援の在り方につきましては学校とともに模索をして参ります。

今後もSCやSSWと連携した初期対応やICTを活用した学習支援の充実など、不登校対策の鉄則である未然防止と早期対応を重点とした取組を尽力していきたいと考えているところです。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） お二人に答弁をいただきましたけれども、まさにおっしゃっていた内容というのは、私が期待していたようなものでございました。話としては連携という言葉なんですけれども、私がいつも申し上げておりますように連携というのは非常に曖昧な言葉であると。つまり連携が仕組みを伴わなければ意味をなさないということなんです。仕組みがきちんとできているでしょうかということをお尋ねしたかったところです。

そうした中で二つの言葉が出てきました。一つは県の指針の中で、これは不登校の発生率を見るのではなくて、支援を受けている子供の割合これが次の指標となるというお話がありました。

それからもう一つが児童生徒の理解支援シートこれの共有を検討しているとおっしゃったんですね、さっきね。私としてはこれがきちんと検討ではなくて、これができているだろうか。恐らくケース会議の中に民間施設の人を出ているだろうと思います。そうしたときに、きちんとそれが共有されているのかということが仕組みの一つとして重要なポイントではないのかなと考えたところでした。そのように方向性としてはちゃんとしたきちんとした連携の方向性は模索されているということで、問題はそれをきちんと仕組化していただきたいということになって参ります。

それでは、今後の今私が申し上げた、方向について再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 佐藤議員の再質問についてお答えさせていただきます。

連携ということ、確かに言葉では連携と言いますが、どのような形で情報提供をするのか共有をするのか。様々な具体的ところがはっきりしないと、なかなか連携というのはうまくいかない。その通りでございます。そこに向けてしっかりと具体的な仕組みづくりをせよという御意見であったと思います。私もその通りでございます。

ただ民間施設等もいろいろございまして、子供の状況もいろいろございまして、一律にこのような仕組みで連携していきますといったような仕組みづくりというのは難しく、ある意味不登校対策の場合の情報連携というのは、個々の子供たちの状況に応じながら、適切に必要な時期に民間施設なり様々な関係者と連携をしていく。そこが一番大事ではないかなと思っておりますので、そのような柔軟な対応ができるような具体的な仕組みづくりというものを今後も検討していきたいと思っております。

お尋ねの中でございました児童生徒理解支援シートというのも、これ大津町が独自に昨年度作ったものでございまして、子供たち一人一人について、例えば1年間どのような関わりをしてきたのか。その関わりの中で今後どのような方向で関わっていくべきなのか。そういったものを各学校と将来的には進学先にもつないでいけるような、そういったものにしたいという願いを込めて作ったものでございます。

このことがありますので民間施設との連携と言いますのは、コロナ禍でもなかなか厳しい面もございましたので、今後しっかりとどのような形でつないでいったらいいのかということを含めて検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） それでは、最後のお尋ねになりますけれども、これまでのお話の中で学校外の施設、それは教育支援センターであったり、フリースクール等の民間施設であったり、様々な期間が子供たちを支えていくという取組をなさっているということです。そうしたとき、やはりそこには特に民間施設に関してなんですけれども、どうしても経費の負担というものがなくなってくるかと思えます。

資料を出していただいているいいですか。現状で、あるいはこれからも民間施設が果たす役割というのは、その連携の仕組みを実現していく中での協議というものがなくなってきます。そしてそ

の中ではそうした子供たちを支援するための経費の負担というものも必要になってくるのではないだろうかと考えるところです。例えば教育支援センターの年間の利用日、これを年間にかかっている費用で割ったときに一人あたりの子供に1日幾らの支援が必要になってくるのかというような計算式もできるのかなとかそういったことも考えておりますけれども、今後民間施設等に対して一定の役割を担っていただくということを考えた場合の費用負担の考え方について最後にお尋ねしたいと思いますが、お答えください。

○議 長（桐原則雄君） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治君） それでは、再質問のほうにお答えしたいと思います。民間施設の経費的な負担についてということでの御質問だったろうか思います。現段階では、公的に民間施設への負担あたり補助あたりは現段階では考えておりません。今町では教育支援センターについて不登校児童生徒への安心して過ごせる居場所として個々に応じたしっかりと寄り添える支援センターの充実ということで進めておるところです。

ただし、全国的に見ますと自治体から民間施設への補助や支援、児童生徒への保護者のほうへの支援補助をされているところもあるようです。それぞれ大きな自治体の事情もあるのではないかと推察をしているところです。今後、国や県、又は市町村の動向もこの点につきましては調査をしていきたいと考えているところです。

以上で、説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問におきましては、まず教育問題として、非常に危惧しております心身ともに健全に育っているかなと考えたときに、体力というものが非常に落ちてきているということに非常に危惧しております。

また、心身ともに健康にということは、教育基本法の第1条で明記されております。資料を出しましたけれども、この資料におきましては文科省が行っている体力運動能力調査であります。こういったことは、ここ数年来言われてきておりますが、これに対しての手立てというものが何ら感じないということでもあります。

表を見てもみすれば、親の世代と今の子供のことを比べてあります。こういったことが、例えばソフトボールを投げる。50メートルを走る。こういったものが衰えていっている。そしてまた、体格的には逆に大きくなっている。これは体格的なものがやっぱりいろんな世界で体力というものは物を言いますから大切だと思います。ですから、バランスのとれた教育による発達、家庭教育によ

っても食べ方によってもあるでしょう。そういったことに着目してこの質問をするわけですがやっぱり体力が落ちるというものは、昨日今日の問題ではありません。例えば環境問題の地球温暖化そういったことを考えましても、これは長年そういった環境問題に対しておろそかにしてきたもの。それが今科学的に解明されてもう手遅れだよと。地球の温度は1.5度上がるんだと。今取り組んでもそれは避けられない。緩くすることはできるかもしれないが、というのと似ております。

子供の体力も一度に取り戻すことというのは非常に難しいかと思えます。しかし、ここで諦めるわけではなくて、やはり根本的に何が間違っていたのかなと考えて、教育の中にそういった心身ともに成長する。そういったものを加味していかなければ手遅れになってしまう。そういうふうを考えました。

次に出しました資料が、これは皆様、御存知だろうと思って出しましたけれども、茂木健一郎さん脳科学者ですね。こういった方々も脳の使い方と体が動くというものはありますんで、ここで書いてあるように、楽しみながら脳への負荷をかけているということです。この負荷というものに対して着目したいと私は思います。実際、負荷をかける。今コロナウイルスが猛威を振るっておりますが、かなりの部分ワクチンによってこれは負荷をかけてるんですね。抵抗力が高まったというふうな形になります。ですから何もしなければ弱っていくだけだということで、やはりこの負荷というものは、勉強に対しても体力に対してもやはり重要であるなど。これは皆さん薄々考えていることだと思います。私もこのことについて、今の教育に、人に合った適正な負荷そういったものが取り入れられているのかなと。教育は一つの教育に何十人も教えるわけですから、一人一人の特徴、それこそ多様性に応じてそれを実行していくのは非常に難しゅうございます。

しかしながら、そういったことが担任の先生がいるわけですから、やはり一人一人の特徴に応じて負荷をかけていく。もちろんかけすぎではだめだということがジョンスウェラーの研究によるもので出ております。

つまり、個人的な閾値、言うならボーダーラインですよ。それを情報を取り入れることを個人に課す、言うなら超えてしまう。過負荷になります。ということでワーキングメモリーが追い付かなくなり、共有された情報の多くを効果的に吸収保持することができなくなりますという、これは科学的な根拠として取り上げられております。

ですからこういったことを考えますれば、一律に教育を施す、これは国の施策でありますから義務教育の中で団体行動なり、何なりを覚えていってもらう、そういったものは大切です。しかし、思い返してみますれば、私が小さいときは恵まれていたんでしょう。担任の先生あたりは一人一人の特徴をもって指導をしておりました。私なんか勉強が不得意だったんで、体力はありましたので体力を使う点においては、ちょっと永田を呼んで来いとあいつにさせると。おいボールが木の上に留まってしまったと。おまえ登ってから取って来い。そういう時代でした。ですから、私はそのあと反省会で、今日は永田が良い事をしたので拍手しましょうと。えらく良い人になった気分がしたのを覚えております。やはり教室の中で、先生がそういった特徴を認識して、適正な負荷を与えていってさらに伸びる。今もっている能力が10あったのが12、13になっていくというようなも

の、こういったものが今求められていると考えるわけであります。数値的なもの、結果として文科省のそういった調査で出てきているということは非常に考えさせるところではないでしょうか。この質問をするのにやはり教育基本法を侵しなさいとかいうわけではありません。

しかし、その理解の仕方が少々違うんじゃないですかと。結果としてこういう結果が出たということはもう少し取組のやり方を変えなければならないのではないですかという質問になります。

以上、1回目質問します。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 永田議員の質問にお答えします。

現在の子供たちや、これから誕生する子供たちが成人して社会で活躍する頃には、さらなる調整の時代を迎えると予想されており、AIなどの技術の発展によって、議員御指摘のとおり、これからは自ら考える力や応用力がますます重要になってくると考えられます。また文部科学省が行っている体力、運動能力調査によりますと、議員からもありましたとおり現在の子供の体力、運動能力の結果をその親の世代である30年前と比較すると身長体重などの体格は向上しているのにも関わらず、体力、運動能力は低下しているような状況でございます。特に、これからは部活動の廃止だとか、そういった運動の機会の減少も見られますので、そういった中で、今回公園等の御提案もありましたけれども、そういったところも合わせて考える必要があるのではないかと考えております。

そういった意味でも、子供たちに心身ともにたくましく生き抜く力を身に付けてもらうことは大変重要なことだと私も考えております。私は政策集の101の具体策の中で、生き抜く力を養うことを示させていただきました。

生き抜く力といっても様々な力があるかと思いますが、大きな要素としては、非認知能力を挙げています。非認知能力とはIQテストやあるいはテストの点数などで数値化される認知能力とは違い、目に見えにくいもので幅広い概念ですが自己肯定感ややる気、集中力、やり抜くための粘り強さや自制心、客観的思考力、応用力、想像力、リーダーシップや協調性などが挙げられております。文部科学省が示している学びに向かう力や人間性と重なる部分もあると思いますが、これは世界にも注目されるとともに、幼少期から学童期に特に伸ばすことのできる生涯役立つ力と言われております。また、この非認知能力を伸ばすためには、幼少期の頃から様々なことを楽しみながら経験、挑戦を積みながら養うことが重要だと。あるいは有効だと言われております。そうした面では議員御指摘の内容と相通ずる部分もあるのかと感じております。

これまで日本では特に意欲や興味関心を大切にしてきましたが、非認知能力の重要な要素である粘り強さや挑戦する気持ちなどの育成は、それほど重視されていなかったとも言われております。その面からは学校現場においては、子供たちが課題と出会ったときに、先生方が手取り足取り教えるのではなく、子供たち自身が自ら工夫したり、粘り強く練習したりするような多様な機会を適切な負荷で提供してもらいたいと考えております。

また、この非認知能力を育てるためには、学童期のみではなく幼少期に向けての取組が大変重要であるとされていますので、今後幼児教育にも一層力を入れたい考えですが、議員御指摘の認知的

負荷理論による能力向上や、体力運動能力向上に向けた取組も早い段階での実践が重要だと認識しておりますので、合わせて研究をさせていただきながら取り入れていきたいと思っております。

また様々な時代に対応できるたくましさを得るためには、幼少期から国際交流や社会体育の機会、先進技術との触れ合い、さらに様々な機会や選択肢を与えてあげながら経験や挑戦、人間関係を通した幅のある人間力を育むことも大切だと考えております。

ぜひ大津町の子供たちには、変化の激しい新時代を生き抜く力と幅のある人間力を身に付けてもらい、様々な困難にも対応し、国際社会をより良い方向へと導くこともできる大人に育てて欲しいと願っております。

そのためにも学校教育の充実にとどまらず、先ほど述べた幼児教育はもちろん、学外での多様な挑戦や学びの環境機会場も整えながら、御教唆いただいた認知的負荷理論も踏まえた心身ともにたくましい子供たちが、一人でも大きく育っていくように教育委員会のほうとも連携しながら努力、仕組化を続けていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員の教育の発達段階に応じた負荷についての御質問にお答えさせていただきます。

これからの時代は予測困難な時代と言われ、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明な状況となっております。そのような中、子供たちの未来には、議員おっしゃるようにこれまで経験したことのない様々な課題が立ちはだかることが予想されます。

議員御指摘の個に応じた適度な負荷につきましては、これまでの学習指導要領の改訂の中でも個人差に留意して指導し、それぞれの児童生徒の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすることや、個性を生かす教育の充実などの規定がなされ、学校教育現場においては、教育課程や指導方法の在り方について様々な改善を図ってきたところでございます。

しかしながら、議員おっしゃったように学年別の基準を定めた教育課程に基づき一斉指導を基本とする学校教育におきましては、どうしても同じ内容を、同じような方法で、同じレベルまで学ぶということを目指すことになってしまいます。このことが非合理的な精神力や努力主義、詰め込み指導等の課題を生じ、教室でのいづらさや学びにくさを感じる子供が増えていったという指摘も否めません。

これらの課題を踏まえて、示されたものが、議員も御存知のとおり令和の日本型学校教育でございます。ここでは、ICTの活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備により、個別最適な学びとこれまでも大切にしてきましたけれども、協働的な学びを一体的に充実させることを目指していきます。個別最適な学びとは、子供たち一人一人が学習ログの分析によって自分の学びを認識し、自立的に自分に適した教材を使って学ぶものです。将来的には、指導者や学習場所の選択も様々な工夫することが期待されております。

また、協働的な学びとは、自分たちの課題について、日本はもちろん世界から知識を集め、対話を重ねながら思考する探究学習等を通して、子供たちが考える最適解を見出すものでございます。

このような学びの中で、子供たち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに多様な人々と協働しながら、社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り開いていけるそんな資質能力を育もうとするものです。

議員がおっしゃるとおり、この学びの過程におきまして、個に応じた適度な負荷とフォローアップは、全ての子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成するためにも必要不可欠のものだと考えております。新しい学習指導要領が全面実施となった今、ICT機器を活用しながら一人一人の特性や学習進度、学習課題等に応じた教材や学習時間等の柔軟な提供が、今後の教職員の担うべき大切な役割となっていくと考えております。議員が例に出された子供たちの体力や運動技能などにつきましては、まさに個への対応が求められるものでございます。一斉活動で高める基本的体力や運動技能の指導の在り方と個別の課題への指導の在り方など年度当初に行うスポーツテストのデータを効果的に活かすことができるのではないかと考えています。適切な負荷は、精神的にも体力的にも子供たちの成長を促します。町長からもありましたとおり、大津町で育つ子供たちには様々なことに挑戦し、その中で経験するであろう失敗や悔しさを、さらなるばねにしながら未来を生き抜くたくましさを身に付けて欲しいと思っています。新しい時代の学びにあっても子供たち一人一人と真摯に向き合い、時に厳しく時に寄り添うという教職員としての教育の基本を大切に、大津町の学校教育を充実させていきたいと思っています。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

答弁は素晴らしい答弁だったと本当に思っております。やはり事を認識されている、それを感じました。ただ、その次がありますよね。あなた方二人が認識しても意味がないということですよ。その次にくるのは何かというならば教員の指導能力、その人の生かし方というもの。今最終的に下段のほうで教育長が言われましたICT活用、これはデジタルですよ。実は人と人との触れ合いはアナログなんです。ですからそこを大切にしていかないと、非常に温かいものになりにくいと思いますよ。

一つの例が、今はやっぱり学校の先生たちもお笑い番組くらいしか見てないのかなというような例が、東大の教授のニシさんというものが、寄稿された文がありますので、この中で先生たちを集められて小学校の某言うならば授業を見てもらったということです。

そして研究授業、その中で指導する先生が、これから作文を書いてもらおうと言ったところ、子供たちが嫌だと叫びだした。小学校低学年分かりますよね。先生がではやめようとなんかに嫌ならやめようと言ったと。そしたらやるとみんなブイをして喜んだと。読んだことありますかとこれ。歓声を上げたそうです。しかも、この授業の講評として、同僚先生は口々に何と言ったか。言えども子供たちが伸び伸びしてよかったと報告されている。ここで、この東大の教授ニシさんは閉じて点々点だったんです。あきれて物が言えないという、そんな時代ですかね。結局、認識はされましたがこのままではいけない。その次何かと。新たな教育基本法に則ってそれ以上の物を地域で

作っていくぞという意識は大切でしょうけれども、如何せんそれを教える先生たちが理解しているのかと。先ほど質問の中に、例えば登校拒否とかいろんなものがあって、教育長が答弁の中で言われましたよね。そういったことを重々周知しておりますので、全体が理解しているということと言われましたが、それとこれは全く別物になりはしないかなと。理解できるのかなと。個々に応じた適正な負荷を与えるということは、これは非常に難しいと思います。

しかし、やらなければならないと思います。脳と体はもちろん一体するものですから、ここを考えると、先生たちの今言った研究事業において、そういった認識というのは悲しくなりませんか。私もこれ読んでみて、このレベルなんだなと思ったときに、良くなるはずがないと思いましたよ私。ですから徹底的にその人が適正な授業をやって、指導をして、理解を子供たちがしてそして次のステップへ、それこそ今は言葉使いませんが、文武両道これって自分たちが若かりし頃は憧れだったです。そういったやつが確かにいました。頭が良くてスポーツができて、筋が通ってるやつおりましたもんね。果たしてそういったものが生まれるのかなという、指導の面、こういったことは、今後変えていく。より良き方向に変えていくとしたときに、どういった形でできると思いますか。この点について再度質問します。

○議長（桐原則雄君） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今議員のほうから例に出されました研究授業のある場面に関しましては、私も非常に驚いて聞かせていただいたところでございます。やはり研究授業しました。だけど、研究授業の後に先生方の授業についての協議、勉強会するところがありますけれども、その質というのがやはり大事なものであるし、適切な指摘をする人がいるかないか、ここについても大変重要な部分であると考えております。

そういう意味でも、各学校が1週間に1回程度、先生方の校内研修の場というのも時間をもっていただきまして、そこにおいて様々な研修をしていただいております。ただ私もその研修の場が充実することが大事だと考えまして、昨年度から教育委員会、教育委員の皆様と学校教育課も一緒ですけれども、学校が研究授業をするときに学校に伺って、その授業を全員で見させていただいております。

その授業が終わった後に、先ほど議員がおっしゃられました研究授業会を学校の先生がされますが、それも脇で見させていただいております。その様子を見せていただきながら、どのような研修をされておられるのか。その研修の仕方の適切性や校長先生方の御指導の様子等を見せていただいて、その授業研が終わった後に校長先生方、管理職の皆様、それから研究主任の皆様と各学校の研究の在り方について協議をさせていただいてます。その中で、もっとこういうところをされたらどうですかといったような指導もしているところでございます。

ですので、大津町としては、先ほどのような校内研修はあつてないと私は断定することができません。

それから2点目に、教員の質ということで学級経営というのがとても大事でございます。この方

につきましては、学校教育課のほうに学習指導員という方をお一人入っていただいております。4年目以下の先生方、年に2、3回授業をしていただいて、その授業への指導とともに学級経営の在り方についても年間を通して指導をする体制を作っております。その中で一番教育の中で大切な教員の資質向上に対して努力をしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

最初に出しましたこの資料ですけれども、やっぱり年を取ってくると良い人生を自分たちは青春時代も過ぎたので送って欲しいなという気持ちがどんどん高くなる。

しかしながら、見回してみますれば、これがよかろう、あれがよかろうというPTAの方々とかいろいろなお話をして取り組まれる。それが幸か不幸か悪い方向にいくものもある。本人たちは一生懸命だから誰も文句言えないわけです。私は子供たち育てるにあたって良い人半分悪い人半分というふうに教えます。そして育ててきました。PTAの中でも良い人半分悪い人半分の役員かなと思ったりもしております。実際そういうふうな見方をしないと、それを鵜呑みにしていたら先生たちの対応がとてたまらんですよ。義務教育の場において、下手な介入はやめさせてください。読み聞かせとかいろいろなことを、読めるのにそんなことをやるとかずっとやりますよね。あれは各生徒たちに良い効果が出ること悪い効果がでる子もいるってことですよ。言わんとするところは。あれがすべからくみんなに良いことかというのは、それは違うと思いますね。それってある人は乱暴なこと言いましたけれども「おい永田君て、あれはなんかいて。先生たちも時間もなかるうたい。」てそういったふうにブラック職場に学校はなりよらしいねとか言って。「いろいろ提出書類とかそういうのも多いらしいですよ。しかしいろんな一生懸命やってますよ。」ということをやったんですが、大体PTAの連中というとはあやつは知るとるばってんとかいう話になっていくわけですよ、地元では。ですから過去の話までそれで出て行ったりするわけですけども、あんたが教育を語るかなというふうな形になったときに、悲しい思いをするんですけども、適正な意見を聞くのは良いですけども、なんもかんも聞きよったらこの前も何かありましたよね、ランドセルが重いからどうかなるってありましたでしょ。あれって自分たちからするならば否っていう方なんですよね。子供たちがじゃんけんで負けた子が2、3人のランドセルを持ってから帰っているとそういった光景を目にします。あれはあれでもゲームをしてるんですよ。しかしながらそれっていいのは良いことをしたということでのいろんな公表事例を出してくる。あれはあれで一つの考え方なんです。ところがそれに否定的な人もいるっていうのは事実なんですよ。それって前例的にあったものならば、きちんと前例的にこういったものをしてそれをやったおかげで効果がありましたまて言わんとだめですよ。

ですから、教育における子供の育ち方というのが、こういった調査の中で明らかになっていく。これは今までの不備ですよ。その集大成としてこれが出てきているということです。ここで一番下段のほうになりますけれども、子供の体力の低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力

が失われるという事態に発展しかねませんという結びなんです。

ということは、このデータというものは非常に実は強烈なんですよね。これに教育論者の方々は本当に取り組んでいるかなという、何か一時期潮谷さんの時代だったですかね。あのときに確かゆとりの教育というのがありましたよね。あれ真向にすぐ否定したのは私です。議場において、ゆとりというものは、一生懸命仕事をしてそのもう働かなくてもよくなったというときに、やっとゆとりができたねっていう使い方は習ったけれども、小学校のときから中学校のときからゆとりっていうものを違うほうにとりはしないかなという議論をした覚えがあります。

だから適正負荷というものを今度の質問の要旨にしておりますが、これをちゃんと与えないと教育基本法の1条これが理解の仕方が非常に重要なんです。教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと。これは教育長あたりは、耳にたこができていられるかもしれません。だけどこれをより良き方向に理解できるかどうかですもんね。これが教職員の方々が皆理解してより良き方向にとっているかどうかがこの数字と思います。

だから今後の取組として何か考えられることって今あるでしょうか。町長ありますか。この点について質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質問にお答えいたします。

いくつかいただきましたけれども、まず読み聞かせに関しては、御意見いただきましたがおっしゃる点もあるかもしれませんけれども、これそもそも先ほどの認知的負荷理論だとか、非認知能力のところとも関わってくるんですけれども、やはり幼い頃から様々な人と接して、様々な経験を通すということが良い部分もあれ、悪い部分もあれ、その子供たちの成長につながっていくことになるのではないかと考えております。

またランドセルに関しましては、おっしゃるように指摘が過度になりすぎてしまうとそれは違う方向にいく可能性が出てきますので、そこは私もニュース等で医者の方々とかが本当に重すぎると背骨等に影響があるだとかデータのほうもありましたので、そこは読み聞かせ等の様々な機会に関しましても、ランドセル等に関しましても、本当に過度、適度その見極めが大事だと思っております。

そうした中で、子供たちに対してはコミュニティスクールの流れもありますけれども、様々な人と接する中で、多様な感性だとか能力だとか磨いていただきたいと思っております。すいません具体性が足りなかったかもしれませんけれども、答弁とさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） もう3回質問しましたので、次に移りますけれども、いずれにしても教育というものが、後々に関わってくるという認識が大切なんだよということです。先生たちもこの子が大きくなったとき、社会に貢献できる人間に育てているか。社会貢献ですよ。これは全体の中の町民の方々がたくさん社会貢献されている方がおられますので、そういった子供たち育てて欲

しいなという思いは強いです。それが町民全体の願いだと私は思ってますよ。

ですから、きちんとした、押す、引く、上げる、引っ張る、横にやる、いろんなものを駆使しながら、教育というものは取り組んでいただかないと、甘っちょろい方向に行ったら私は昔型の人間ですから叱咤激励型ですよ。逆に私はそういったふうに育ってきたんですね。もう私の商売の先生なんて1時間、2時間の説教はざらですよ、毎日毎日ですね。そうやって育ってきました。そして今ここにいます。ですから私にとって適正負荷だったんでしょね。こういうふうになってしまうということで、ぜひ取組、この方策、それと教職員の方々がそれをきちんと教育基本法の第1条を広く深く理解していただいて取り組んでいただきたいと思います。

2問目に移ります。2問目は、振興総合計画と町長の選挙公約で使われました101の施策ですか、そういったものについて質問いたします。

この点については、前回、全員協議会でいろいろ説明があつて、今、第7次策定中ですのでどういった形で取り組んでいくという説明がありました。私も委員長という立場上、策定委員会に入っております。ただその中で2、3名ほどの声が出ました。町長の101の施策、選挙公約はどういうふうになっているんだて。それをやるんじゃないかというようなことを言われました。

私が言いました。あれは選挙公約であつて、選挙戦略の一つであつてそれは町の方向性とは関係ありません。ただ町長がなられたからには、それに取り組んでいかれるはずですよ。この振興総合計画、これは別の自治体の資料ですけども、法的に作りなさいという性格の地方自治法の中に組み込まれたものだったんです。

ところが地方分権というものが進んでいきまして、それを廃止するという形になりました。要するに、地方の裁量に任せるよという形に変わってきたわけです。

しかしながら、きちんと法律は守りながら、その枠内でしなさいよということです。我が大津町に至っては、まちづくり基本条例、これに振興総合計画のことが14条でしたか明記されております。まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画。この条例の理念に従い理念ですよ。策定されるとともに新たなニーズに対応できるよう不断の検討を加えると書いてあります。この理念というところが非常に重いんですよ、実は。この理念をどういうふうに捉えるかが、地方自治の発展にはかなり影響してくると思います。

その理念で、一体何だい。それはまちづくり基本条例の前段です。大津町は江戸時代から宿場町として栄え、先人たちの努力、町を愛する多くの人びとの英知により発展してきました。私たちはいにしえにより、先人たちが守り続けてきたこの美しく豊かな自然に培われてきた文化、起こし育ててきた産業や伝統、助け合いの精神を守り育て将来へ引き継いでいかなければなりません。まさしく理念ですね。

町長の101の選挙公約というのは、あなたが考えられてどういったデータを集められたか。あなたが経験上にいろんな経験をされた、勉強をされたその中で、出されてきたんだろうなとそういった推測はします。しかし今度の総合計画の策定にあたりまして、様々な深読みのヒアリング調査なり、いろんなデータいろんなものを集めて作っていくわけでありまして。ですから一個人の思い、

これは町長になられたんですからそれは出していいんです。しかし、それと振興総合計画の中に組み込むというのは非常に納得がいかない。この前の全員協議会で、ちょっと資料はありませんけれども、あのときに町長の101の施策と振興総合計画が一緒になって作っていくような図が書いてありました。2ページ目かなんか。

これって大きな理念の理解がないのかなって私は思いましたね。あのとき黙りました一般質問で言うから。全く性格が違うんですよこれ。それを振興総合計画の中に入れるっていう、これ愚策です。これは今言った理念にあった先人たちの多くの思いは達成できないです。町長が101の施策をやるのは任期中の間にやるんですよ。あと3年ちょっとです。その間に達成すべきあなたが掲げた施策なんですよ。振興総合計画は、恒久的な目的を達成するために作るもんなんです。皆さんに理解してもらいものなんです。性格が全く違う、それをせっせせっせと職員が作っているのであるならば、職員自体が振興総合計画を理解していないと。私が議員になったときに、そのときの議会事務局のとっても頭がいい女性の方がおられました。指導を受けました。「永田議員、振興総合計画に沿って町は運営されていますから、しっかり読んでくださいよ。」って言われました。「それと議員必携ですね、しっかり読んでください。」じゃないと本当の議員活動にはなりませんよって。優しい声をかけてもらいました。

ですから3か月に1度の定例議会で必ず一般質問をします。3か月に1度の定例議会です。そのときにしか町長と教育長とこういった議論ができないわけですから。何も言わない人たちは何を考えているのか私はわかりません。当たり前に言いたいことはまだ山のような私がありますよ。それでもその中で選んでくるんですよこういったやつは。前回の選挙のとき、無投票になってしまいましたけれども、これは選挙ピラですよ。そのときに、ピラが解禁されましたので、このときにも私は振興総合計画、これについてアピールしようと思いました。これは私のそれこそ選挙戦略ですね、そのときの。振興総合計画という位置づけを私は愚直に守っているつもりです。まさしく大津町の理性でありそれが固まった理念、普遍なものですよ。こういったものと町長の101の施策は性質が違う、あれが悪いとは言いません。性質が全く違うと私は言いたいんです。このことについて町長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の質問にお答えをいたします。

現在策定中の第6次大津町振興総合計画後期基本計画は、町の最上位計画として、住民と行政の共通の目標を示す計画であり、来年度から4年間のまちづくりを実現するための指針として位置づけられるものです。

この後期基本計画作成においては、前期計画の成果と課題を明らかにし、その対策を見極めるとともに、町民アンケートや懇談会などにより町民の皆様の声を伺い、これからのまちづくりを展望した計画づくりができるよう、検討を進めております。

総合計画に関しましては、議員のほうからもありましたけれども地方自治法において、市町村はその事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政

の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められていました。

しかし、平成25年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、町の判断に委ねられました。

こうした中、大津町においては、基本構想を含む振興計画は、町の総合的かつ計画的な行財政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を示すものであることから、今後も最上位計画として位置づけ、大津町まちづくり基本条例で策定を義務付けるとともに、大津町議会の議決すべき事項を定める条例において、総合計画の基本構想及び基本計画を議決案件としております。

また議員御承知のとおり、第5次振興総合計画までは、前期5年、後期5年の10年度計画でしたが、より首長の公約や方針などを反映しやすくするために、現行の6次計画からは前期4年後期4年の8年間と上程された経緯がございます。

この総合計画と私の具体策との関係性は、永田議員のほうからも3月の定例会のときもいただいております、その際も議員からは住民の方々の多くは総合計画の内容を理解していることのほうが少なく、多くの住民の方は具体策のほうを重視して投票し政治選択をしているかもしれない。

しかしながら一方で、総合計画は財政計画も踏まえ、これまで積み上げられた議決されたものだからこそ具体策と振興総合計画、基礎的な計画との整合性をしっかりと図らなければならないという御指摘をいただいております。

その際にもお伝えしましたが、この整合性という点につきましては、私も当時、議員として審議承認した総合計画と私の101の具体策は対立するものでは中身的にはございません。基本的な考え方としては重なる部分も多くあります。

ただ、一方で私の具体策には、これまで総合計画にはなかった切り口も少なからずあります、しまた今月の全員協議会でも御指摘をいただいたとおり、この間新型コロナの蔓延やTSMCの計画をはじめ様々な劇的な外部環境の変化もあるためその点の整理も必要だと考えております。

101の具体策どのように作ったかというところなんですけど、もちろん住民の方の意見をしっかり聞きながら8年かけて作ってきたものでございます。またその上では、私自身も再度総合計画を読み込んだ上で作成したものでございます。また社会情勢の変化の中で、今後私の具体策に関しましては、見直しを迫られる部分もあるかもしれませんが、背景は代わらなくても例えば住民の皆様や職員の中から目的を達成するためのより良い手法が出てくるかもしれません。その際はあくまでも向き合うべきは私の掲げた政治手法の実現ではなく、より良い住民生活と町の未来の実現ですので、その点は間違わずに、ただし仮に私の具体策に見直しがある場合には当然に政治家として説明責任をはたしながら住民の皆様真ん中に進めていきたいと考えております。

また、御指摘のとおり現行の総合計画の中身をほとんど御存知ない方が多数おられると思います。より分かりやすいものとするのももちろん、多くの方の参画を得ながらともに作り上げていくことが、行政だけで全てを担うことは難しい時代において、まちづくりを住民の皆様と協働して進めるために必要不可欠だと思っております。イラスト上はかなり同じ流れで見えるようになっており

ましたけれども、しっかりと基本構想あるいは総合計画を尊重しながら進めたいという考えは一致しております。

その点に関しまして、住民の声の反映というところで、全員協議会でも提示させていただきましたが今回の策定にあたっては、これまでの取組に加えて新たに町民全体の自由意見の募集や中学生のヒアリング、町内団体へのヒアリングを行うとともに、12月には通常の住民懇談会に加えてオンラインの座談会も予定しております。また、無作為抽出のアンケートにつきましては、これまでは30%の回答率でしたが、選挙後の興味関心の高まりもあるかとは思いますが様々な工夫をすることにより、50%という非常に高い値となっております。

また合わせて職員参画、職員理解も大切ですので、素案づくりにあたっては各課への丁寧なヒアリングや意見交換を行うとともに、今後は若手も含めた全ての職員に住民懇談会に参加してもらい、さらに別途意見アンケートも提出してもらうような形で進めております。このように新たな総合計画の策定にあたっては最終的な仕様はもちろんです、策定プロセスも大切にしながら総合計画と具体策の整合性を社会情勢の変化や住民の皆様からのアンケートや、懇談会での声も反映しながら高めていき、より現状に即したまた多くの住民の皆様にご理解いただけるものになりたいと考えております。

また完成後も、幅広い浸透を図ることで多くの住民の皆様と方向性、未来図を共有しながら総合計画の効果的な推進を図りたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

私の見立ては、あなたの101の施策というのは、振興総合計画は抜いてるなというの大体予測をしてました。実際、振興総合計画が作りなさいとってから、随分時が経ってますのでいろんなほかの自治体の振興総合計画を私もパラパラパラとずっと若かりし頃、議員になった当初の頃見ました。それを思い出しますれば、一口にこの辺の言葉で言うなら、似たりこすったりなんです。基礎的なものはやはり外れてないんですね。そこから地域の特色、それこそ、その地域だからこそある理念が加味されていてっていう、それが振興総合計画。それはやっぱり教育の分野にしても、福祉の分野にしても、トータル全すべてから網羅しておりますんで、これを個人の能力だけで全部書き上げていったらかなり難しいんです。だから前例となるものというものを、それをより良きものとしてアピールしていくのはそれは選挙戦略としてももちろんいいんですよ。いいんです。ところがそれを先ほど説明されましたけれども、それに自分のを組み込んでしまわなんて思っているわけではないが、より良きものになるのならばというふうに理解していいんですかね。そういったことを考えたときに、例えば基礎的なものをずっと遡って考えますれば、日本という国は法治国家でありまして三権分立の国なんです。権力を集中させたらいけないんです。そのために三権分立はあるわけですね。あなたは今大津町という行政圏の執行権者ですね。だからこそ慎重にってください。あなたがすべきは、例えば来年の3月1年の施政方針をぎゅっと詰めて言われますよね。その中に組み込んでいくべきなんです。そしたら新しい取組としていろんな人たちも

理解して行って、そこで議論が生まれるんです。だからその時に議会が町長の出すそういった施政方針について質問して、そして石橋を叩くが如くその政策って調子はいいじゃないか、頑張ってるやいなさいよと言われるのか、これはだめだよと言われるのか。そこが議会なんです。

だからあの出し方を全協でされたときに、職員がこういったことに一生懸命やってるのかっていう愕然としましたもんね。はっきり行って。あの図を見て、あんたらは何年その職員をしているのという感じですよ。もう少し勉強せえという話ですよ、そういった形に。だからあなたに権力を集中させたらいけないために議会がある。かといってあなたを認めないと言っているわけじゃないんですよ。やはり町民の方々が窮しないように、負担が増えないように、もっといい方法はありませんか、私はノーというのが得意ですから、まだ別にいい方法があるはずと私は言うほうですよ、よく。だからそういったもので積み上げて行ってより良きものを完成型に近づけるんですよ。それが議論の素晴らしさだと思っております。三権分立と言ったときに、あなたへの力の行政権の集中というのが非常に危惧される、この三権分立に似た権力の集中、これの説明に私は感じました。あの説明がですね。そんな権力を集中させたらだめじゃないかという私の持論です。誤解されないようにしておいたほうがここは重要な点だと思っております。民主主義の世の中です。ですからみんなが納得して、本当に理解されて、さすが金田町長、若くてバイタリティーがあつてと言われるためには、やはり出し方も少し考えてもらわないとあの出し方は最悪だったですね。本当頭かんかんきてましたもんね、私も。この点についてあなたの施策は任期制ですから、それを下手に取り組んでもらっては私は困ると思えますけど、この点について再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員の再質問に答えをいたします。

改めて総合計画と私の具体策の関係性というところでございますけれども、まず前回議員からも御指摘ありましたけれども、なかなか総合政策というのは住民の方は浸透していないというところでそこはちょっと問題があると思っております、今までの行政計画を越えて公共計画として位置づけできないかと様々な工夫を今取り掛かっているところでございます。

また一方で、私の具体策なんですけれども、やはり4年に1回の政治選択というところで住民の多くの方は、内容を見て選択する方多いと感じてはおります。そうした中、私の101の具体策をそのまま総合計画、あるいは基本計画に載せてしまえば、それは権力の集中というか横暴な話になってしまいますので、その点も踏まえまして、あくまでも元々の当計画を尊重しながら、その中で再度検討委員会の方も含めあるいは住民の方からの御意見懇談会、あるいは職員の声も含めながらしっかりと精査して取り組んでいきたいと思っております。

その中で先ほどお伝えしましたけれども、その実現が町のほうにマイナスになるのであれば、あるいはあまりにも基本構想とそぐような内容であれば見直しも必要であると思っております、ただその際は私が政治家としてしっかりと説明責任をはたしながら、仮にそれが認められるのであれば次の選挙のときに結果が出てくるのかなと思っております。いずれにしろ具体策をそのままこれに盛り込もうとは思っておりませんので、そこは尊重しつつも上手に声を聞きながら、あるいは

今の時代背景、時代の流れも踏まえながら整合性をとっていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。午後2時10分より再開します。

午後2時00分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問をいたします。

3問予定しておりましたが、3問目は都合により取下げます。ホンダ熊本の都市対抗野球準優勝おめでとうございます。優勝できなくて残念ではありますが、優勝は来年の目標としてとっておきましょう。交流センターで決勝進出を見届けたあと、家でテレビタミンを見ていました。「ただいま入ったニュースです。都市対抗野球でホンダ熊本が決勝進出することができました。」と報道されると、スタッフ全員が満面の笑顔で拍手をしました。翌日の熊日新生面にも取り上げられました。県民みんなに喜んでもらえてうれしい限りでございます。19年前に決勝進出したときには、私は議員1年目でした。金田町長は、町長就任早々決勝戦の応援に参加することができました。誠に喜ばしいことでございます。運を持っている方だなと私は感じた次第です。

1問目は、人口増加の施策です。2016年4月に発生した熊本地震のあと、一時的ではありませんが大津町の人口は減少いたしました。そのとき、私は人口を減らしてはいけないという題目で一般質問をいたしました。今回はその続きという意味での質問でございます。

質問に、家入町長は次のように答弁されております。6月末から7月末にかけては2か月連続で人口が減少しています。しかし、8月には41人の増加に転じております。増加に転じたものの2か月連続で人口が減ったのは、熊本地震による影響ではないかと思えます。復旧復興のスピードを上げていきたい。町では本年3月に大津まちひとしごと総合戦略を作成したところであり、具体的には企業誘致課を中心として、町内での企業と学校の情報交換会やより広域な若者定着プロジェクトに取り組み、地元企業と就職希望者高校生とのマッチングを図ることで地元で働くことのできる場を確保し、若い世代への人口増につなげていきたいと考えており、総合戦略を踏まえ各種戦略政策を今後展開していきたいと述べられております。

さらに杉水総務部長の答弁では、議員の話された内容と重複するところがありますが、大津町は昭和31年8月に1町5村が合併して現在の大津町が発足し、合併60周年を迎えたところでございます。合併後人口が減り続け、昭和50年には約1万8千人まで落ち込みましたけれども、その間、昭和46年には新熊本空港が開港し、翌昭和47年には国道57号バイパスが竣工するなど交通の便が良くなり、町の農村地域工業導入促進法による企業誘致政策を進めて、昭和51年に本田技研工業熊本製作所が創業を開始するなど、住環境や働ける場が整備され、昭和55年には国道325号線バイパスが竣工し、さらに交通の便が良くなりました。人口も2万人まで増えたところで

その後も平成6年には、中核工業団地が完売し、新たな工場も進出するとともにJR九州による美咲野住宅団地が整備され、さらに町ではこども医療費の対象年齢を拡大するなど、子育て支援にも力を入れながら、大津町の住みやすい環境づくりに取り組んできたところです。その結果今年の5月末には、人口が3万4千215人になるなど順調に伸びてきたところでございます。

今回、熊本地震が発生し、人口が2か月連続で減少したところでございますけれども、その内訳は転出によるものが多く6月には159人、また7月には145人の方が、大津町から転出されておられます。その転出先については、6月には約3分の2にあたる103人の方が、7月には約半数にあたる71人の方が県外に出て行かれている状況です。

なお、8月末の人口は、前月比でプラス41人と人口増加に転じております。地震の影響で勤務先が被災したため創業がストップし、県外の事業所に配属されることになったといった仕事関係によるものや、被災直後自宅に住むことができず、しばらくは県外の親族の家で身を寄せているといった住居環境によるものが多いのではないかと推測しているところでございます。と答弁されております。

先ほど本田技研工業を誘致した農村地域工業等導入促進法とは、そもそもは高度成長期において、農業と工業の均衡ある発展を図るとの要請から農村地域における工業の立地を促進し、新たな雇用を創出するものとして制定された法律だったようです。

この法律は、その後改正され、農村産業法として残っているようでございます。家入町長が言われた、まちひとしごと創生長期ビジョンが実績を残したかは不明でございます。さらに私は、県が企業誘致しないと、県下全体が勢いがなくなる。蒲島知事はもっと頑張ってください。家入町長の子育てに対する姿勢、保育園に対する姿勢を高く評価していること、企業城下町であると同時に、若い御夫婦が子育てしやすい町であることを望むということをお述べました。

この質問をした5年前の人口と今を比較してみます。時代のトレンドを掴むためにも大津町だけではなく、全国の主な地域を見てみますと、2015年10月1日の人口速報から東京都1千350万人現在は1千396万人、46万人の増加でございます。福岡県510万人、現在は511万人、ほぼ変わらずです。熊本県178万人、現在は174万8千人、3万人減少でございます。2016年6月1日の推定人口菊陽町4万1千人、現在は4万3千人で2千人増加、2016年5月末、大津町3万4千215人、現在2021年11月末、3万5千757人、1千500人増加です。当然ですが発展している地域の人口は増加します。人口が増えればさらに求心力が増えます。新しい店舗、飲食店ができ、それを目当てに人が集まる。利便性が増して、住宅が増える。良い環境が出来上がります。大津町も人口は増加していますが、隣の菊陽町、合志市はさらに増えております。住宅会社による街の住み心地ランキングでは、1位菊陽町、2位合志市、大津町は9位でございます。熊本地震後に南郷谷への連絡橋として、阿蘇長陽大橋、新阿蘇大橋が、阿蘇谷への連絡道路として、国道57号北側復旧道路が完成しました。阿蘇大津間の交通の利便性は向上いたしました。南阿蘇鉄道の天津乗り入れも現実味を帯びてきました。今、大津に移住する人は阿蘇の方が多いと言われております。菊陽にできる予定のTSMC従業員のための住宅用地が必要になるだろ

うという期待もあります。大津町が大きく飛躍するチャンスです。菊陽町、合志市に負けないように頑張ってもらいたいと思います。町サイドから人口増加に向けて積極的に計画推進してもらいたいところでございます。大津町の現状では、何もしないで成り行きに任せて当面は人口は増えるかもしれません。それでは脳がありません。かつて西岡元町長は民間企業 J R と協力して美咲野住宅団地を計画推進されました。団地が完成したのは荒木町長のときでしたが、長期ビジョンを持って町の発展に貢献された西岡町長はグレイトメイヤー、偉大な町長だと言われております。今美咲野には3千人が住んでいらっしやいます。もちろんこのとき、農地を開発して宅地に転用したはずで、県の許可が要ったはずで、この頃は高度成長の頃だから大規模開発が各地で全国各地で展開されましたが、今は小規模開発がメインだと思います。このように町が計画して信用のある民間業者に開発してもらうことが大事だと思います。5、6件の小規模開発にも町は懇切丁寧に協力してあげるべきです。これは町の発展のためです。金田町長のリーダーシップに期待します。

先ほど述べましたように、11月末の大津町の人口は3万5千757人です。10月末から71人増加しております。今の大津町は住宅を必要としています。そこに立ちはだかるのが農地法から導き出される農地と農振地の規制です。この規制を緩めないで住宅地はなかなか増えません。

これは学区の問題と絡んできます。仮に東小学校や北部小学校の周りに新興住宅地ができたすれば、移転や廃校の心配はなくなります。規制があるからできないと言われるかもしれませんが、規制を作ったのも人間だし、廃止するのも人間です。過去にとらわれずに時代に合うようするのが改革ではありませんか。

国の法律ではあるが、この法律が時代に合わず、国の発展を阻害している一つの要因だと私は思っております。農地法と農協法は今まで国の農業を担ってきました。何年前かに農地法から発生する農業委員会法が改正されました。農協も改革の途中にあります。これまで J A のトップに君臨した J A 全中は地域農協に対して、品質に関わりなく同じ条件で農作物を農家から買い取って販売するよう指導してきました。農家もそれに甘んじて、やる気をそいだと言われております。資本主義の基本である競争心に欠けるということでしょうか。その改革のために、農協の頂点にある J A 全中は監査指導の権限を解かれて社団法人となりました。これは安倍総理の農協改革です。今度外務大臣になられた林芳正氏は将来の総理大臣と言われております。誰もが認める優秀な政治家です。その人が農林水産大臣のとき、これからの農業は海外に向けて展開すべきであると述べています。今日本を含め世界はグローバル経済です。改善、改革、独創的な発想がないと世界から遅れをとりま。またネットの時代でもあります。良いものは農協を通さずに直接消費者に販売するようになったのです。農地も規制緩和が必要です。農地転用の権限を持つ蒲島県知事に頑張ってもらいたいと思います。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、大津町は本田技研工業が操業を開始した1970年代から確実

に人口が増加してきました。現在、国や県全体では人口が減少し、県内の多くの自治体で人口が減少する中、大津町の人口は増加を続けております。大津町は、御紹介がありましたとおり、先人たちの様々な努力が創意工夫によって人口の増加が我が町の発展をもたらし、さらに町の発展が人口増加をもたらすという好循環の中にあると考えております。

さらに、今回の菊陽町への台湾企業T S M C 関連進出は、町のさらなる発展に向けた大きな好機と捉えております。T S M C では新規雇用1千500人を予定し、関連企業においても同程度以上の雇用が見込まれとの報道もあっております。雇用される方々の居住地や関連企業の立地先として大津町も十分圏内となりますので、この好機を最大限生かせるように町内においても、先日お話しした関係部署による横断的なプロジェクトチームを立ち上げておりますので、全庁的に対策を検討していきます。

大津町はこれまで農工商併進の町として発展してきました。この方針は大津町のアイデンティティー、かつ強みであり今後も踏まえるべきものであるとは考えております。一方で議員御指摘のとおり、社会情勢の波にのりこの好機を生かすためには、都市計画や農振計画等において将来を見据えた柔軟かつ計画的な土地利用が重要であると考えております。土地利用にあたっては、御指摘のとおり各種規制がありますが、今後のさらなる町の発展に向けた土地利用の推進を図っていきます。

またT S M C 以外にも今後数年から10年程度のうちに、新空港ビルや東海大学臨空校舎の完成、南阿蘇でのI T スクールの開校、南阿蘇鉄道のJ R 肥後大津駅への乗り入れ、中九州横断道路の開通、空港アクセス鉄道の着工完成など町の発展に関わる新たな変化が次々と起こることが見込まれております。

また、人口に関しましては、先ほど阿蘇のほうからたくさん来られていると話がありましたけれども、おっしゃるように分析してみますと、多くは阿蘇方面の方からの流入者が多く、かつ一方で合志、菊陽、熊本市に対しては、人口がとられているという言い方が正しいか分かりませんが、流れているような状況にあります。そうした中、今後ではどのような形で人口を増やしていくかというのも重要なテーマになってくると思います。先日の一般質問の答弁でもしましたけれども、やはり、これからT S M C 関連の企業が入ってくる中で、労働力をいかにして確保するかという観点もありますので、また人口を増やす施策、あるいは増えることによるインフラ面、待機児童面、そういったことも幅広く考えながらプロジェクトチームも合わせながら、あるいは近隣市町村、国、県とも連携しながら諸々進めていきたいと考えております。リーダーシップはもちろん未来を予測する想像力と、新たな姿を描く想像力を持って取り組んでいきます。

詳細につきましては、総務部長より答弁をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 熊本地震からの復興として、阿蘇方面への交通インフラが全面復旧したことによりアクセスが大幅に改善されたところです。これまでの人口流動におきましても、先ほど町長のほうからありましたように、阿蘇方面からの人口流入がある一方で熊本市、合志市、菊陽に対しては、特に若い世代で実質的な人口流出となっておるような状況です。住む場所としてより多

くの方々に大津町を選んでもらうために、暮らしや仕事の場としての町の魅力をさらに高めアピールをしていくための取組も引き続き必要であると考えております。

今回の大津町のさらなる発展の追い風は、菊陽町へのT SMCの進出だけではなく、南阿蘇鉄道のJ R乗り入れの可能性や、中九州横断道路の整備など本町は交通の利便性や拠点性などにおいて大きなポテンシャルを有しており、長期的な視点で見れば今大津町は今後の町の発展における重要なターニングポイントにあると言えます。このチャンスを生かし、町のポテンシャルを最大限に引き出していくためには、町として今後どのような施策が必要となるのか、先ほどお話があつてますが町内の組織横断的なプロジェクトチームを作っておりますので、そこで具体的な検討をして参りたいと思っております。

次に御質問いただきました、開発を進める際の農地法などの土地利用を制限する法律への対応につきましては、過去の事例として先ほど議員もおっしゃいましたように、本田技研工業熊本製作所がございます。

農業生産所の価値が特に高い第1種農地などは原則として転用が許可されておられませんけれども、当時の例外の一つとして先ほどおっしゃいました農村地域工業導入等いわゆる農工法ですけれどもこれによる転用があり、この制度により企業用地として転用することが認められ開発が行われております。これによりまして、新たな地元雇用の創出等にもつながったところでもございます。

農工法につきましては、平成29年の改正により名称が農業産業法となっております。現在はこの農村産業法のほか、地域の成長産業に対しての投資を通して地域経済の成長を図るための法律である地域未来投資促進法に基づく土地利用調整によって、有料農地の企業用地転用への道が開かれているところでもあります。

先ほどありましたように、議員からありましたようにJ R九州による美咲野団地の開発により、宅地の開発に加えまして新たな小学校の開校など人口増に大きく寄与したところでもあります。また近隣の自治体の開発事例としまして、大津町から菊陽町に移転した病院関係の事例がございます。この病院につきましては、市街地調整区域内にありますけれども、医療法に基づく病院となりますので都市計画法の規定により、広域上必要な建築物として開発行為が認められたと聞いております。このように現行の法令においても、土地利用の制限がかかる場所への開発は不可能ではないと認識をしておるところでございます。もちろんそのためには、適切な開発計画や県をはじめとする関係機関との協議が必要不可欠となりますので、町の長期的発展を見据え、町全体をどのようにデザインをしていくのか、総合的なまちづくりの観点で土地利用を計画的に進めて参りたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 再質問いたします。

本田技研熊本工場は166ヘクタールです。農村地域工業導入促進法に則り、農地を工業用地にしたわけです。これによってどれだけ多くの農家の方々が助けられたか、はかり知れません。都会に出稼ぎに行った人たちが地権者として、本田技研という一流企業の社員になれたのです。農地を

そのままにして農地として活用していたら、生産性が上がらずに荒地になっていたでしょう。町長、総務部長はどう思いますか。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

議員から御紹介ありましたとおり、本田技研の進出にあたってはそのようなこともあったと伺っております。

一方で、現在土地の規制がかかってない地域におかれましても、民間の開発のお声がある中で、やはり作物を作りたいからそのままという声があるのも伺っております。総合的なお話がありますので各農家さんの意向、プラス町の進むべき方向性というところで、全体的調整を図りながら町の発展に寄与していきたいと思っています。

また、大きな土地の中で、町全体の発展に寄与するものであれば、国、県とも図りながら在り方を調整していきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 全体的な考え方については、今町長が申し上げたとおりでございまして、農工法についての本田技研のお話があったかと思えます。これまでも大津町は農工商併進ということでまちづくりを進めて参りましたけれども、そういった中で町は発展しております。当然農業を守るためには、農地は守らなければならないという一方では、やはり時代のトレンドの中でどういったまちづくりをやっていくかということが重要なことになるかと思えますので、グラウンドデザインの中で土地利用計画を進めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 再度、質問します。

先ほども西岡町長による美咲野住宅団地開発は、その後の住宅需要を見越した大津町発展のための施策の一つです。開発業者に知名度と信頼度のあるJRを選択されたのも英断です。大津町の人口増加に対して、美咲野団地が果たした功績は大だと思えますが、町長も参考にしてもらいたいと思えます。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員からの再々質問にお答えをいたします。

大規模な住宅地開発というところだと思います。質問の中でもミニ開発のお話もありましたけれども、やはりミニ開発ですとインフラ整備等に非常にお金がかかりますので、集約というところでは良い考えだと思っています。

また、JRのスポーツの森駅のお話もありますけれども、やはり駅を造っただけでは経済効果等もなかなか見込めませんので、その中で住宅エリアだとか、商業エリアだとかそういったものを一体的に考えていきたいと思っております。そのほかの地域に関しましても、先ほどお話をしている今後の産業活性化による労働力不足というところでも、ではどこに居住地を設けるかというお話も出てきますので、町内全体的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） まとめといたしまして、熊本県の市町村の人口の推移を並べてみます。菊池市2021年1月1日、4万7千990人、10年前と比べて4千219人の減少、阿蘇市平成17年3万154人、令和元年2万6千199人、3千955人減少、山鹿市、平成17年5万7千726人、平成27年5万2千264名、5千460人減少です。というふうに農村部は減少が著しくいことが分かります。

これで1問目は終わります。

2問目に入ります。職員のやる気についてです。先日、職員採用試験が行われました。町長は変化の激しい現代において、町職員として、住民の皆様の暮らしを守り、町を発展させるためには町に必要なものは何かを自ら考えて、提案、行動できる前向きさや情熱が必要です。また、役場一丸となって住民の皆様と町を良くするためには、チームワークで仕事をする上での他人の意見をまずは受け止められる率直さや柔軟さも大事です。大津町では、そうした資質を持ちながら全体の奉仕者である公務員として仕事の意味合いに価値を見だし、町の発展を共に喜べる、そして責任を持って仕事に臨むことができる一生懸命な人を求めていますと述べられております。

面接が大事だと思うのですが、町長の思いは実現できましたか。1次試験で学科の順位を決めて、上から何人かを面接する方法だと思いますが、その方法で町長の期待する人材を確保できたか、できなかったら今後どのような方法にするかを問うものです。

2番目、町長の公約はトップダウンとして部長、課長に指示されたと思いますが、うまくいっておりますか。

3番目、議員が一般質問を提出すると、関係課の課長が聞き取りにきます。課長が町長の答弁を下書きしているようですが、議員は課長の意見、答弁を求めているではありません。町長が最初に中身を読み、町長の方向性を課長に指示されたほうがよいではありませんか。

以上、質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 坂本議員の2点目の質問についてお答えをいたします。

公務員は、全体の奉仕者であると同時に、まちづくりには、欠かせない役割を持ち合わせております。大津町の発展のためには、職員の力は不可欠なものであります。役場の職員採用試験につきましては、1次試験は、議員御指摘のとおり学力試験を町村会に委託して、菊池地域2市2町合同で実施をしております。ここでは、公務員としての基礎的な学力試験や適性試験が行われております。

次の2次試験は、各市町村において実施し、集団討論と面接を行っております。採用にあたっては、まちづくりに前向きで情熱があり、大津の住民生活と町の発展のために価値と自己達成感を見いだしながら取り組めるマネジメントでいうと真摯さを持ち合わせた一生懸命な人材を求め面接を実施しております。

特に着目点としては、本人の処理能力やコミュニケーション能力、プレゼン能力はもちろんですが、日々変化をする現代社会において、順応できたチャレンジ精神や、やる気、素直さに満ちた成長意欲と伸びしろ、さらには郷土愛護を持った人材を採用し、さらに採用後もしっかりと人材を育成することにより、住民からの信頼を得て、より良いまちづくりができるものと考えております。

私の思いが採用において実現できたかという問いに関しましては、秋の採用においてはこれまでの人材に負けず劣らずの素晴らしい人材が内定を出せたと感じております。今後も、面接や募集方法等も検討しながら、人材確保に努めていくとともに、年中を問わず採用した職員を力強く育成するための全庁的な仕組みづくりも行っていく考えです。

次に、私の政策的な具体策や基本方針につきましては、初心などによる全体発信はもちろん、就任直後の各課とのミーティングの場を持ち、重要テーマについては再度細かく伝えたところでございます。また特に初心でも述べさせていただいた基本方針については、重要な項目や視点、切り口考え方は個別あるいは各種会議などでも、時にはキーワード化しながら繰り返し伝えることで職員と共有するとともに、三役と部長を中心に毎週実施している定例町政会議においても、指示や情報共有を行いながら町政に反映させています。こちらうまくいっているかという問いに関しましては、就任から1年未満ということを踏まえれば、業務量や他の優先事項等との兼ね合いから項目に濃淡はありますけれども、しっかりと基本構想にある目的を達成するための私の各具対策の内容と意図をしっかりと理解して、あるいは迷う場合には私に逐次確認しながら進めてもらっており、全体としてみれば、当初の私の想定よりは在り方も含めて諸々の事項を迅速化かつ着実に進めてもらっていると認識をしております。

ただ一方で、長年の組織文化ややり方、考え方がギャップがあるのも事実ですので、一方的ではなく、私自身も職員の声を聞くことはもちろん、これまでの経緯や前提を踏まえながら一層の意識、認識共有に努めたいと考えております。また、来年度は組織目標と人事評価項目を高いレベルで連動させるための仕組化による政策推進も図る予定でございます。

また、一般質問の答弁につきましては、まず、まちづくりの方向性をしっかりと共有した上で、議員のおっしゃる通り、担当部長と課長により質問の趣旨について聞き取りをさせていただいております。その中で、担当課が抱える課題や困難な状況をお話する場面も当然あるかと思えます。通告書の締切りからヒアリングまでの期間が限られていることから、答弁書から派生した最後の内容等については担当課に伝えきれてない部分もあるかもしれませんが、その後の答弁案の作成においては、限られた時間の中でも私と担当課において協議を重ね、どうやって課題を解決していくかを検討しております。

さらに途中及び最終的な答弁は、全て私が確認して時には大幅な加筆修正も行っておりますので、私の考える政策の方向性を十分に反映したものをお答えしているものと思っております。

またもちろん、各課各部長の考えやり方も尊重しながらでありますけれども、それを繰り返す中で3月、6月、9月議会の答弁書素案よりも説明の構成や論理構成に至るまで、今回の素案のほうが各段に私の基本的な考え方を踏まえたものにはなっていると考えております。

そうした意味でも、職員による私の政策理解度は高まっているとは思いますが、私のほうも先ほど基本構想等のお話もありましたけれども、役場の実情等も理解しながら、時には寄り合いながら進めているところでございます。今後も一般質問に対しましては、質問の内容や趣旨を正確に捉え、それに対して、しっかりと町の考え方や方向性を示し、丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 再質問いたします。

1回の試験で人を見極めることは甚だ難しいことだと思います。私は前から職員の方の元々良いものをいっぱい持ってらっしゃるから職員の方の研修をやってくださいと、ずっと述べて参りました。そしてその研修を積み、時には聞き流しだけではなく、試験制度も導入してやっていくことも必要かもしれないと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 金田町長。

○町長（金田英樹君） 採用後の職員育成及び昇進における採用試験の導入と理解しましたがよろしいでしょうか。

そこに関しましては、私が着任から1年足らずですけれども、やはり業務で様々なやり取りをする中で、特に対象となるであろう係長、課長、部長の処理能力、思いということはかなり見えてくる部分がございます。ですので、職員の昇進においての学力的な試験というものも一行の余地があると思いますけれども、私あるいは部長、課長、係長がしっかりと現場と関わっていけば、試験以上に把握、見れるものであると実感はしているところでございます。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時51分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和3年第7回大津町議会定例会会議録

令和3年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和3年12月16日(木曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	4番 西川 秀貢
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理課 兼 会計課 長 元田 正剛 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 兼 行政係 長 吉良 元子 総務部長 藤本 聖二 兼 法制執務係 長 住民生活部長 坂本 光成 総務部財政課課長補佐 兼 財政係 長 大塚 昌憲 健康福祉部長 兼 新型コロナウイルス感染症対策室 長 矢野 好一 教 育 長 吉良 智恵美 産業振興部長 兼 併任工業用水道課 長 田上 克也 教 育 部 長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教 育 部 次 長 平岡 馨 総務部次長 兼 総務課 長 兼 選挙管理委員会書記 長 白石 浩範 農業委員会事務局長 高橋 和秀 総務部財政課 長 清水 和己

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 3号	県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する意見書」の提出について
議案第64号	あけぼの団地7号棟改修工事請負契約の締結について
議案第65号	令和3年度大津町一般会計補正予算（第10号）について

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 3 年 1 2 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 発議第 3 号 「県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する意見書」の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 議案第 6 4 号 あけぼの団地 7 号棟改修工事請負契約の締結について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 6 議案第 6 5 号 令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

なお、西川秀貢議員より欠席の届出がっておりますので、報告します。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に、令和 3 年 1 2 月 8 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 8 号関連、議案第 6 1 号、議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、請願第 2 号の 5 件であります。

当委員会は、1 2 月 9 日、審議の前に、所管事業の 1 か所の現地調査を行い、その後、委員会室

402において、執行部より付託議案の説明を受けながら、審議を行いました。

それでは、審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告をいたします。

まず、議案第58号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

産業振興部農政課におきましては、委員より、地域特産物産地づくり支援対策事業について、県の補助金ということは、町は補助金を全く出していない。見方によっては、この補助事業は町がしなくても県が直接行えばいいのではないかという考え方もできるが、町を経由するという事は、町は補助金を支払わないでよいが、事務的なことは町がやりなさいという考えなのかとの問いに、執行部より、補助金の内容は、地域特産物の産地づくりを目的としたお茶に関する事業となっておりますので、町もきちんと計画等を確認して、町を経由して補助金を支払うという事業になっておりますと答弁がありました。

県が直接行うということはないのかとの問いに、執行部より、産地づくりという面があり、地元と話をすることが必要となってきます。県から直接ではなく、町を経由して行う事業になりますと答弁がありました。

また委員より、申請時をはじめ、事業に関する様々なことについて、町が相談に乗ったり、協力をしますという形になっているということか。執行部より、その通りですと答弁がありました。

産業振興部商業観光課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、何年かに1回の大きな寒波が来て、水道管破裂や温水器の故障があることがある。その場合の町営住宅の対応は成り行きなのか。それとも、特別な対策を取っているのかとの問いに、執行部より、あけぼの団地の大規模改修工事では、お風呂などの給水施設の改修も全部行っていますが、それ以外は通常の修繕で対応しております。

また委員より、清掃手数料は入居者が負担しなければならないのではないのかとの問いに、執行部より、原則として、退去時に畳の表替えと障子やふすまの張替、また、入居者が故意に破損した箇所は入居者の負担で修繕してもらいます。しかし、あけぼの団地など、長年の経年劣化に伴い、壁の汚損箇所の塗り替えや床のフローリングの張替などが必要な場合は、町で修繕しておりますと答弁がありました。

委員より、公園遊具の点検体制はどのようになっているのかとの問いに、執行部より、年に1回の専門業者による点検や、職員が現地に行った際の目視確認を行っております。点検台帳などは整備していない状況ですので、今後整備し対応したいと思いますと答弁がありました。

意見といたしまして、経年劣化などによる事故が発生してからでは遅いので、チェックリストの作成など点検体制整備が重要であり、様々なツールを活用した住民からの情報収集体制も含め早急に検討することをお願いするとありました。

委員より、あけぼの団地改修工事をしているが、今の入居率は維持できるのかとの問いに、執行部より、あけぼの団地の実質的な入居率は77%であります。改修した5棟につきましては89%となり、改修工事の成果は上がっていると思います。しかし、改修後の3号棟については、募集し

でもなかなか集まらない状況です。今、長寿命化計画を策定しておりますので、適正な団地の戸数や改修計画を立てている状況ですと答弁がありました。

また委員より、町営住宅のホームページを見たが、間取りや家賃について記載がなくわかりにくかった。スマホやインターネットで情報を収集する人が多いと思うので、民間の不動産屋さんみたいな工夫が必要ではないかとの問いに、執行部より、ホームページの内容や募集方法も含めて再度検討したいと思いますと答弁がありました。

また委員より、町の入居者審査会でも応募方法を見直すなど、同様な意見が出ていた。借りる人の立場になって考えることが大切ではないかとの問いに、執行部より、入居者審査会でもいろいろな意見をいただいていますので、今後は民間活用や民間委託なども視野に入れて検討したいと思いますと答弁がありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、町道杉水水迫線の排水施設の最終放流先はどこになるのかとの問いに、執行部より、施工箇所北側にあります日向川水系の排水路になりますと答弁がありました。

委員より、放流先が日向川水系ということだが、今後菊陽町で計画されている大規模開発の放流先も日向川になると思われる。日向川の排水能力オーバーの可能性もある。熊本県への今後の日向川改修計画等あるのか情報の確認をしてほしいと問いがあり、執行部より、熊本県の担当部局に日向川の今後の改修計画やセミコンの排水計画を確認しますと答弁がありました。

また委員より、開発に係る調整池設置などにより排水の総量は変わらないと思うが、氾濫した経緯等はあるのかとの問いに、執行部より、T S M C の大型開発についても南側もしくは北側に排水されるか確認しますと答弁がありました。

また委員より、今回の排水施設整備の工事区間は通学路でもあるが、児童・生徒の通学はできるのかとの問いに、執行部より、一部通行困難になる箇所もありますが、迂回などで支障がないように慎重に工事を進めますと答弁がありました。

また委員より、本路線は幅員が狭いが、本当に通行できるのか。地域住民への影響を考慮して工事すべきではないのかとの問いに、執行部より、一日の工事進捗は約10メートル前後であります。掘削し管を敷設して、埋め戻しを行うため、夜間は開放できる状態となります。原則、朝の通学に支障となる時間は避け、8時半から夕方5時まで工事を行い、夕方5時以降は通行できるよう開放いたします。日中の通行については不便になりますが、住宅内の他道路を迂回しての通行となりますと答弁がありました。

意見といたしまして、地元説明を丁寧に行い、理解を得たうえで工事着手してほしいとありました。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第58号関連は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

であります。

産業振興部工業用水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第61号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第62号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

都市整備部下水道課におきましては、委員より、室ポンプ場のフェンスの越境については、なぜこのようになったのかとの問いに、執行部より、昭和63年ごろ建設されており、詳細な理由は不明ですが、当時の測量技術も理由の一つと思われるかと答弁がありました。

また委員より、他にもこのような箇所はあるのかとの問いに、執行部より、あると思われるかと答弁がありました。

また委員より、宅地開発は路線の北側になるのかとの問いに、執行部より、路線の南側ですと答弁がありました。

意見といたしまして、今回のように判明してからでないに対応できないが、越境というのは好ましくない。しかしながら、当時の測量技術を考慮すると仕方ない部分もあるかもしれないとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成をいたしました。

議案第62号は、討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第63号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する請願についてであります。

紹介議員である山本議員より請願内容について説明いただいたのち、審議を行いました。

委員より、説明の中で長寿命化計画の予定はないとのことだが、架け替えではないのかとの問いに、紹介議員がお答えになりました。熊本県へ尋ねたところ、熊本県としては、県道山西大津線は、大津町と西原村を結ぶ重要な路線と位置づけられていて、大津町から西原村を抜けて南阿蘇方面に通じる観光や物流の重要なネットワークとなっております。森橋については、令和3年度に5年ごとの橋梁点検が行われております。熊本地震以降、橋梁の長寿命化のため補強工事を行っていますが、橋ができて66年が経過し老朽化が進んでおります。また、橋の南側の県道は道路拡幅もできており、橋がボトルネックとなっております。本年の点検結果を踏まえ、架け替えも含めた橋梁改修計画の検討を引き続き進めていくと聞いておりますとありました。

委員より、現在行われている県道瀬田竜田線のバイパス化とセットで考える内容ではないかとの問いに、紹介者より、県道バイパス化と一緒に検討する内容だと思われますとありました。

また委員より、請願書に書いてある内容を見ると西側に橋ができるということかとの問いに、紹介議員から、検討を進めていく段階ですが、架け替え事業は3年ほどかかるとのことで、その期間地元が困らないよう、今の橋を活かしながら西側に橋をつくるのか、仮橋をつくるのかを検討していくと思いますが、地元としては、今の橋を活かしながら西側に橋を架けてほしいと考えておりますとありました。

意見といたしまして、補足説明のあった部分は請願書に入っていないため審議できない。県も検討にあたり、調査はするだろうが、既存の交通を活かしてほしいという内容を記載していなければ、請願書に書いてある内容でしか理解はされない。説明の中にあった、以前説明会で県が架け替えを考慮するという話が挙がっていたのであれば、それを記載すると説得力が上がると思われる。一方で、他の路線も含めて何十年も前に計画をしても地元の協力がないために事業が進まなかったという歴史もある。県はその辺りの記録は取っていると思われる。ポイントを抑えて、住民の思いが届くように整理をしてほしい。請願書を出すからには勝ち得ないといけないと意見がありました。

委員より、県の今後の手続きはどのようになるのかとの問いに、次は執行部より、熊本県としては、県道瀬田竜田線の整備完了後に森橋を含めたボトルネックの改良の検討を進めていきたいとのことでした。森橋については、架け替えが必要という認識でした。橋梁点検の結果により健全度次第では順位を上げて取り組みたいという話もあっております。概算で15億円から20億円かかるため、予算の確保も考えていきたいとのことでありました。また、このように地元から要望の声が挙がることは県としてもありがたいという話もありました。

また委員より、立野ダムができると流量も変わってくると思うがどうなのかとの問いに、執行部より、立野ダムを含めた河川整備計画の中で熊本県が白川河川改修工事を行っていますが、河川改修の意味でも森橋の架け替えを大津町、熊本市、菊陽町で県に対して要望を行っておりますと答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり採択をしました。

次に、その他の所管事項といたしまして、「肥後おおづ観光協会の運営状況報告」について、産業振興部商業観光課よりの説明並びに質疑を行いました。

報告の要旨は次のとおり明記しております。

議員各位におかれましては、配布資料のお目通しのほどをよろしく願いしておきたいと思いません。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久君） 皆様、おはようございます。ただいまから、令和3年12月8日に、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号関連、議案第59号、議案第60号の6件であります。

当委員会は、委員会室403において、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず、議案第55号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、大津保育園分園を大津保育園に統合することについて、保護者の方たちの理解は得られているのかとの問いに、執行部より、理解は得られていますとの答弁がありました。

委員より、分園の統合によって、職員はどうなるのかとの問いに、執行部より、保育サービス向上のため、本園勤務となりますとの答弁がありました。

委員より、分園として使っている場所は、統合した後どうなるのかとの問いに、執行部より、元々児童館の場所でしたので、4月以降は児童館として利用しますとの答弁がありました。討論はありませんでした。

採決の結果、議案第55号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、公的病院の出産費用について、全国平均と比較すると熊本県が5万円ほど安いということかとの問いに、執行部より、全国的には出産費用の平均額が高い傾向となっており、熊本県内については、出産育児一時金が40万円程度となりますが、東京など都市部については50万円かかるという話も聞いていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第56号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてであります。

委員より、審査結果の点数が74.36点となっているが、何点以下が不合格になるのかとの問いに、執行部より、60点を合格点としていますとの答弁がありました。

意見として、2者以上で競争するのが理想だと思う。また、他市町村の取り組みを見て、より点数が上がるよう指導をお願いしたいとの意見がありました。

委員より、審査結果の点数に関して、全ての項目が平均して70点台なのかとの問いに、執行部より、全体的に6～7割の点数を取っており、バランスが悪いということはありませんとの答弁がありました。

委員より、点数としては満たしているが、人材としては大丈夫なのかとの問いに、執行部より、昨年度、町としてもモニタリング調査を実施しており、選定委員会へ報告しています。また、町と

して研修体制も構築しており、今年度も実施していますとの答弁がありました。

委員より、報告書を見ると2名欠席になっているが、欠席者が外部識者である場合、心配ないのかとの問いに、執行部より、欠席は、大学の先生と中小企業診断士の2名で外部識者でした。弁護士及び税理士の委員は出席されていたとの答弁がありました。

委員より、公募を実施し、1者のみの応募しかなかったことに対して、競争原理の観点から町はどのように考えているのかとの問いに、執行部より、今回の公募につきましては、現在1クラブで運営しているものを2クラブにすることと、指定期間が1年9か月と短い期間であるということもあり、条件的に厳しい状況でした。次回の指定管理選定の際には、学童保育の指定管理を実施している全ての事業者に対して、一斉に公募をかけ競争原理を働かせたいと思います。また、学童保育については、学校との連携が重要であり、町内の事業所に限定している事情もありますので、今後の指定管理方法については研究・調査していきますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第57号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、特に質疑はありませんでした。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、今まで児童家庭相談システムは導入されていなかったのかとの問いに、執行部より、6月補正でシステム導入の予算を計上し、住民記録との連携が必要になったため、今回、補正予算を計上しましたとの答弁がありました。

委員より、これにより子育て支援の部分で活用ができるということかとの問いに、執行部より、このシステムにより児童の状況や要保護児童対策地域協議会対応するケースなどの情報も連携が円滑になり、また、国が導入している要保護児童等の情報共有システムの連携も容易になりますとの答弁がありました。

委員より、どのように連携ができるのか具体的な事例を聞きたいとの問いに、執行部より、今は個別ケースについてはエクセルで管理していますので、氏名や世帯状況が変更しても把握できず更新されていないケースもあります。システムを導入することで、住民記録との連携により情報も更新されることとなります。また、児童相談所がケース概要を閲覧することもできますので、横の連携も可能となりますとの答弁がありました。

委員より、国庫や県費の返還する金額が大きいですが、町が申請した金額なのか、それとも国から示された金額なのか、どちらかとの問いに、執行部より、町が国や県に申請していますとの答弁がありました。

委員より、実績額が希望額よりも少なくなるのは、何か事業ができなかったということかとの問いに、執行部より、必要な事業については実施しています。例えば、コロナ関連では、当初、事業所から国等の補助額満額での申請を受け付けることが多く、実績額は少なくなることもあります。また、保育園の給付費は、事業費が億単位になってきますので、申請時に正確な算定が難しい部分はありますとの答弁がありました。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、楽善ふれあいプラザは、建設後何年経過しているのか。公共施設等総合管理計画にも記載しているのかとの問いに、執行部より、建設後20年ほど経過しています。昨年度も修繕箇所が発生し、本年度も空調設備を改修しております。個別施設計画にも記載しており、修繕していきながら建物の維持管理をしていくこととしていますとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、特定不妊治療助成事業について、助成実績は何件か。また、保険診療の対象となるのかとの問いに、執行部より、特定不妊治療費助成事業は、平成31年度から開始し、令和3年度は、10月末までに27件の申請があり、121万円の助成を行っています。過年度では、令和元年度は11件で50万円の助成、令和2年度は29件で120万円の助成を行っており、年々増加しています。現在、補助財源等はありませんが、来年の4月から保険診療適用となるため申請件数の減少が見込まれますが、町への申請期限を県助成事業の承認を受けた日から1年間としていますので予算を計上する予定ですとの答弁がありました。

委員より、債務負担行為で計上の「地域活性化起業人制度負担金」について、具体的に企業から話があるのかとの問いに、執行部より、スポーツ関連の企業から起業人派遣の話がありますとの答弁がありました。

委員より、この事業で町として一番力を入れたいところはどこかとの問いに、執行部より、町としては、健康増進事業などを実施していますが、事業に参加されないような健康意識が低い若年層に対して民間のノウハウを活用して、健康に関心をもってもらうような事業を展開していきたいと考えています。また、来年度から健康アプリを導入予定としていますので、歩数計を活用した健康づくりなどに取り組んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、具体的にはどのような事業を考えているのかとの問いに、執行部より、現在は健康保険課での健康増進事業、介護保険課での介護予防事業とそれぞれで事業を行っていますが、横断的に事業を行う必要があります。若い頃の食事や運動不足、生活習慣が将来には介護につながりますので、若いうちから栄養に関心を持ち、健診を受け、生活習慣を改めるようなシステムを作りたいと思います。また、スポーツ関連の担当である生涯学習課との連携もしながら事業を展開していきたいと思います。町から健康づくりに関する課題は起業人に投げかけますが、具体的な取り組みは行政にできない民間ならではの発想で事業を展開していきたいと考えています。事業については、3年間で「大津モデル」を作り上げ、その後は町で自走できる形にしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、ジュニアリーダー夢議会はどのような経緯で中止になったのかとの問いに、執行部より、町内における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、現在は落ちているものの、これまで大津北中学校ではクラスターが発生するなど、他の小中学校でも影響がありました。オンラインでの開催なども検討しましたが、授業時数の確保や学びの保障、学校の負担軽減などを考慮し、今年度は中止にしましたとの答弁がありました。

委員より、来年度以降のジュニアリーダー夢議会は、これまでと同じ方法で開催するのか、また

はオンラインを活用するのかなど具体的な考えはあるのかとの問いに、執行部より、大津町では県立学校にも案内し、実施しています。体育館で実施する場合、多くの子どもたちが直接話を聞き、目にすることができることから、より主権者教育としての効果が期待できるものと思います。聴衆がいて、その中でみんなで学ぶという形が理想だと思いますので、まずは集まって実施する方法を前提とし、その次にライブ配信を考えていますとの答弁がありました。

委員より、新しい庁舎にもなったので、議場でやっている様子をオンライン配信し、体育館などで視聴する方法でもいいのではないかと。また、議場でやる経験も大事な主権者教育になるのではないかと。問いに、執行部より、ICTを有効に活用した方法についても考えていきたいと思わずとの答弁がありました。

委員より、水俣に学ぶ肥後っ子教室の現地学習が中止となっているが、これに代わるものとして何か学校で学習しているのかとの問いに、執行部より、現地学習は中止となりましたが、オンラインによる学習は行っていますとの答弁がありました。

委員より、学校施設の高木剪定は、学校からの要望によるものなのかとの問いに、執行部より、学校からの要望によるもので、樹木の強剪定を予定しています。要望があった中から内容を精査し、大津小学校の国道57号沿線及び屋上の改修工事を行った大津南小学校の適切な維持管理に必要な樹木の剪定などを行いますとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、給食用のトレーについて、来年度の小学校入学児童からということだが、幼稚園はどうなるのかとの問いに、執行部より、これまで小学校入学の際に保護者の負担で購入していただきましたが、県内の状況を調べたところ、大半が公費負担で揃えており、本町でも来年度の小学校入学児童及び町立幼稚園2園の入園児から公費で購入するための経費で予備を含めて500枚分をお願いするものですとの答弁がありました。

委員より、先月、給食が止まったことがあったと思うは、水道は大丈夫なのかとの問いに、執行部より、11月4日に野菜の洗浄中において、水道水の中に錆が発見されたため、急遽メニューを水を使用しない炒め物に変更して提供しました。その日の夜に夜間工事で水道本管からの取り付け部分の敷設替えを行い、復旧をしたところですが、念のため調理器具等の洗浄を行うため、翌日の5日については、副食（おかず）の提供を中止、パンと牛乳のみの提供とし、おかずについては弁当をお願いしました。その後、水道の状況については概ね解消ができておりますが、念のため水道の蛇口にフィルターを取り付けて万全を期して調理を行っているところでの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、太陽光設備の修繕は毎年発生するのかとの問いに、執行部より、今回の破損については、カラス等のいたずらによるものか原因ははっきりと分かりませんが、太陽光パネルが2枚割れており、今回限りの修繕になりますとの答弁がありました。

委員より、運動公園では、雷注意報が出ているときに練習をしているチーム等への注意喚起はどうしているのか。また、活動をやめる、やめないの判断は、活動している利用者の判断になるのかとの問いに、執行部より、落雷の予兆の確認ができた場合には、代表者へ連絡しています。最終的には、利用者の判断となりますとの答弁がありました。

委員より、駐車場の手すりはどこに設置するのかとの問いに、執行部より、総合体育館北側駐車場からウォーキングコースに下りるまでの場所になりますとの答弁がありました。

委員より、運動公園球技場の正面階段があるが、バリアフリー的にはどうなのかとの問いに、執行部より、球技場として大勢の観客を受け入れる施設でありますので、広いスペースの階段になっています。また、両側にはスロープが設置してありますとの答弁がありました。

意見として、スロープがあるのはわかる。しかし、遠回りになるし、以前避難された方が階段で転倒された。将来的にはバリアフリーに配慮した施設にしたほうが良いとありました。

教育部生涯学習課公民館関係では、委員より、リモートロック設置による通信費の増加とはどういふことか。その仕組みはどうなっているのかとの問いに、執行部より、これまでは、鍵の受け渡しによる施設の開け閉めでしたが、リモートロックキーを設置し、暗証番号を使って開け閉めをするシステムに変更しました。野外活動等研修センターや矢護川コミュニティセンターでは、Wi-Fiを引いてからリモートロックキーを設置する必要があり、通信費が増加しましたとの答弁がありました。

委員より、何か所に増えたのか。また、現在、何か所に設置しているのかとの問いに、執行部より、大津地区公民館分館、矢護川コミュニティセンターなど4か所に設置しています。また、1つの施設で玄関や体育館等に複数設置している施設もあり設置数は増えています。また、利用者の入退館も確認することができますとの答弁がありました。

委員より、試行的に4か所で行ってみて便利であれば増やしていくのかとの問いに、執行部より、使い勝手よければ将来的に予約システムと連携し増やす方向で考えていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第58号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第59号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

意見として、介護保険特別会計は予算の規模も大きい。高齢者も今後増えていき、さらに充実させていかなければならないので、事業を精査しながら進めほしいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第60号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、その他の所管事項として、教育部生涯学習課より、「窪田阿蘇神社御神幸祭」町文化材指定について及び柳の木伐採について説明を受けました。

最後に、本委員会が、9月定例会以降に行いました、閉会中の継続調査について御報告申し上げます。

お手元に配布の「意見交換会会議録」を御覧ください。

11月11日午前10時より、役場2階町民協働ルームにおいて、本委員会全員と執行部及び町の歴史文化に関心をお持ちの13名の住民が出席し、町の歴史文化を生かしたまちづくりについて意見交換を行いました。

主な内容については、記載のとおりです。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、令和3年12月8日に総務常任委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第54号、議案第58号関連の2件であります。

当委員会は、委員会室401において、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第54号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、子育て世帯の負担軽減として導入するものであるが、未就学児に限定している理由はあるのか。今後拡充することも考えられるのかとの質疑に、執行部より、本年6月の参議院厚生労働委員会において、本条例の提案理由にあります「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の法案について、対象者や減額幅の更なる拡充を引き続き検討するよう附帯決議がなされています。今回は法改正の内容に則り町条例の改正も未就学児に限っていますが、附帯決議の内容から鑑みますと、子育て世帯における対象者の拡充も視野に今後国で検討されることと考えていますとの答弁でした。

委員より、未就学児の均等割減額が導入されることに伴い、減額となる税収はどれほどかとの質疑に、執行部より、令和3年11月現在の国民健康保険税課税状況で試算をしますと、対象となる未就学児が131世帯187名、一人当たりの均等割額が3万4千100円であるため、課税額が約637万円となり、ここから応益保険税の7割・5割・2割の軽減を適用した後の税額が約466万円、さらに、未就学児の減額を適用すると約233万円の課税額となります。減額となる税収については、7割・5割・2割の減額を適用した後の税額約466万円から未就学児の減額を適用した後の課税額約233万円を引いた残り約233万円と見込まれますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第54号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号関連、令和3年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

総務部税務課関係で、町長の退職金の返還の話があり、制度を調べますという話になってたと思うが、何か経緯があれば説明を願いとこの質疑に、執行部より、町長が退職金を受け取らないという形になりました。寄附という取り扱いになってしまうようで、そのため、ほかの自治体の事例を調べましたところ、町長の最後の報酬を1円にすることによって退職金を計算すると退職金が数十円になるという取り扱いをされている事例がありました。そのあたりを踏まえ、もう少し検討させていただければと考えていますとの答弁でありました。

次に、総務部財政課関係で、委員より、役務費について、仮設庁舎等の解体に伴うごみ処分量増加とあるが、年間予定量と比較してどの程度増加したのか。また、処分する際は事業系一般廃棄物処理業者に処分を依頼したのかとの質疑に、執行部より、毎月のごみ処分手数料が約12万円程度ですが、仮設庁舎及び仮設倉庫から出された廃棄物が思ったより多かったのが現状です。また、移転に伴う廃棄文書も数量が増加しました。文書の廃棄につきましては、個人情報等もございますので、溶解処分を行っております。なお、ごみの処分については、事業系一般廃棄物処理業者に運搬も含め依頼をしておりますとの答弁でした。

委員より、公用車修繕料はスクールバスの車検等に伴う高額修繕があったとのことだが、古くなったスクールバスの買い替え予定はあるのかとの質疑に、執行部より、スクールバスの買い替えに関して、学校教育課との具体的協議はまだ行っていませんが、行政バスについては新型コロナウイルスの影響もあり、利用実績が減少しておりますので、廃棄も含め検討する必要があると考えております。

意見として、スクールバスについては、古いものも見受けられるので、買い替えも検討したほうがよいのではないかとこの意見がありました。

総務部防災交通課関係で、委員より、補正予算も必要な事業費も積み重ねていると思うが、緊急対応などの場合には財源が厳しいこともあると思われる。老朽化や支障のある場合の修繕について予算が潤沢に確保されているのかとの質疑に、執行部より、今年度の修繕は28件となっており、前年度の19件に対して、すでに10件近く修繕を要しています。予算にも限りがありますので、緊急を要するものに関しては、財政課と協議し、予備費等で対応していますとの答弁でした。

意見として、突発的な消火栓事案など、水道企業団により常時対応のできる事業者の体制があるため、町でも今回のような緊急対応ができると思われるが、まず、その事業者に修繕依頼が即時できるような予算の積み増しを全体的に考えていただきたいとの意見でした。

委員より、避難場所となる地域の公民館の耐震診断はどうなっているか。菊陽町では復興基金を財源として耐震診断と耐震改修を行っていると聞いている。生涯学習課の案件の可能性もあるが、避難所関係として防災交通課も関連すると思われる。耐震診断について検討しているのかとの質疑に、執行部より、今後、菊陽町、都市計画課等と連絡を取りながら検討しますとの答弁でした。

委員より、防災交通課には、交通安全に関して道路の損傷や危険箇所の相談も多くあると思うが、どのような対応をしているのかとの質疑に、執行部より、交通安全に関する相談は非常に多く、道路の損傷や形状等に関しては、道路管理者である建設課を案内しています。道路の白線が消えている

という相談は、防災交通課で対応しています。なお、横断歩道や停止線など規制に関することの相談があった場合、大津警察署へ相談し、順次対応していますとの答弁でした。

住民課関係では、特に質疑はありませんでした。

討論はなく、採決の結果、議案第58号関連について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第54号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、大津町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。こ

の採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、大津小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。こ

の採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第58号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和3年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和3年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和3年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和3年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和3年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、請願第2号、「県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する請願書」を採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

しばらく休憩します。11時5分から再開します。

午前11時01分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 発議第3号 「県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（桐原則雄君） 日程第4 発議第3号、「県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫君） 発議第3号について、県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えを求める意見書（案）。

熊本県におかれましては、熊本地震をはじめ県内地域の河川の氾濫等々、災害復旧に御尽力されていることに対し、心から敬意を表します。

特に我が郷土に多大なる被害を被った熊本地震から早5年が経過し、復旧の兆しが見えてきている昨今ではありますが、まだまだ傷んだ道路や橋は数多く、また老朽化も考慮すると早急の改善が必要と思います。

その中で、菊池郡大津町と阿蘇郡西原村を結ぶ重要な路線であり、観光や工業面での発展には欠かせない基幹道路である県道山西大津線は、特に工業団地に勤務される方々の利用が多くみられ、一日約3千700台の通行があります。

現在でも幅員の狭い森橋の架け替えは必要不可欠です。今後県道瀬田竜田線が改良されれば、観光利用で大津町から阿蘇方面への交通量は増々増大します。

この橋は、昭和26年の大洪水で流出したものを昭和30年に架け替えたもので、66年が経過しております。熊本地震では何とか崩壊は免れたものの、30年前の大雨時に受けた被害により、今も2か所の継ぎ目を5年ごとに補強されている状況です。一つ間違えれば阿蘇大橋のような大惨事にもなりかねません。

県におかれましては、財政上厳しい折とは存じますが、一刻も早い架け替え工事を竣工していただくよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日。

熊本県菊池郡大津町議会議長桐原則雄。

熊本県知事蒲島郁夫様。

議員各位におかれましては、意見書に賛同のほど、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第3号、「県道山西大津線白川に架かる森橋の架け替えに関する意見書」についてを採決します。この採決は、電子採決によって行います。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は議案のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 あげぼの団地7号棟改修工事請負契約の締結について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5 議案第64号、あげぼの団地7号棟改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。議案第64号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹君） 皆様、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言、御礼を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました、全ての案件につきまして、御議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも、議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、追加議案集の1ページ、説明資料集の1ページをお願いいたします。

議案第64号、あげぼの団地7号棟改修工事請負契約の締結についてでございますが、令和3年10月15日に条件付一般競争入札の公告を行い、11月24日に入札を実施いたしました。

入札の結果、長田建設株式会社、株式会社大電工、肥後木村組株式会社特定建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役、長田宏二様と2億1千615万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第64号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。議案第64号、あげぼの団地7号棟改修工事の請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、それから、説明資料集は1ページから5ページになります。

今回の工事請負契約案件は、あけぼの団地7号棟改修工事ですけれども、工事の概要等につきましては、後ほど都市整備部長が説明をいたしますので、私のほうからは入札関係について説明をいたします。

大津町の一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

建設工事の種類は、建築一式工事、電気工事及び管工事で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、乙型の共同施工を方式とし、共同企業体の構成数は3者としております。

代表構成員は、町格付けの建築のA、構成員2は、電気工事の経営事項審査総合評定値650点以上、構成員3は、管工事の経営事項審査総合評定値650点以上としております。

営業所の所在地は、代表構成員は、町内に主たる営業所を有すること、構成員2、3とも町内に営業所を有することとしています。

施工実績に関する事項では、代表構成員は、平成19年度以降元請けとして日本国内において完成したRC造の建築一式工事で、請負金額が8千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有すること。構成員2は、平成19年度以降元請けとして日本国内において完成した建築物の電気工事で、請負金額が1千万円以上の施工実績を有すること。構成員3は、平成19年度以降元請けとして国内において完成した建築物の管工事で、請負金額が2千万円以上の施工実績を有すること。

また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件といたしましては、代表構成員は、①として先の施工実績に関する事項同等以上の実績を満たす工事で管理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②として、建築一式工事に係る監理技術者有資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。構成員2は、電気工事に係る主任技術者または監理技術者、構成員3は、管工事に係る主任技術者または監理技術者。また、全構成員が当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3か月以上ある者としております。この全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和3年の10月15日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、11月の24日に入札を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。

入札結果について御説明をいたします。入札参加者は2社で、入札参加者、入札金額、それから入札比率につきましては、記載のとおりです。入札の結果、長田建設株式会社、株式会社大電工、肥後木村組株式会社特定建設工事共同企業体の代表者であります、菊池郡大津町大字陣内1356番地の長田建設株式会社、代表取締役、長田宏二様が1億9千650万円で落札をされ、契約金額は2億1千615万円となっております。工期は議会議決承認を経まして、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和4年10月31日までとしております。

なお、予定価格等につきましては、左の下に記載のとおりでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） おはようございます。議案第64号、あけぼの団地7号棟改修工事について御説明いたします。

議案集は1～2ページ、説明資料は3～5ページをお願いいたします。

私のほうでは、工事の概要について御説明申し上げます。

説明資料の3ページを御覧ください。

今回、工事を行います7号棟は、昭和56年建設、5階建て30戸の建物で、建設後40年を経過し、外壁の劣化が進行し、コンクリート躯体の浮きやひび割れなどが確認されております。内部においては、結露がひどく、躯体劣化の要因の一つとなっております。バリアフリーの観点からみますと、トイレ入り口には段差があり、手すり等の設置もありません。また、設備面では、給排水管からの漏水、ガス管からのガス漏れなど管の老朽化が確認されている状況でございます。

改修内容について御説明申し上げます。

説明資料の4ページを御覧ください。

まず、内部改修についてですが、浴室のユニットバス化、トイレ床のバリアフリー化、南側サッシの複層ガラス化を行い、居住性の向上を目指します。また、トイレ及び浴室には手すりの設置を計画しております。

床の改修範囲は青の着色部分です。この床下部分で給排水管及びガス管の更新を行います。ガス管、給排水管の更新にあわせ、給湯器の設置を行い、浴室、台所、洗面所にお湯が使えるようになります。

電気設備におきましては、建設当時と現在の生活様式を比べますと、電気製品の使用が増えており、電気容量の増量が必要となっております。今回の改修工事で幹線の改修を行い、電気容量の増量にも対応していきたいと考えております。

外部の改修について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

南北の立面図です。北面と東西面は断熱改修、南面は防水塗装改修、屋根面は断熱防水改修、ベランダは樹脂防水改修、階段室壁面は塗装改修を実施いたします。

外壁の劣化が進んできているため、今回の工事において劣化部分の補修を行います。また、結露がひどく内部からも躯体の劣化が進行している状況です。この内部の結露の原因は、建物全体の断熱性能の不足が一つの原因として挙げられるため、今回、工事において屋根面、東西面及び北面に断熱材を施工いたします。南面は、窓の面積が大きいため、壁の断熱より窓の断熱を行ったほうが効率がよいため、窓を複層ガラス化する方法を選択いたしました。

また、断熱材の施工を行うことにより、室内の温熱環境も改善され、省エネへの貢献も期待でき、さらに、外壁に断熱材を施工する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱によりカバーされるので、

これ以上の外壁の劣化は進行いたしません。また、外部からの施工となりますので、内部からの施工に比べますと入居者への負担も軽い施工方法を選択いたしました。

以上が、改修内容となります。

よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第64号について質疑を行います。

あけぼの団地におきましては、5棟改修しておりますが、確認したいのは、前回もでしたけれども、追加工事が出てくる。この追加工事というものがチェックできないんですね、我々議会では。もうすでに専決処分という形で5千万円以下で処分される。果たして、その設計の段階が悪かったのか、やはり工事に着手しなければわからなかったのかという疑義がどうしても残りやすいんですよ。ですから、今までその5棟ももうやってきているわけですから、そういったものが積み重ねて、きちんとチェックして間違いないな、この工事はっていう形にさせていただかないと、追加が出ましたと。5千万円以下だから町長にお願いして、専決をお願いしたいとかいうのは、これもものすごく実は荒っぽいんですね。ですから、そこには責任が生じるんですよ、実は。設計の段階というチェック、この方法というものは、より良きものになっているのかどうかですね。この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 村山都市整備部長。

○都市整備部長（村山龍一君） 永田議員御質問の設計変更の内容についての御質問だったかと思えます。

設計においては、設計担当のほうでコンサルと打ち合わせしまして、その中で最善の策で設計をいたしております。前回の設計におきましても、中を、床を外してみなければわからない部分とか、そういったことについて、どうしても工事に着手しないとできなかった部分を設計変更等いたしております。可能な限り、議員おっしゃるとおり、設計の段階でわかる分については積算の中に入れてましてやっております。

今回、前回の専決の変更については、空き室の改修分の変更を増させていただいております。そういったことで、今回についても補正の中でありましたが、空き室分の修繕については変更があるかと思えます。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第64号、あけぼの団地7号棟改修工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は、電子採決によって行います。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄君） 全員賛成です。したがって、議案第64号は議案のとおり可決されました。

**日程第6 議案第65号 令和3年度大津町一般会計補正予算（第10号）について
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決**

○議 長（桐原則雄君） 日程第6 議案第65号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第65号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹君） 提案いたしました契約案件につきまして、御議決をいただき、誠にありがとうございました。

次に、追加議案集の3ページ、一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお願いいたします。

議案第65号「令和3年度大津町一般会計補正予算（第10号）について」でございますが、今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金の年内一括給付に係る補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7千394万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を177億8千630万6千円とするものでございます。

議案第65号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第65号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の子育て世帯への臨時特別給付金のうち5万円相当のクーポンを基本とした給付について、先行給付金の5万円とあわせて年内の全額現金給付が自治体の判断により可能となったため、追加分5万円の年内支給に係る補正になります。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙予算の概要も御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7千394万6千円を追加し、予算の総額を177億8千630万6千円とするものです。

歳出から御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款の3、項2、目7新型コロナウイルス感染症対策費、節10需用費は、今回の給付金支給事務に伴う用紙代、事務用品等の消耗品及び封筒等の印刷製本費になります。節の11役務費は、年内の給付対象者への案内通知の郵送代になります。節12委託料につきましては、全額給付に伴い、子育て世帯への臨時特別給付金のシステムの改修業務を行うものになります。節19扶助費、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、今回、国が実施します子育て世帯の生活支援として、児童手当の支給対象基準以下の子育て世帯の保護者に対し給付を行うものですが、国が当初、5万円相当のクーポンを基本とした給付としていたものが自治体の判断により、全額現金での年内給付が可能となったため、高校生以下の子ども1人当たり5万円を追加するものでございます。

歳入を御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款15、項2、目1民生国庫補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金は、子育て世帯への臨時特別支援事業の年内給付に係るものになります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 議案第65号について質疑いたします。

追加議案ということで、救急にまとめられたということで、現金給付で大津町はやっていきたいということですが、私がこの点について、この所得制限、児童手当を基にしておりますので、そういったことで、この10万円給付から外れる方々への配慮を非常に危惧しております。ここの給付金の大本は、児童手当とかで基礎的な部分というものを計算されておりますけれども、新型コロナウイルス感染症が長期化してという大本というのは、このウイルス関係で生活に、経済的に困った方々というのが大本でありまして、例えば、所得が多い人がじゃあ影響が受けないのかと、す

べがらく、もう世界の人々がですね、これは影響を受けているわけでありますから、この点についてのこの根拠に乏しいと思います。国のその制度に従って行政側とするならば、地域自治体とするならばやっていくのは、それはわからんでもないです。しかし、国が完璧とは言えませんので、この点について、この方法が一番妥当なやり方なのか、私は疑義が残りますので、この点について、根拠となるものですね。これが根拠なんだと。国に準ずることが根拠なんだと。大津町が10万円現金でいくんだというようなですね、根拠をもう少し強く何か町民の方々に説明責任として出す必要があると思いますので、この点について質疑いたします。町長に対して。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回の給付金事業につきましては、コロナ感染症の影響が長期化している中、子育て世帯につきまして、子どもたちを力強く支援し、コロナ禍で苦しむ子育て世帯を迅速な給付で応援することが目的になっております。永田議員の御指摘にも一理あるところがあると感じているところで

す。大津町でも所得制限を超える対象者という方が350人程度見込んでおります。こちらの部分は国の補助とは対象とならないということで、こちらは一般財源の持ち出しという形になります。今回の給付金事業につきましては、国の制度に則った形で実施させていただくということで町のほうでは進めていきたいと、早急に進めていきたいというふうに考えております。

なお、今国会で別に審議される内容で、生活困窮者に対する支援金のほうも、給付金のほうも準備されております。非課税世帯への給付とあわせまして、コロナ禍の中での家計急変世帯につきましては、対象ということで今国会終了後に国からまた示しがあると思っておりますので、そういった方で生活が苦しいという事情の方には、そちらのほうですね、給付のほうを進めていければというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員からの質疑にお答えさせていただきます。

ちょっと幅広い答弁になりますけど、まず、今回の予算に関しましては、国のほうから、当初、クーポンのほうでというほうで来てましたけども、現金も容認するというところで、大津町としては、より使いやすい形で、あるいは、迅速な形ということで一括のほうに変更させていただきました。その上で、この様々な家庭が困っている中で、この所得制限は適切かというお話もおっしゃるように、御指摘のところもごもっともところもあると思います。実際、私のほうにもそんな声も入っておりますし、この子育て世帯に限らず幅広い年代、あるいは大学、専門学校にお子様をお持ちの御家庭からも様々な声があがっております。そうした中、国のほうからは、子どもというか、子育て世帯への支援というところでこういうものを提示してきております。

町としましては、国の基準に現行のところは則る形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員、どうぞ。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

要するに、その10万円給付から漏れたところの世帯に対してからの説明が薄いと言っているんですね。要は、例えば、この児童手当の960万円という所得ですね。この線引きというのは、いつまでの所得のこれ計算ですか。今現在、リアルタイムで、こう去年は所得は多かったけれども、今年は下がっていますよといったとき、どうします。これ去年のじゃないでしょうね。こういったものだったならば、リアルタイムに現状を認識して、計算するのが本当ではないでしょうか。

この点について、再度質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 矢野健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長。

○健康福祉部長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（矢野好一君） 永田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

根拠となる所得の基準につきましては、昨年度の所得が基準になっております。なお、先ほど申しましたとおり、確かに、家計急変の世帯もあるかと思えます。こちらにつきましては、今国会後示される国の生活困窮者への支援金の制度の中で対応させていただければというふうに思います。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今国会でという形で今答弁を部長からもいただきましたけれども、曖昧なんですね。どうなるかわからないということです。この外れる世帯が350、350名に対して、計算すると3千500万円。これって町の言うならば、町金庫からですね、やっぱり出すべきではないかなと考えます。これは国が、例えば、そういった荒っぽい計算の仕方を示すということ自体がですね、これ自体がもうおかしいんです。ですから、国会でも異論侃々諤々あつとって、そうじゃないんだと。18歳未満じゃなくて、もうすべがらく再度もう国民全体に10万円配るんだっていう論もあつたりするじゃないですか。元々は税金ですから、税金というのは、租税原則の中に公平の原則というのが必ずあるわけです。だから、今回というのが非常に不公平に思うわけですね。18歳という線引きをしなければ、こう国の財政自体がやっぱりその中でやりくりをしながらも出しているんだということもあるかもしれません。しかしながら、この今年の所得を抜きに、去年の所得を参照にしてこの計算に割り当てるといのは、これもすごく乱暴と思うんですけど、町長、どう思いますか。質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 金田町長。

○町 長（金田英樹君） 永田議員からの質疑にお答えいたします。

1点目として、3千500万円程度町の財源かというお話もございました。また、18歳というところの区切りのお話もありました。ちょっと先ほどと重なるところもあるんですけども、まず一つ目は、重ねてになりますが、今回、18歳以下の以外の家庭においても非常に困られているところたくさんあると思っております。そういったところを支えるということも当然に必要な観点かと

思っております。

また、先ほどの3千500万円出せるか出せないかの話なんですけれども、もちろん出そうと思えば出せない額ではないと思いますけれども、ただそうは言ってもですよ、財政計画のほうもお示しましたけれども、すでに学校建設大津中学校、あるいは、その次の南小というところで、先々を考えていきますと、今出してしまうと将来の子どもたちの負担になる可能性がある。末永く持続可能な形でしていける可能性がどんどん減っていく部分もあると思います。そうした面で、現時点でこの額を町独自で出すことが町のために、あるいは子どもたちのため本来になるかというところはもう少し考える必要があると思ひまして、現時点の国の枠組みで言いますと、ここの所得制限のは、国の制度に則った形でやっていきたいというふうに思っております。

また、税金の件に関しては、公平の原則もありますけれども、再分配という観点もありますので、そのあたりも十分留意しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） 質疑をいたします。

この歳入側の話なんですけれども、この国庫支出金の国庫補助金ということで出てきております。ただ、その特定予算の未確定による予算執行の制限という話がありますですよ。国の、例えば、補助金とかであれば、この財源がきちんと確定していないうちには、その予算執行しちゃいけません。ただ、これっというのは、少なくとも国のほうが予算は持っているわけですよ。それをいつ出すかの話なんです。ところが、今回は、まだ参議院通ってない、国のほうの予算として通ってない状態でこの名目で歳入を期待しているのかということですね。本来であれば、これよく報道とかで立て替え、立て替えという言葉が使われておりますので、本来であれば、財調か何からとりあえず出しておいて、あとで国の予算が決まった後に財源組み替えでやっていくというやり方が本来じゃないかなと思うんですけれども、このやり方にした理由について説明をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 予算編成についての在り方の御質問だと思います。

これについては、国のほうからですね、今回の支援金についてのQ&Aがきておりまして、補正予算の成立前が支給要領を発出する前に自治体による給付が行われた場合でも、事後に地方自治体に補助金を交付しますというような回答が来ておりますので、これに基づいて今回財政の予算編成をさせてもらいました。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二君） そうですね、そういう通知が出ているということは承知しておりますが、そのQ&Aには暫定版と書いてあると思うんです。何て言うかな、支給はしますよということは、それはあくまで見通しとして示してあるんであって、確定ではないわけですよ。確定でない以上は、このやり方でなくてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでござ

ざいましょうか。

○議 長（桐原則雄君） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二君） 今、Q&Aについての回答を申し上げましたけど、その前段ですね、衆議院の予算委員会で子育て給付に関する政府の答弁がっております。その中でも併せて、担当大臣のほうからもですね、事後に地方自治体に補助金を交付するということにしたいとこのこの考え方は確実に定めてありますので、それに基づいて、今回、編成をさせていただいたということになります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦君） 討論を行います。

今回の子育て世帯への臨時特別給付、一括給付についてであります。町としては10万円を給付する、現金で給付するというのは、これ極めて妥当なやり方だとは思いますが、ただ、その中でも完璧ではなくて、所得制限によってももらえない18歳未満の子どもたちがいる世帯が発生するという事で、約350名、金額にして3千500万円。先ほど質疑をいろいろしましたけれども、町長も出せなくはないお金でもあるというふうなことを言われましたよね。将来、まだ出さなくてはならない、計画に則って予算編成をしてますから、出せなくはないけれども、今は出したくないというような形の答弁だったかと思えます。それが町長のマネジメントで言われる部分かなと思えますけれども、今は急を要しているところでありまして、そういった言い訳は通じないということです。世の中をよく見なさいということだろうと私は思います。ですから、実態調査というものもきちんと進めていけば、出さなくてはならないという状況になるのが本当じゃないかなと。そもそもですね、960万円というその所得に対して、去年のデータですよ。去年のデータを今年もう12月ですからですね。終わりますよ、今年は。全く状況また変わっていますもんね。そういった状況化において、ただ単に数式までこういった計算をしたらどうですかって言われたのをうのみにして出していくというのはですね、これはちょっと甘すぎますね。もう少し考えたらわかることだと思います。本当に実体経済、今見てるのは、総理大臣の、岸田総理の所信表明ですけども、11ほど大見出しであげた中の4番目に、経済回復に向けた支援というものがありまして、この中で、経済的に困りの世帯ですね、もう特に新型コロナで困りの方の生活を支えるというものがちゃんと出てきます。それで、厳しい経済状況にある学生、子育て世帯に対し、給付金による支援を行います。特に、生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援金の拡充など、様々なメニューを用意します。総額7兆円規模を投入していきますということを明言されております。それこそ先日言いました、三権分立の中の行政権のトップでありますから、そういった形で行政を確実なものに進めていって、国民全体の生活を安定させるという決意だったかと思えます。そういうことを考え

ますれば、我々は、この大津町は、その解釈の仕方ですね、その10万円給付、本当ならば全員に10万円のほうがいいんだろうけれども、そこまで無理は言いませんから、この3千500万円というものを町の予備費なり、財調を取り崩すなりやっつてですね、今をどうにか乗り切るんですよ。例えば、960万円以上の所得の方々っていうのも、それだけ多くの税金を納めた方々なんですね。この7兆円規模の言うなら財政支出という中の強いところを一旦一翼を担っている方々なんです。ですから、この方たちがもし生活が困窮したらどうなると思います。所得の高い方というのは、その生活の仕方という計算がもちろん、その半分ぐらいの所得の家庭と比べると違うわけですよ。そういった方々がコロナの影響を受けてですね、こう生活を全く違うように変えていかなければならない。全国的にもう学校を辞めなければならぬ。行った学校は学費が高いから低いところに行かなければならない。いっぱい事例が出てきてますでしょう。それ今年ですよ。去年も今年もそういったことがずっとあっているんです。だから、今現在、リアルタイムに評価したやり方ではないということではないでしょうか。我々は、その高い認識をここで示すべきです。無投票当選の議会ですよ。はっきり言って、町民の方々は、それについて文句言われる方、かなり多い。ですから、我々は議員各位がですね、その理解はもう少し高く持って、3千500万円のその予算については、来年度の予算編成でいろんなやりくりをやっつて捻出するんですよ。そういったことぐらいできなければ、本当の地位ある議会とは言えませんので、私は、この点については、町長にお願いして、3千500万円を支出して、この会議を一度閉じて、そして、改めて書き直して、そしてまた審議に移る。それぐらいのことをやらなければ、本当にコロナ禍で影響を受けた方々の手当にはならないと、そういうふうに考えます。

○議長（桐原則雄君） 反対討論ですね。

○13番（永田和彦君） はい。最後に言いますから。

○議長（桐原則雄君） はい、わかりました。

○13番（永田和彦君） ですから、これは不完全な提案だと私は思っております。

この議案に対して、反対の立場から討論をいたしました。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひします。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘君） おはようございます。それではですね、賛成の立場をもって討論をさせていただきます。

ただですね、一言いっときたいんですが、賛成であるけれども、全員協議会の中でもちょっと話がありましたが、その960万円の所得制限の話をすると言ったときに、どのようなプランが出てくるかというの、私はちょっと危惧をしておったわけです。何を危惧しておったのかというと、やはりこの給付目的の子どもを助けるんだと、子どもをちゃんとやっつていくんだというところの目的からどんどんずれていってはいけません。子どもというのは様々おりますが、全ての子どもたちがその利益を享受できるという仕組みであればそれは構わんのだと私は思っていました。

今議会が始まり、会議が始まりまして、執行部のほうからはですね、様々な制度等を活用してこれを検討するというものであります。説明であったのは、この要は予算書の中に、財源は国なんです。だから国はですね、その960万円以上の所得がある人を救わなくて、はっきり言えばね、そういうことをやっとなんてですね。だから、その国ができない仕組みをどうやって補完するかということを考えるのが全国の市町村がやっているんですね。要するに、所得制限をなく10万円を給付、年内にすると決めた自治体もある。名古屋市のように、経済が回れば結構だからクーポンでやりたいというところもある。それは喧々諤々やっていただきたいと思うんですよ。自治体が勝手に決めてくれればいいんです。ただ、本町においては、じゃあどのようにその建て付けをしていくかというのは、先ほど永田議員から御指摘があったとおり、予算の措置は国はしないのだから、逸材をもってこれをやるんだというところ。これをですね、含みは残していただいているという執行部の答弁だったと私は思います。もしそうじゃなければですね、私も反対するかもしれませんが、要はですね、この10万円は、コロナに困窮している子どもたちにいつ配るかという話なんですね。いつか、なるべく早くではないんですかということなんですね。なるべく早く配るとすれば、予算措置が終了しているものから早く配りましょうと。そして、まだ手当てが足りない、もしかしたらですよ、世論的にはですよ、世論というのは恐ろしいですね。要は、今まではですよ、その10万円を配るには、国民に対してそうやって特別な扱いをしていいのかという議論があった。そして、政府が5万円、そしてクーポン5万円で行いましょうと言ったときには、それはいつ配るのか、10万円にできないのかという議論だった。そして、今それが政府が10万円というの決めたら、今度は所得制限の話をした。これどんどんどんどん積み重なっていけば、じゃあ二十歳までの人たちは子どもじゃないのかとか、そういうことまで全部出てくるんですよ。そしたらですね、地方議会というのは、別に国のやることに「うんうん、ああああ」と言わなくていいですよ。ただ、国が決めよとしている制度について、自分たちがその能力を持って補完すればいいんだと思えば、早く決まったことから早くやっってくださいよという話なんですよ。もちろん、私も960万円以上の所得であるであろう方から、なぜ私たちは給付を受けないのかという御指摘をいただいております。その人たちの意も組まなければいけないですが、国や県は財政主導ありません。これを決めるのは、先ほど永田議員がおっしゃったとおり、本町の町議会で、あるいは執行部からの提案で、それをしっかりやっっていかなきゃいけないということであれば、ここは決まっていることはとりあえず賛成をします。これだけの熱い討論が交わされれば、必ず執行部からそれに見合う答えを引き出せると私は思っています。要するに、名誉ある獲得をまずしようって。国から国の税金をおこぼれみたいにもらうのではなくて、子どもたちのためにしっかり使う仕組みを自治体が主体的に決めるということの第一歩として、私は評価したいと思っております。

ただ、これから先、そういったもらえない人、350名、この町にいらっしゃるといのであれば、その議論はこれからも深めていかなければいけないと私は思います。

そういった観点から、この議案については賛成の立場を取らせていただきます。

議員各位の御賛同を求めます。よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第65号、令和3年度大津町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。この採決は、電子採決によって行います。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） なしと認め締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄君） 賛成多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和3年第7回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年12月16日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 永 田 和 彦

大津町議会議員 津 田 桂 伸